

# 安心・ 成長・ 自立自尊 の 埼玉へ

埼玉県5か年計画  
2012▶2016

SAITAMA





## ごあいさつ

人口減少・少子高齢社会の到来、急速に進むグローバル化、東日本大震災を機に顕在化したエネルギー問題など、今の日本は様々な課題に直面しています。

埼玉県では、こうした課題を乗り越え、時代の変化に対応した新たな社会モデルを構築していくため、平成24年度からの5年間に取り組むべき施策の体系を明らかにした「埼玉県5か年計画」を策定しました。

計画では、県が進むべき針路として「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」を掲げています。

まず取り組むべきは、「安心の確立」です。医療、介護、子育て、防災など県民生活のすべての分野で安心が実感できる社会を築きます。

次に「成長の実現」です。県民も企業もあらゆる分野でイノベーションの波を起こし、持続的な成長を実現します。

そして、県民自らが自立するとともに主体的に社会に関わり、より良い地域社会をつくる「自立自尊の埼玉」を構築します。

この針路を踏まえ、戦略的に政策を展開していきます。

具体的なプロジェクトとして、地域全体でエネルギーの地産地消を進める「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進します。また、誰もが健康でいきいきと暮らせる「健康長寿埼玉プロジェクト」や女性の力が原動力となって経済の好循環が生まれる「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」などを推進し、成功モデルを全国に発信していきます。

今こそ、私たち一人一人が目の前の現実に向き合い、全員の力で、地域を、そして日本を元気にしていかなければなりません。

私は、この計画に基づき県政運営を進め、本県の目指す将来像、「安心を実感する埼玉・チャンスあふれる埼玉・生活を楽しむ埼玉」を実現し、日本再生を先導してまいります。

県民の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成24年6月

埼玉県知事 上田清司

## 第1章 総論

<b>1 はじめに</b> .....	<b>6</b>
策定の趣旨.....	6
計画のポイント.....	6
計画の期間.....	6
計画の構成.....	7
<b>2 時代の潮流と課題解決の方向性</b> .....	<b>8</b>
少子高齢化による社会構造の変化.....	8
経済を取り巻く社会環境の変化.....	10
将来への不安の広がりと地域コミュニティの弱体化.....	12
地球規模で進行する環境・エネルギー問題.....	14
大規模災害に対応する危機管理.....	16
地域の自主性・自立性の向上.....	18
市町村の活力を生かした地域づくり.....	20
ITの発達と普及.....	22
<b>3 埼玉県を目指す将来像</b> .....	<b>24</b>
将来像① 安心を実感する埼玉 .....	25
将来像② チャンスあふれる埼玉 .....	26
将来像③ 生活を楽しむ埼玉 .....	27
<b>4 計画の着実な実行に向けて</b> .....	<b>28</b>
施策評価に基づいた県民に信頼される行政運営 .....	28
より効率的で効果的な行政運営.....	29

## 第2章 埼玉県の針路と12の戦略

1	私たちの社会が直面する課題	32
2	課題の要因	33
3	課題を解決し希望が持てる未来を拓くために —安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ—	34
4	12の戦略	35
	戦略 1 子育ての安心	36
	戦略 2 健康・介護の安心	40
	戦略 3 医療の安心	44
	戦略 4 雇用の安心	48
	戦略 5 大規模災害への備え	52
	戦略 6 時代に応え未来を拓く人材育成	56
	戦略 7 世界水準の中小企業育成	60
	戦略 8 埼玉農業の競争力強化	64
	戦略 9 新エネルギー埼玉モデルの構築	68
	戦略 10 みどりと川の再生	72
	戦略 11 女性がいきいきと輝く社会の構築	76
	戦略 12 日本一の共助県づくり	80
5	埼玉から発信する日本再生	84

## 第3章 分野別施策

分野別施策の体系	86
<b>I 安心・安全を広げる分野</b>	<b>89</b>
安心して子育てできる環境をつくる	90
高齢者が安心してすごせる社会をつくる	96
誰もが健康に暮らせる社会をつくる	102
暮らしの安心・安全を確保する	114
危機・災害に備える	128
<b>II 人づくり・教育を高める分野</b>	<b>137</b>
子どもを鍛え次代を担う人材を育成する	138
誰もが力を発揮しいきいきと活躍する	154
<b>III 経済・産業を支える分野</b>	<b>165</b>
埼玉の成長を生み出す産業を振興する	166
埼玉の成長を生み出す農林業を振興する	178
埼玉の成長を支える社会基盤をつくる	184
<b>IV 環境を守り育てる分野</b>	<b>191</b>
みどりと川を再生し自然と共存する	192
エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ	202
環境負荷の少ない循環型社会を創造する	210
<b>V 暮らしと地域を豊かにする分野</b>	<b>217</b>
埼玉の魅力を創造し発信する	218
快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる	226
一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる	236
<b>参考資料</b>	<b>245</b>
財政収支見通し	246
指標一覧	247
「埼玉県5か年計画」策定の経緯	252
用語の解説	256



# 第1章

## 総論

# 1 はじめに

## 策定の趣旨

この計画は、県議会の議決を経て策定する地方公共団体としての総合的な行政計画であり、個別の行政計画の上位計画になるものです。

埼玉県では、平成19年度（2007年度）からの5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」において、目指すべき将来像「ゆとりとチャンスの埼玉」を掲げ、県政運営をしてきました。

平成23年度（2011年度）に、この計画期間が終了することから、平成24年度（2012年度）を計画初年度とする「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へ－」を策定するものです。

本県の目指す将来像と、今後5年間に本県が取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画です。

## 計画のポイント

急速な高齢化に加え、東日本大震災という未曾有の災害により、わが国の社会は大きな変革を迫られています。そこで、こうした時代の変化に的確に対応し、新たな社会モデルを構築していく計画としました。今後5年間の本県の針路と戦略を明らかにしています。

また、すべての施策に指標を設定し、毎年度、指標の達成度の検証を行い県民生活への効果を評価した上で、次年度以降の予算や組織編成に反映させる計画としました。

## 計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5か年計画です。

なお、社会情勢の著しい変化が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行うこともあります。



## 計画の構成

### 【第1章】 総論

計画策定の趣旨、時代の潮流と課題解決の方向性、埼玉県の目指す将来像などを明らかにしています。

### 【第2章】 埼玉県の針路と12の戦略

時代の変化に対応して新たな社会モデルを構築していくための本県の針路と戦略を示しています。

### 【第3章】 分野別施策

県政を5つの分野に体系的に整理しています。基本目標と施策により構成しています。施策にはすべて指標を設定しています。

## 2 時代の潮流と課題解決の方向性

### 少子高齢化による社会構造の変化

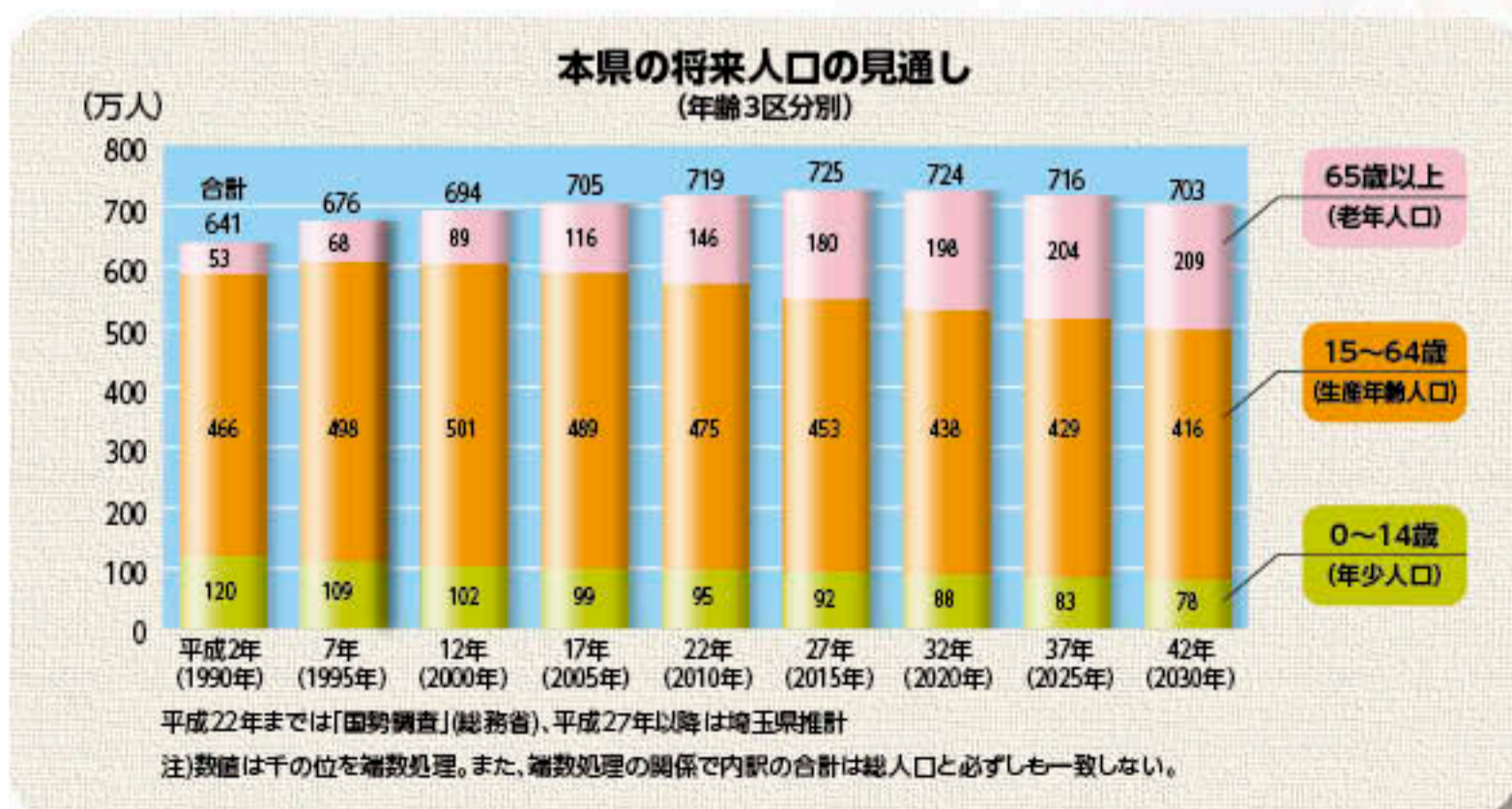
#### 1 時代の潮流

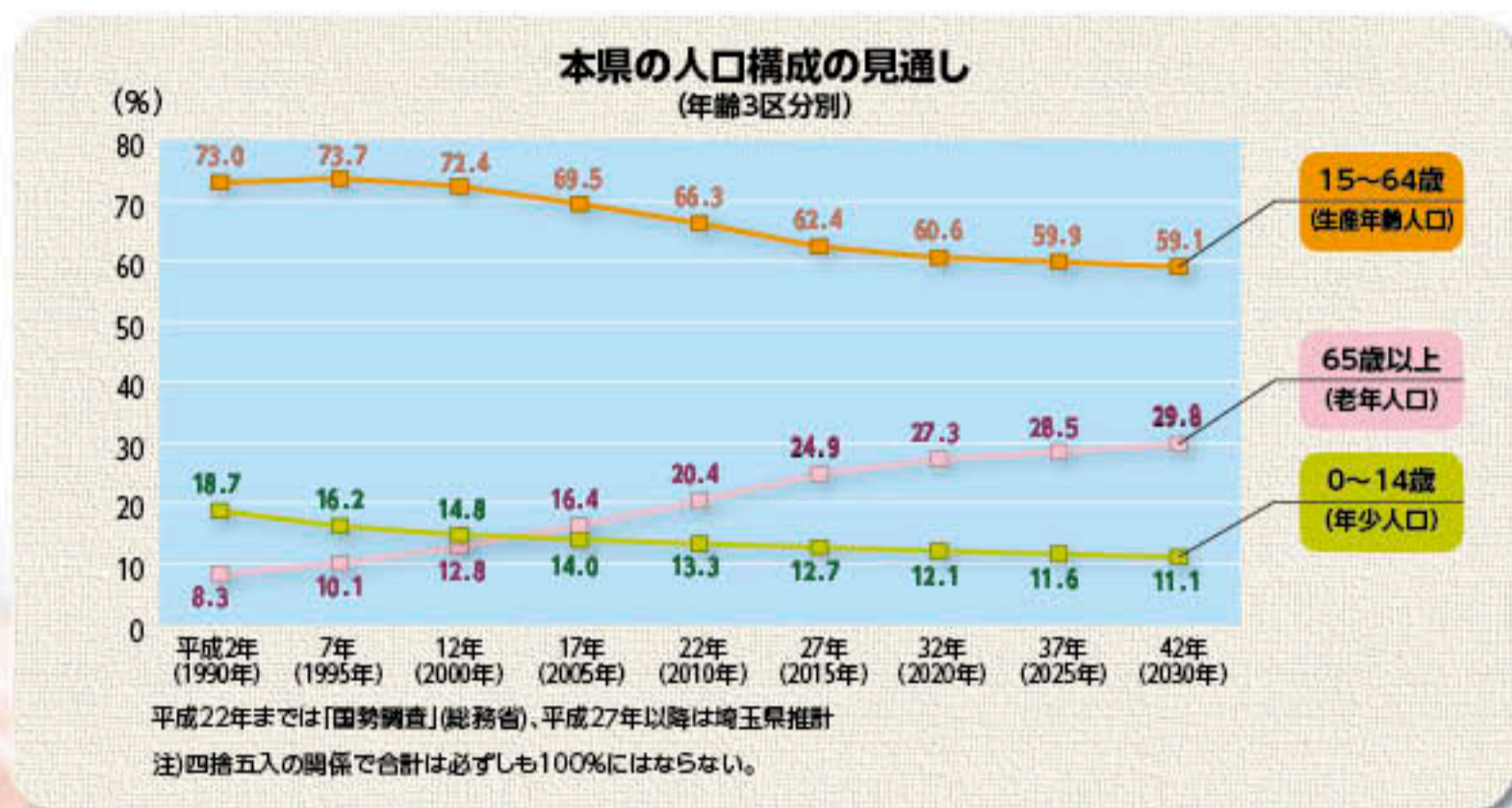
わが国の人口は1億2,805万7千人(平成22年国勢調査)で、戦後一貫して増加し続けてきましたが、ここ数年は横ばいで推移しています。都道府県別にみると38道府県では既に人口減少が始まっています。

一方、本県の人口は719万5千人(平成22年国勢調査)で、今後もしばらくは緩やかに増加すると見込まれます。しかし、合計特殊出生率\*は平成22年(2010年)現在で1.32と、人口を維持していくために必要とされる2.07を大きく下回っていることなどから、本県の人口は今後数年のうちに減少に転じ、平成42年(2030年)には700万人程度となる見通しです。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)までの10年間で約26万人減少しています。今後数年で団塊の世代\*の方々が65歳以上に達するため、平成27年(2015年)までの5年間でさらに約22万人減少する見通しです。

同時に、高齢化も急速に進んでいます。総人口に占める65歳以上人口の割合を示す高齢化率は、平成12年(2000年)からの10年間に全国で最も速いスピードで上昇し、平成22年(2010年)には20.4%に達しました。高齢化は今後も一層急速に進展し、平成27年(2015年)には約25%、平成42年(2030年)には約30%となる見込みです。





## 2 課題解決の方向性

わが国は、かつて経験したことのない人口減少・少子高齢社会を迎えようとしています。財政や社会保障などの先行きが不透明な中で、将来への不安感が広がっています。

本県では、これまでも「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき、保育サービスの提供の拡大など子育て支援の充実や、特別養護老人ホーム\*の整備など高齢者福祉の充実に積極的に取り組んできました。

暮らしの安心が確保されてこそ、人々は子どもを生き育て、暮らしを楽しむことができ、社会が元気になっていきます。

今後さらに、子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層における暮らしの安心を確保する取組を進めていく必要があります。

## 経済を取り巻く社会環境の変化

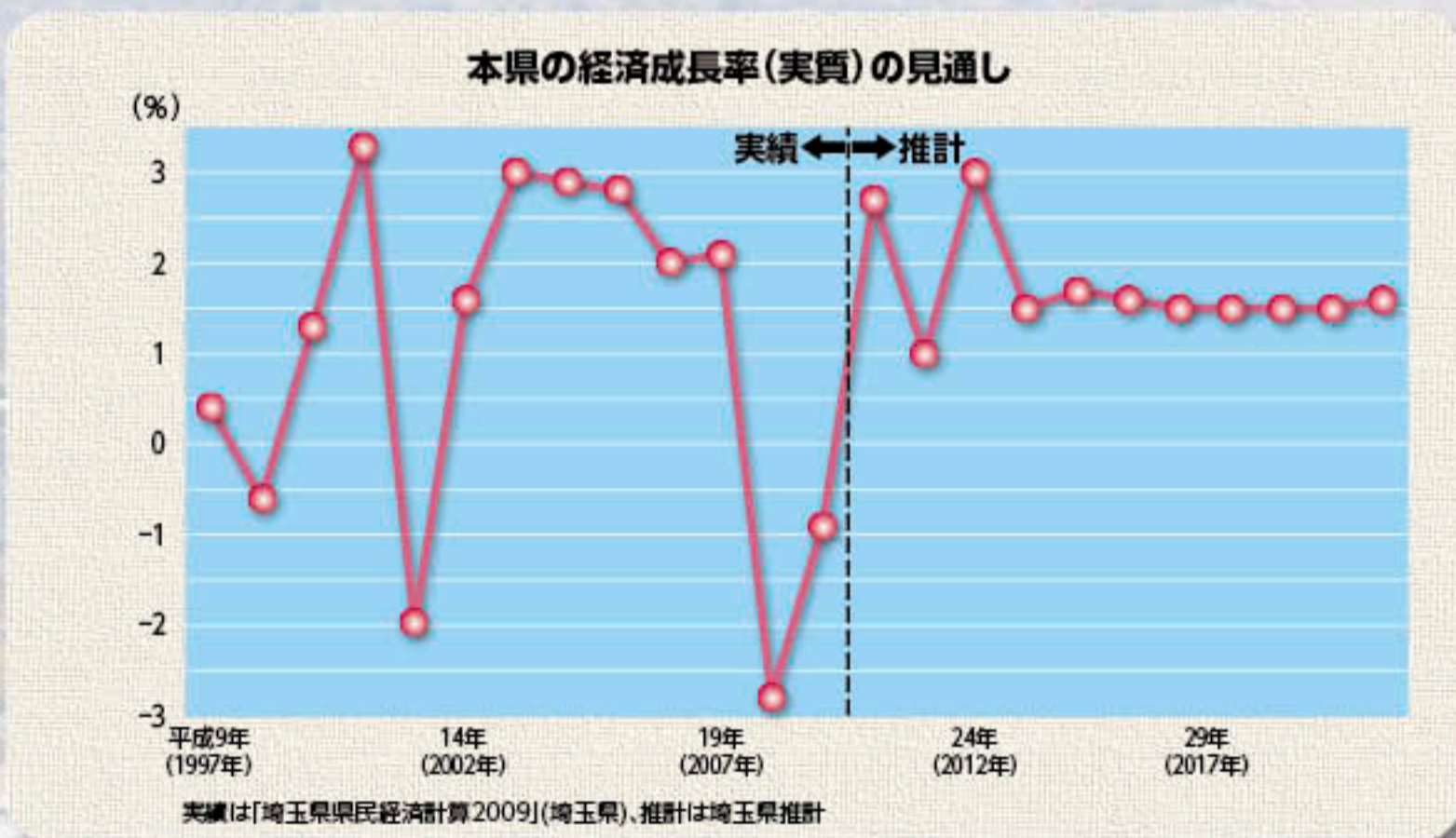
### 1 時代の潮流

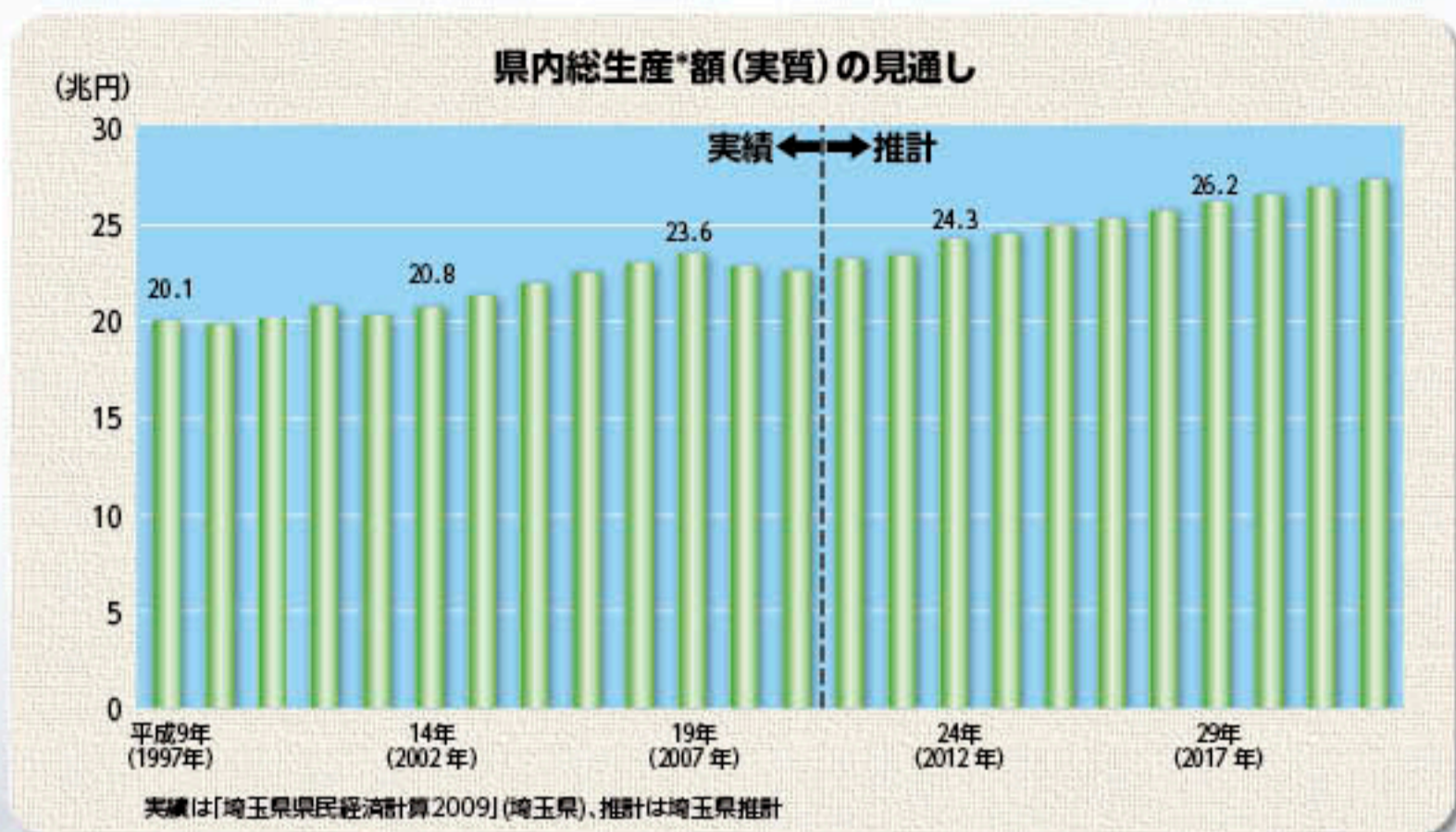
わが国の経済は、バブル経済\*崩壊以降の20年間、低成長の時代が続いています。新興国の台頭により世界規模での競争が激化する中、戦後の高度成長をけん引してきた製造業の競争力が低下しています。

また、少子高齢化の進展による人口構造の変化は経済に大きな影響を及ぼしています。高齢者の増加と生産年齢人口の減少により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されます。

さらに、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、電力供給の制約など中長期的なマイナスの影響も懸念されています。

本県経済もバブル経済崩壊以降、低成長が続いています。県内の実質経済成長率\*はリーマンショック\*の影響などにより平成20年度(2008年度)にはマイナス2.8%となりました。その後は緩やかに持ち直してきましたが、経済を取り巻く厳しい状況のもと、本県の実質経済成長率は今後1~2%程度で推移するものと見込まれます。





## 2 課題解決の方向性

本県経済は、経済のグローバル化に伴う競争の激化や生産年齢人口の減少といった厳しい社会環境の変化にさらされています。こうした状況の中、本県の活力を維持し、着実な成長を遂げていくためには、県民や県内企業が最大限に力を発揮し、競争力を高めていくことが不可欠です。

これまで本県では「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき、本県の強みを生かした産業の振興に積極的に取り組んできました。

今後は、企業の海外展開や次世代産業への参入を支援するなど、産業の競争力をさらに高めていく必要があります。そのためには、新たな産業やグローバル化に対応できる人材の育成などに取り組んでいくことが求められます。

また、労働力人口\*が減少していく中で、誰もが社会に参加し能力を発揮できる環境づくりに引き続き取り組んでいくことも重要です。

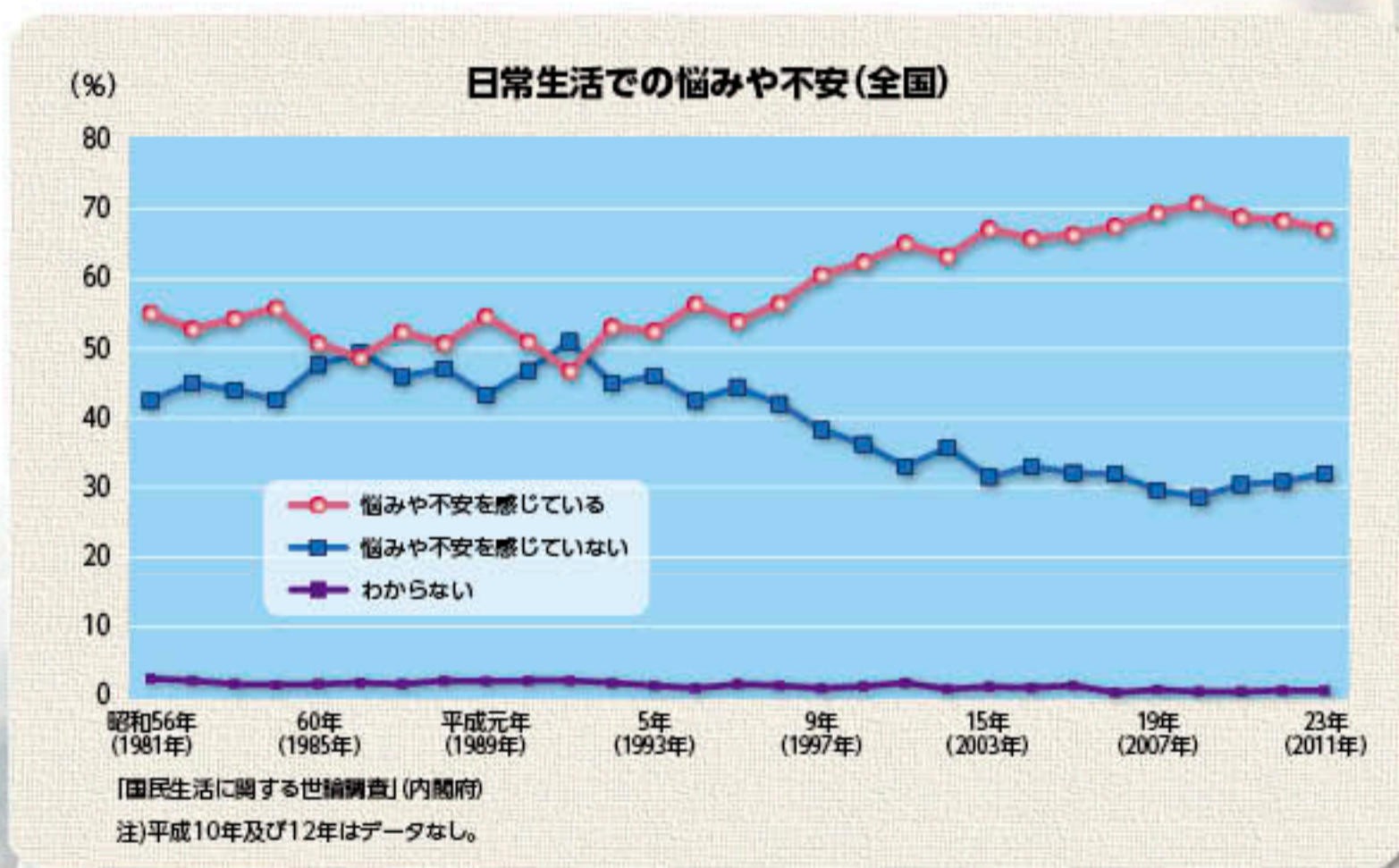
## 将来への不安の広がり地域コミュニティの弱体化

### 1 時代の潮流

戦後の日本社会は、会社や家族が経済成長という共通目標に向かってまい進していました。しかし、経済成長が低迷し、価値観が多様化した現代においては、個人の社会的孤立や生きづらさが顕在化してきました。年間約3万人にのぼる自殺者数は、日本社会の将来への不安の極端な現れといえます。

慢性的な失業リスクや非正規労働者\*の不安定な労働条件をはじめ、格差の拡大、医療・介護問題、治安などの日常生活における不安も広がっています。また、少子高齢化が進む中、独居老人を含む単身世帯の割合が増加しています。

このような中、地域における人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化が懸念されています。



## 2 課題解決の方向性

このように不安の広がりや人間関係の希薄化がいわゆる状況にありますが、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の後では、被災者同士の助け合いや地域コミュニティを軸とした支え合いに加え、全国でボランティア活動の輪が広がっています。また、わが国には江戸時代にあった火消しが消防団という形で残っているなど、公共の役割を地域社会が担ってきた歴史があります。

県民一人一人が住み慣れた地域において、いきいきと安心して生活していくためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、支え合い、その人らしい生活を送れるような社会づくりを進めていくことが重要です。

本県は、これまでも「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき、5,300団体超という日本一の数を誇る防犯パトロールの取組による治安の回復や、地域で高齢者を支える地域支え合いの仕組み\*など、共助による社会の構築を進めてきました。

今後さらに、NPO活動への支援や地域支え合いの仕組みを拡大するなど、多様な主体が連携・協働して、災害時だけでなく普段の暮らしにおいても助け合い、支え合うことができる社会を構築していく必要があります。

防犯パトロール「わがまち防犯隊」の団体数



埼玉県調べ

## 地球規模で進行する環境・エネルギー問題

### 1 時代の潮流

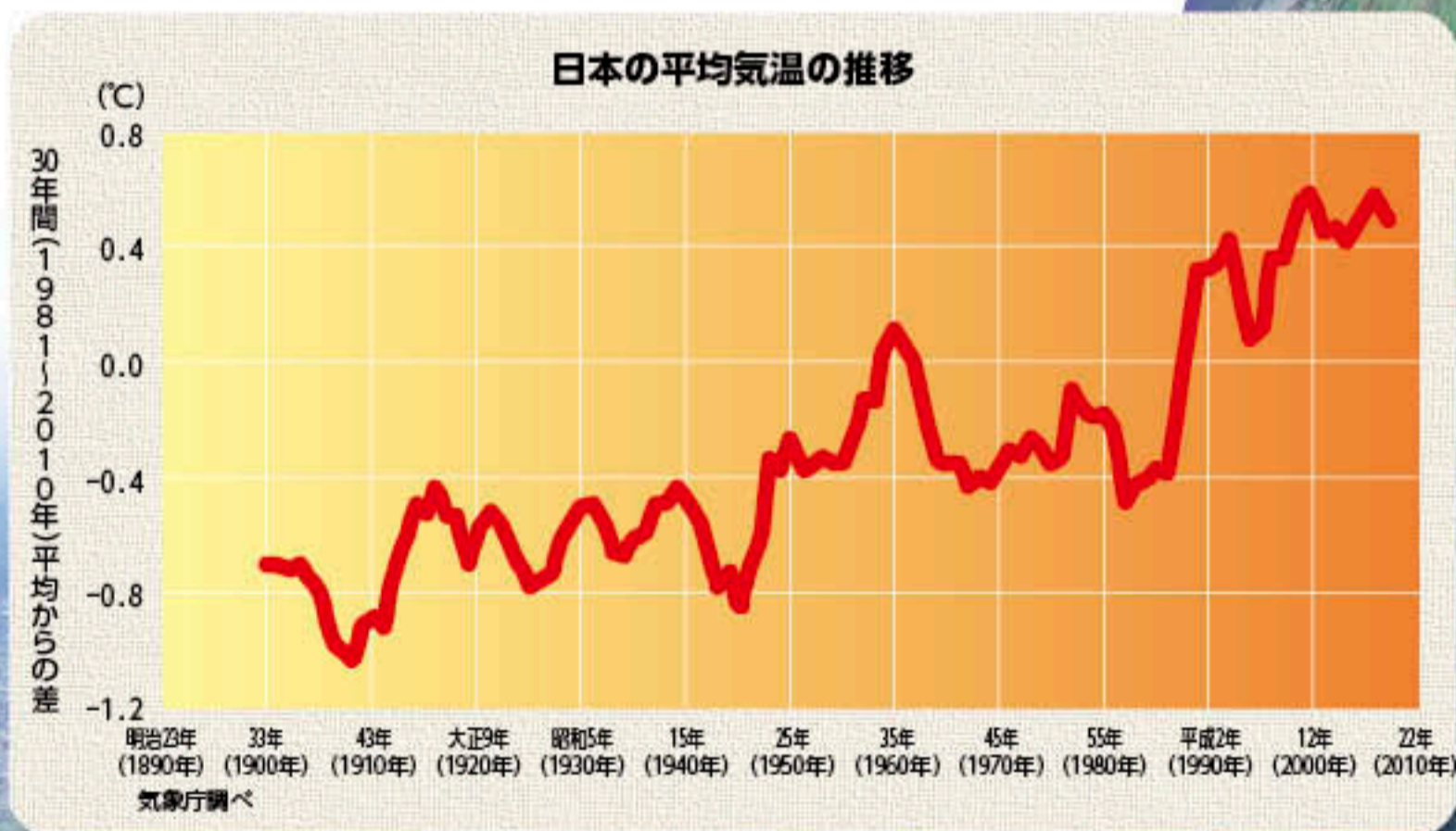
高度経済成長期以降の急速な都市化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、物質的な豊かさと便利さをもたらす一方で、自然環境の破壊や地球温暖化をはじめとした様々な環境問題を引き起こしてきました。

本県は、首都圏に位置しながら、秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など豊かな自然に恵まれています。この30年間で東松山市の面積に相当する約6,500ヘクタールの身近な緑が失われています。

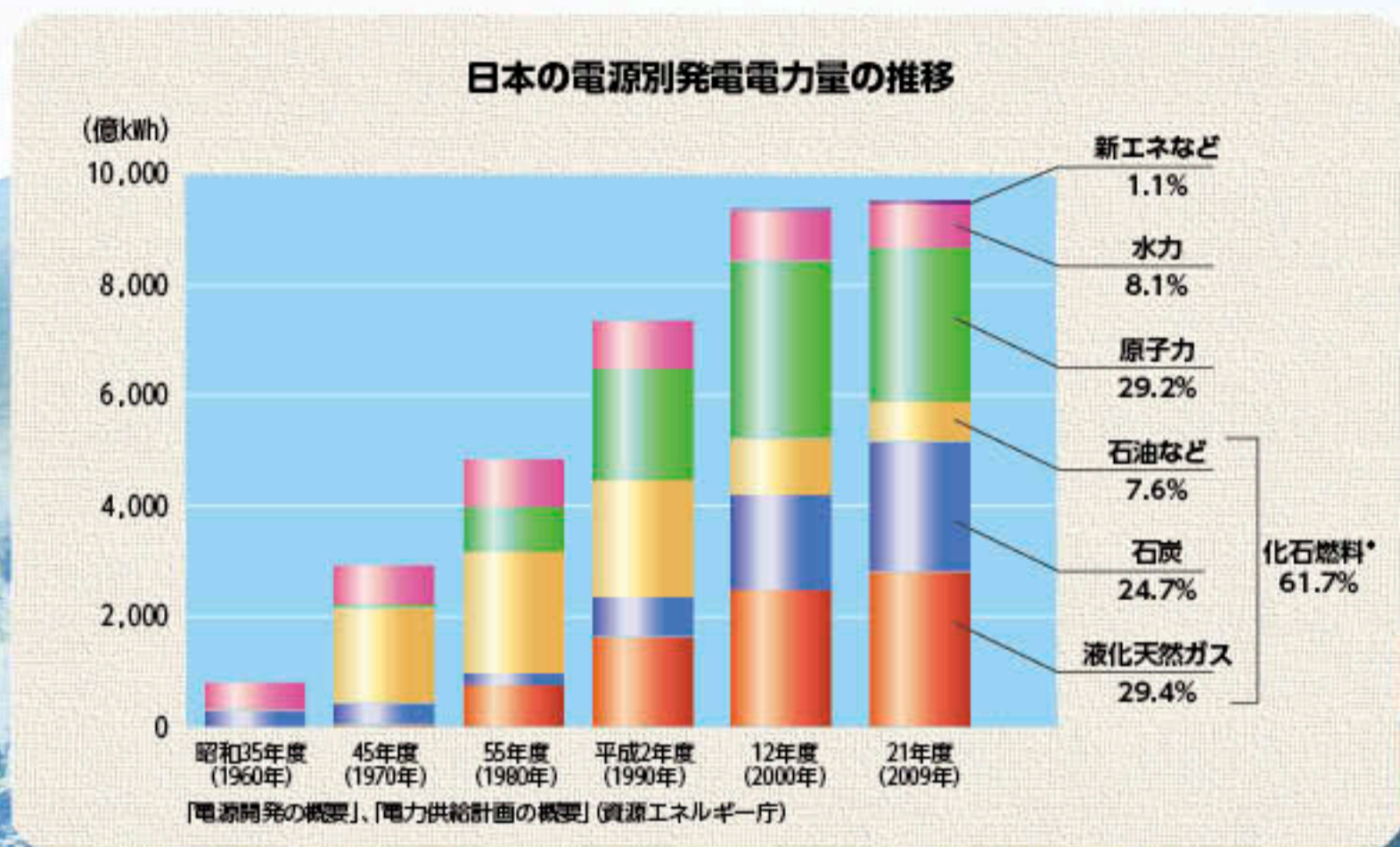
また、地球温暖化の進行によって、異常気象による自然災害や生態系\*への影響などの深刻化が懸念されており、温室効果ガス\*の排出抑制は待ったなしの課題となっています。

こうした中、東日本大震災における原子力発電所の事故により、私たちは電力不足という現実と直面しています。

このような喫緊のエネルギー問題を乗り越え、地球規模の環境問題まで解決していく取組が求められています。







## 2 課題解決の方向性

本県が自然と共生しながら持続的に発展していくため、県民一人一人の生活や産業活動を見直し、生活の豊かさを実感しつつも環境に配慮したライフスタイルや社会経済システムへ転換していくことが急務となっています。

本県では、自動車税の一部と県民・企業などからの寄附による「彩の国みどりの基金\*」を活用したみどりの再生や、「川の国埼玉\*」の実現を目指した川の再生を県民運動として取り組んでいます。また、快晴日数日本一\*の強みを生かした太陽光発電の導入拡大や、民間企業などとの協働による次世代自動車\*の普及などを進めています。

今後は、こうした取組に加え、県民、NPO、企業、行政などの連携・協働によりエネルギーの地産地消\*を進めるなど、自然共生・低炭素・循環型の3つの要素が成立した次世代型社会の構築を目指していく必要があります。

## 大規模災害に対応する危機管理

### 1 時代の潮流

平成23年(2011年)3月11日、東日本大震災が発生しました。マグニチュード9.0の大地震と大津波による被害は東北・関東各都県の広域にわたり、死者・行方不明者は約2万人にのぼります。経済的な損失も甚大であり、多くの生産拠点が失われました。

さらに、これによって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は、放射能被害という新たな災害を引き起こしました。この事故により、約200キロ離れている本県にも放射性物質が飛散し、県民生活に大きな不安を与えています。さらに、原子力発電所の停止により電力供給がひっ迫し、経済活動や日常の暮らしに大きな影響が出ています。

わが国は世界的にも地震が多い地域といわれており、今後も、本県に大きく関わるものだけでも、南関東地域に大きな被害を及ぼす東京湾北部地震\*や深谷断層など県内に複数存在する活断層による地震などの発生が懸念されています。



## 2 課題解決の方向性

東日本大震災では、想定をはるかに超えた津波への対策や原子力発電所の事故など、危機管理体制のあり方が改めて問われています。本県においては、帰宅困難者への対応や他県からの避難者の受入れ・支援などの新たな課題が生じました。また、放射能被害という新たな災害への対応など、従来では想定していなかった事態も生じています。

これまで、本県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき、大規模災害時における中枢機能の強化や公共施設の耐震化の促進など、危機や災害に強い体制の整備を進めてきました。

今後、放射性物質の調査とその結果に応じた対策を引き続き進めるとともに、東日本大震災への対応を検証し、既存の危機管理・防災対策全体の見直しを行うことが必要です。また、平成23年(2011年)3月に設置した危機管理防災センター\*を活用した実践的な防災訓練を実施するなど、平時からの備えを十分に行い、県民の安心・安全な暮らしを守っていく必要があります。

また、今後も起こり得る複数県にわたる被災に対応するため、広域サポート体制の検討を行っていくことも重要となります。



自主防災組織\*や防災関係機関による災害図上訓練



東京都との合同による帰宅困難者対策訓練

## 地域の自主性・自立性の向上

### 1 時代の潮流

人口減少・少子高齢化や社会の成熟化が進むわが国では、もはやこれまでのような画一的な中央集権システムで多様な住民ニーズに対応していくことは困難となっています。

こうした時代の流れに的確に対応するため、地方の自己決定権を拡充するとともに、国と地方の関係を上下・主従から対等・協力を転換する地方分権一括法が平成12年（2000年）に施行されました。

しかし、地方の自主性・自立性を高める観点からは、なお数多くの課題が残されていました。

このため、平成19年（2007年）から国と地方の役割分担の徹底的見直しや地方への権限、税財源のさらなる移譲を目指す第二期地方分権改革がスタートしました。

平成22年（2010年）には国の出先機関の原則廃止や、国の関与を縮小し地方の自由度を高めていく改革の取組の方向性を示した地域主権戦略大綱が策定されました。

#### 地方分権改革・地域主権改革の推進に関する流れ

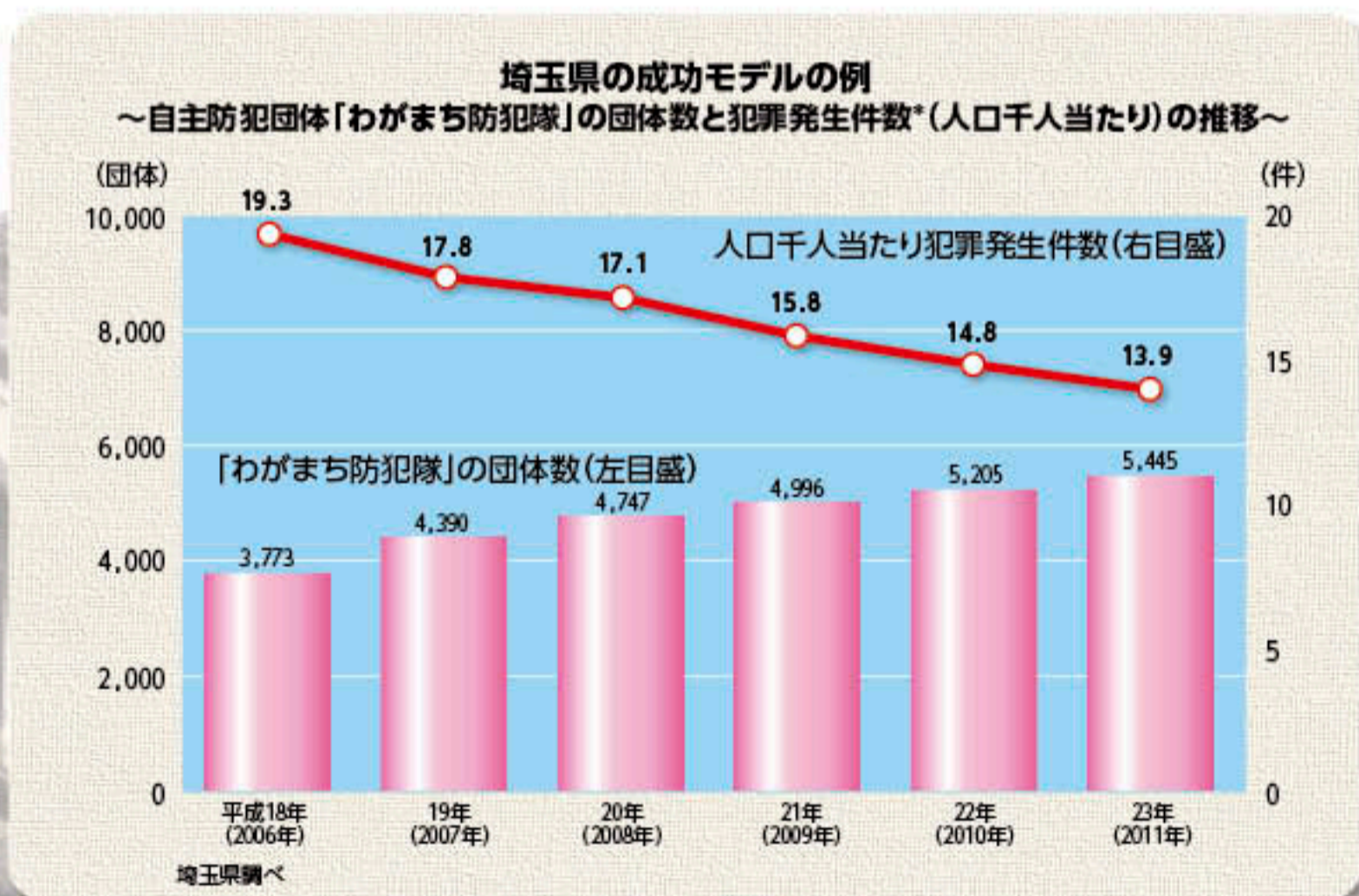


## 2 課題解決の方向性

国が全国画一的なモデルを示し、規制や補助金で地方の政策運営を縛る時代は終わりを告げています。

これからは「地域のことは地域で決める」という考えのもと、各地域が自ら創意工夫して個性を生かした政策を立案し、多様性に富んだ優れた政策を展開することにより、わが国全体の活力を高めていくことが必要です。

このため、本県では国からの事務・権限移譲など地方の自立性を高める改革に率先して取り組むとともに、特区制度の活用などによる大胆な独自政策を積極的に展開することなどにより、「ニア・イズ・ベター」の立証となる成功モデルを埼玉から作り出し、全国へ発信していきます。こうした成功モデルを積み上げていくことで地方への本格的な事務・権限移譲に結びつけ、地域の自主性・自立性の向上を図っていきます。



## 市町村の活力を生かした地域づくり

### 1 時代の潮流

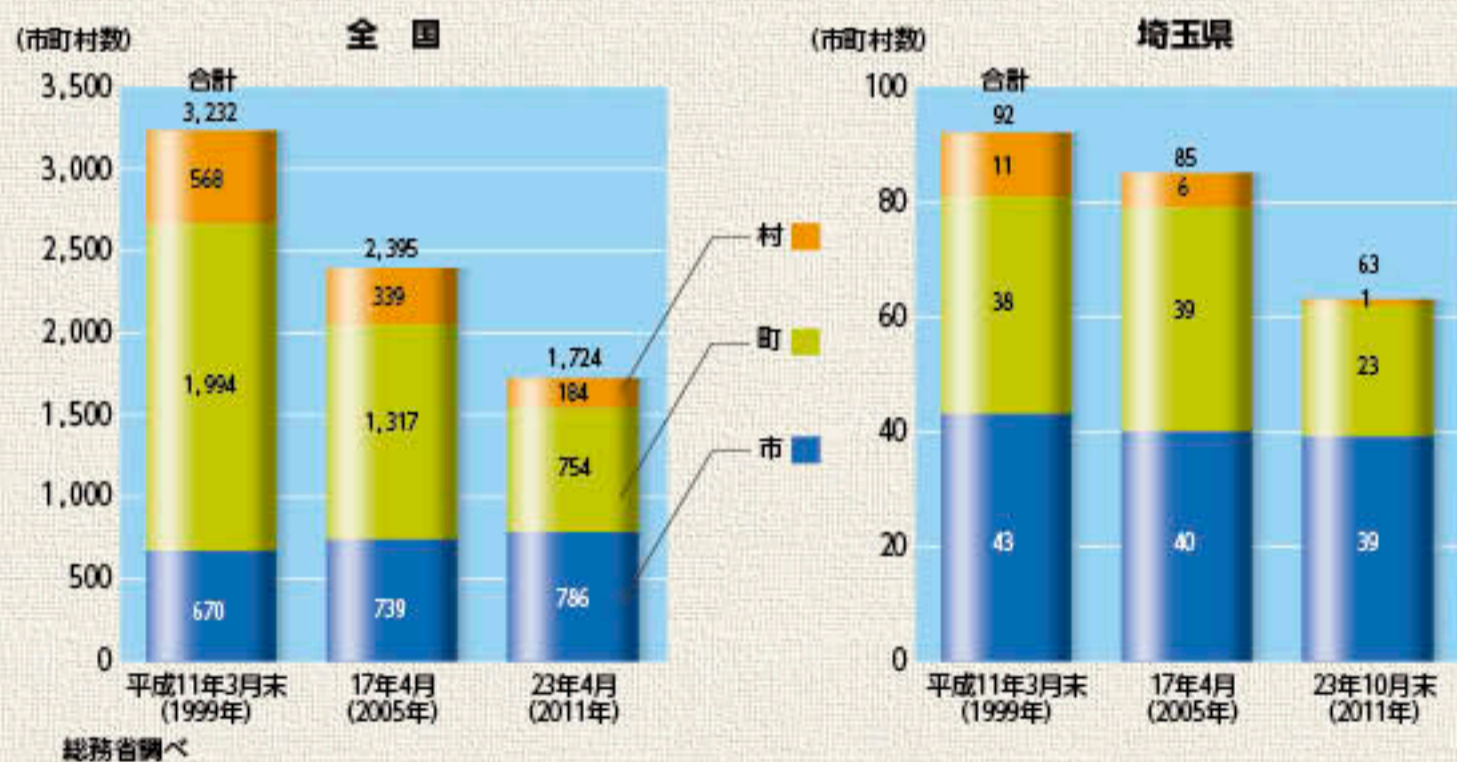
交通網の発達に伴う生活圏の拡大や情報化社会の進展など社会情勢が大きく変化する中において、行政サービスへの住民ニーズは高度化・多様化してきました。一方、市町村の財政状況は今後一層厳しさを増すことが予想され、将来にわたって住民サービスの維持・向上を図っていくためには、市町村の行財政基盤を強化していく必要がありました。

このような背景のもと、全国的に市町村合併が進められました。平成11年(1999年)3月末に3,232あった全国の市町村数は、平成23年(2011年)4月には1,724となり「平成の大合併」が進みました。

本県においても、歴史や文化を共有できる範囲で各市町村において経済的・財政的に自立できるよう合併を検討した結果、92あった市町村が63市町村に再編されました(平成23年(2011年)10月末現在)。

また、「地域のことは地域で決める」という地方の自立性を高める改革が進む中で、市町村は自らの判断と責任で行政を進めていく必要があり、今まで以上にその役割が重要となっています。

全国及び本県における市町村数の推移

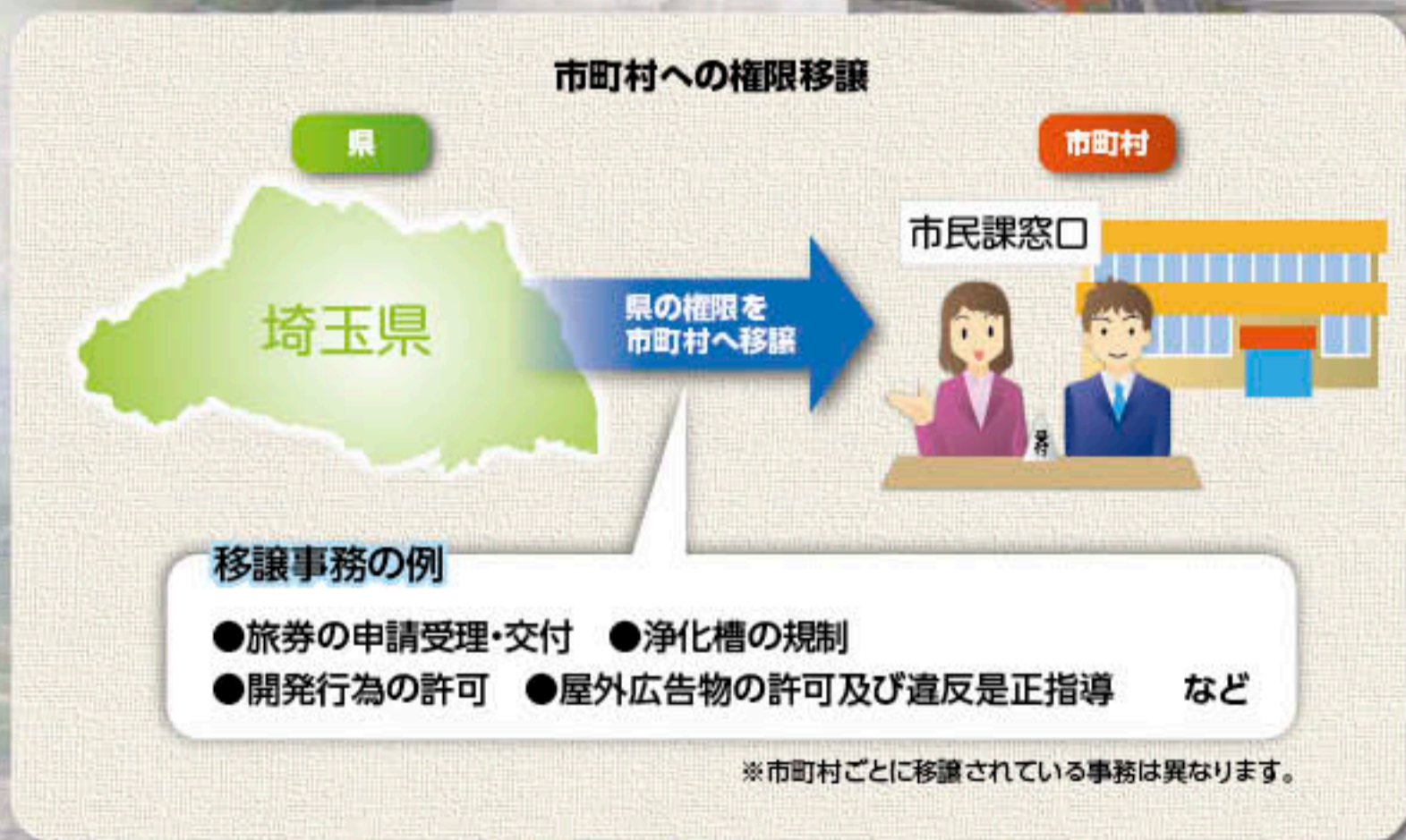


## 2 課題解決の方向性

個性豊かで活気に満ちた地域をつくるためには、県と市町村が適切に役割分担し力を合わせていくことが大切です。特に住民に最も身近な自治体である市町村が住民ニーズに合った施策を幅広い分野で積極的に展開できるようにすることが重要です。

本県では、早い時期から一貫して県から市町村への権限移譲を推進してきました。権限移譲により、県民が身近な市町村で申請や手続きが可能となることで利便性が向上するとともに、移譲を受けた市町村が地域の実情に即した行政を総合的に展開するなど、移譲による効果を大いに発揮してきました。

今後一層、市町村への権限移譲を推進するとともに、地域の個性を生かした取組を意欲的に行う市町村を積極的に支援するなど、市町村と共に地域の特徴や魅力を生かした地域づくりを推進していきます。



## ITの発達と普及

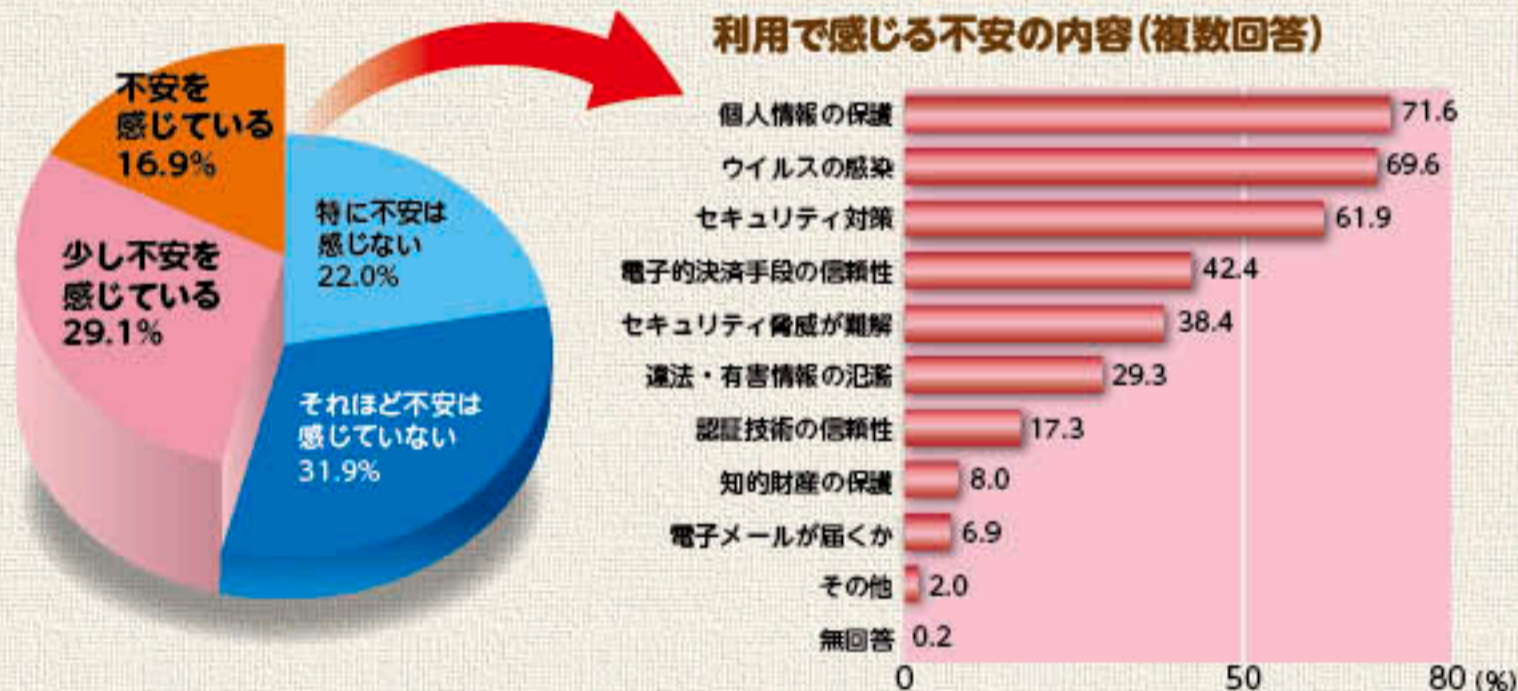
### 1 時代の潮流

IT\*の飛躍的な進展は、生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及によって、いつでも、どこでも、誰でも、国内外の情報に自由にアクセスし、コミュニケーションをとることが可能なネットワーク社会への移行が進んでいます。

また、高齢化が進展する中、保健、医療、福祉、教育などの分野でITを活用したサービスの充実が求められています。さらに、危機管理、防災、防犯、交通安全などの諸課題に対しても、ITを十分に活用することでさらなる安心・安全の確保が実現できると考えられます。

一方で、ITの普及に伴い、コンピューターウイルスや不正アクセス、情報漏えい、ITを悪用した犯罪なども増加しています。これらの問題に適切に対処し、県民が安心してITを利用できる社会を構築していくことが求められています。

### インターネット利用で感じる不安(世帯)



[平成22年通信利用意向調査](総務省)



## 2 課題解決の方向性

今後の超高齢化やグローバル化が抱える課題に対応していくためには、高度情報ネットワーク社会がもたらす「光」と「影」を十分に考慮しながら、ITの恩恵を享受できる環境を整備していく必要があります。

本県では、これまで県民満足度の高い行政サービスを目指し、行政手続の電子化などに取り組んできました。

今後は、国などと連携しつつ、情報セキュリティ\*対策を強化しながら、真に利用者の視点に立った情報やサービスの提供を一層推進するとともに、医療、福祉、防災、防犯などあらゆる分野でIT活用方策の拡大を積極的に進めていきます。



## ③ 埼玉県の目指す将来像

埼玉県は、誰もが安心して暮らせる埼玉、チャンスにあふれ誰もが夢を持てる埼玉、住みやすく環境にやさしい埼玉、すなわち「ゆとりとチャンスの埼玉」を目指すべき将来像に掲げ、様々な政策に取り組んできました。

「埼玉県5か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉へ—」においても、都市と田園の魅力を併せ持つ埼玉の魅力をさらに高め、「ゆとりとチャンスの埼玉」をさらに深化させ、

①安心を実感する埼玉

②チャンスあふれる埼玉

③生活を楽しむ埼玉

の実現を目指します。

将来像①

## 安心を実感する埼玉

安心して子どもを産み育てることができ、また、高齢者が地域で見守られながら安心して暮らせる社会を目指します。医療体制の整備を進め、誰もが健康で長生きできる環境を目指します。

また、災害や犯罪などへの備えをさらに進めるとともに、食や住まいの安全を確保するなど、日々の暮らしを安心して送ることができる社会の実現を目指します。



将来像②

## チャンスあふれる埼玉

グローバル化、少子高齢化、生産年齢人口の減少、東日本大震災による経済的損失や電力供給の不安定化など、日本経済を取り巻く環境が急激に変化している中であっても、未来を見据え活力ある社会の構築を目指します。すべての人、男性も女性も、障害のある人もない人も、そして企業、事業者もいきいきと活躍し、雇用がしっかり確保され、未来に展望を持つことができる社会を目指します。また、多くの人や企業が世界で活躍するとともに、地域社会が活性化し、夢を実現する機会にあふれた社会の実現を目指します。



## 将来像③

## 生活を楽しむ埼玉

県内各地で県民が愛着を持てる川が流れ、みどりの空間が広がり、豊かな自然環境が保たれる社会を目指します。また、大量のエネルギーを消費してきた暮らし方を見直し、成熟した社会にふさわしいライフスタイルや産業構造への転換を目指します。

また、これまで育んできた多彩で豊かな伝統・文化、スポーツ、都市と農山村、地域の歴史や景観の魅力をより高め、広く親しまれていく社会を目指します。そして、その魅力が日本国内や世界に発信され、県民の誇りになり、県民の皆さんのそうした意識が地域づくりの大きな力になる社会を目指します。



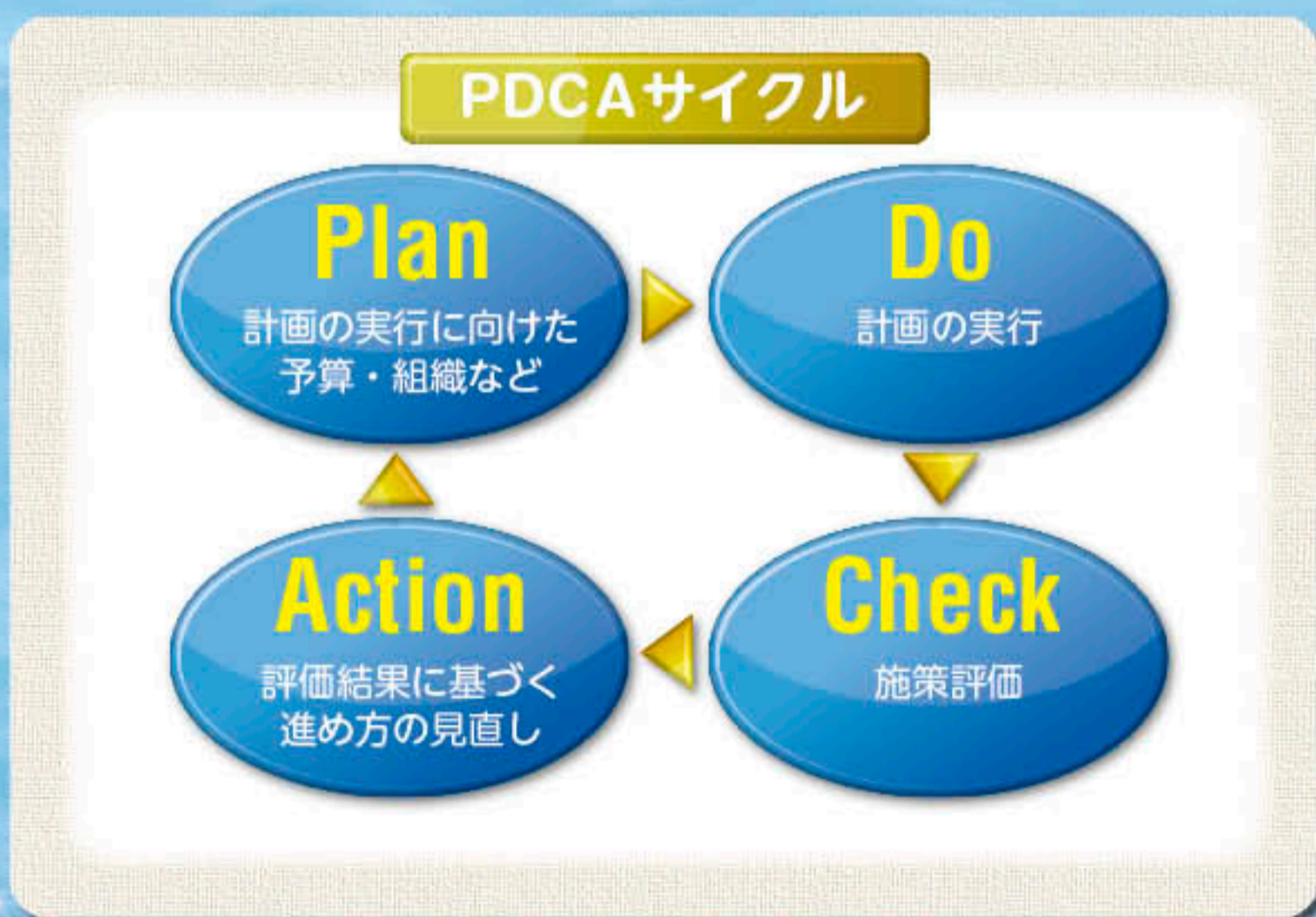
## 4 計画の着実な実行に向けて

### 施策評価に基づいた県民に信頼される行政運営

この計画では、県が達成すべき数値目標（施策指標）をすべての施策に設定しています。毎年度、この指標の進捗状況を確認するとともに、県民の皆さんの満足度などを把握し、より県民ニーズに即した施策の評価を実施します。

また、この評価結果を効率的な予算や組織の運営につなげるPDCAサイクルを確立することで、計画を着実に実行していきます。

さらに、これらの取組を県民の皆さんに公表することで、説明責任を果たし、より開かれた行政運営を実現します。



PDCAサイクルとは、企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）の4つの段階を繰り返すことで、取組の見直しを継続的に行う仕組み。

## より効率的で効果的な行政運営

県財政については、急速な高齢化に伴い社会保障費などの義務的経費\*が増加する一方で、東日本大震災による本県経済への影響が懸念されるなど、歳入の大幅な増加も期待できる環境にありません。このため、本県の財政運営は、当面厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況において、計画を着実に進めていくためには、より少ない費用で大きな効果を上げる「費用対効果」の視点を徹底することが必要となります。

本県ではこれまで、人口当たりの職員数が日本一少ない「最小・最強の県庁」を目指し、組織改革に取り組んできました。今後も、より一層簡素で効率的な組織運営を行っていきます。

また、県の持つノウハウや情報、信用力などの資源を最大限に生かし、社会の様々な主体との連携を進めながら、行政課題の解決に取り組んでいきます。

一方で、行政サービスを安定的に提供していくためには、足腰の強い財政基盤をつくり、持続可能な財政運営を行うことが必要です。

本県経済を活性化することで税収の増加を図るとともに、事業の「選択と集中」をさらに進め、財政の健全性を確保します。また、「地域のことは地域で決める」という原則のもと、国から地方への権限の大幅な移譲を国に提案するとともに、権限に見合った税財源の移譲を国に強く働きかけていきます。





A wide-angle photograph of a vast field of pink and white flowers, likely a festival or park. The field is filled with people walking and taking photos. The background shows a line of trees under a bright sky. The text '第2章' is overlaid on the right side of the image.

## 第2章

# 埼玉県の針路と12の戦略

第1章「総論」の「2 時代の潮流と課題解決の方向性」に示したとおり、わが国は今、時代の大きな転換期にあり、様々な課題を抱えています。本県が今後、目指すべき将来像を実現するためには、そうした課題を解決していく道筋となる針路とそれを進むための戦略を示す必要があります。それがまた、全国をリードする新たな社会モデルの構築につながります。

そこで、第2章「埼玉県の針路と12の戦略」では、本県が時代の変化に対応して新たな社会モデルを構築していくための今後5年間の針路と戦略を明らかにします。

## 1 私たちの社会が直面する課題

私たちは、戦後、そして昭和の高度経済成長の時代、一貫して人口が増加するとともに経済が拡大していく中で、利便性や効率性を追求し、世界トップレベルの社会を構築してきました。

しかし、今、様々なところにひずみや綻びが生じ始めています。経済は低成長が続き、国や地方の財政状況は悪化し続けています。雇用環境も厳しい状況が続いており、貧困やそれに伴う様々な社会問題が顕在化しています。社会保障などの先行きが不透明な中で将来への不安が拭いきれなくなっており、それがまた社会の活力を停滞させるという悪循環に陥っています。

さらに、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故とそれに伴うエネルギー供給の制約は、産業の発展や生活の利便性と地球環境をどう両立させていくのか、新たな問題を提起しています。

成功を収めてきた私たちの社会モデルは行き詰まりを見せ、閉塞感が漂う中で従来の方向性からの転換を余儀なくされつつあります。

## 2 課題の要因

社会が直面する課題の要因として、まず、急速に進む少子高齢化が挙げられます。戦後一貫して増加し続けてきたわが国の生産年齢人口は平成7年(1995年)頃から減少に転じました。一方、高齢者は急速に増加しています。こうした人口構成の変化は、労働力不足や福祉・医療負担の増加をもたらすとともに、国内消費の構造を変えつつあり、経済に大きな影響を与えています。

次に、経済の急速なグローバル化の影響が挙げられます。労働賃金などで優位性を持つ新興国が台頭しており、わが国の産業は新たな比較優位を見いだせない中、競争力を低下させつつあります。1990年代後半以降、アメリカなど他の先進国や中国が着実に経済成長を遂げる中で、わが国だけが停滞し続けています。

一方、バブル経済\*崩壊以降の国や地方は、税収が減少する中で景気対策としての公共投資を中心とした財政出動を続けてきました。これに社会保障負担の増加などが加わって財政の硬直化\*が進んでおり、新たに有効な政策を打ち出しにくくなっています。



### ③ 課題を解決し希望が持てる 未来を拓くために

#### —安心の確立、成長の実現、 そして自立自尊の埼玉へ—

そこで、こうした課題を解決して目指すべき将来像を実現するため、「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」をこれからの埼玉県の針路とします。

まず第1に取り組むべきは、安心の確立です。医療、介護、子育て、防災など県民生活のすべての分野で安心が実感できる社会を築きます。将来に対する不安を可能な限り減らすことにより、明日への希望を生み出します。それが社会の活性化や経済の成長につながります。

第2に、成長の実現です。時代の変化に対応して本県の多様な産業やそれを支える人材を伸ばし、さらなる活力を生み出します。県民も企業もイノベーション（革新）の波を起こし、新たな分野や世界へ挑戦することにより新たな成長を実現します。

第3は、自立自尊の埼玉の構築です。県民全員が社会に主体的・積極的に関わることで、埼玉の大きな発展につなげます。自立自尊のムーブメントを巻き起こし、埼玉県民720万人の豊かで多様な能力が経済活動のみならず様々な分野で生かされ、皆が力を発揮できる社会を創造します。

自らが自立していく「自助」、公が支える「公助」、そして人々が共に支え合う「共助」、それぞれがバランス良く力を発揮し、県民自らが主体的に社会に関わり、より良い地域社会をつくりあげる「自立自尊の埼玉」を実現します。



# 4 12の戦略

本県が「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」の針路を進むために必要な12の戦略を次のとおり掲げます。

- 戦略1 子育ての安心
- 戦略2 健康・介護の安心
- 戦略3 医療の安心
- 戦略4 雇用の安心
- 戦略5 大規模災害への備え
- 戦略6 時代に応え未来を拓く人材育成
- 戦略7 世界水準の中小企業育成
- 戦略8 埼玉農業の競争力強化
- 戦略9 新エネルギー埼玉モデルの構築
- 戦略10 みどりと川の再生
- 戦略11 女性がいきいきと輝く社会の構築
- 戦略12 日本一の共助県づくり





戦略  
1

# 子育ての安心

主な関係部局 ■ 総務部 福祉部 産業労働部





## 戦略の背景

本県では、働く女性の増加などにより、保育所の整備や多様な保育サービスの充実が求められています。また、核家族世帯が多く、男性の就業時間が長いなどの特徴も指摘されており、子育て家庭の、特に母親の孤立感や負担感を軽減するための取組が必要となっています。

## 戦略の内容

保育所、企業内保育所\*などの整備を進めて待機児童の解消を目指すとともに、企業、NPO、市町村など幅広い多様な主体の参画を得て、保育サービスの充実や子育てを応援するムーブメントを醸成します。このことにより、家庭や地域の子育て力の向上を図り、誰もが子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会をつくります。また、発達障害\*がある子どもたちとその家庭への支援に取り組みます。



1 子育ての安心

# 安心して子育てできる環境をつくる ～子育て支援の充実～

## 本県の特徴

働く女性（共働き）が  
増加傾向

核家族が多い

子育て期にある男性の  
長い就業時間

## 子育て家庭を支援

### 保育サービスの充実

保育所、企業内保育所\*などの整備促進  
延長保育などの提供支援  
放課後児童クラブ\*への支援



### 子育て環境の整備

地域子育て支援センター\*への支援

### 社会全体で子育てを応援

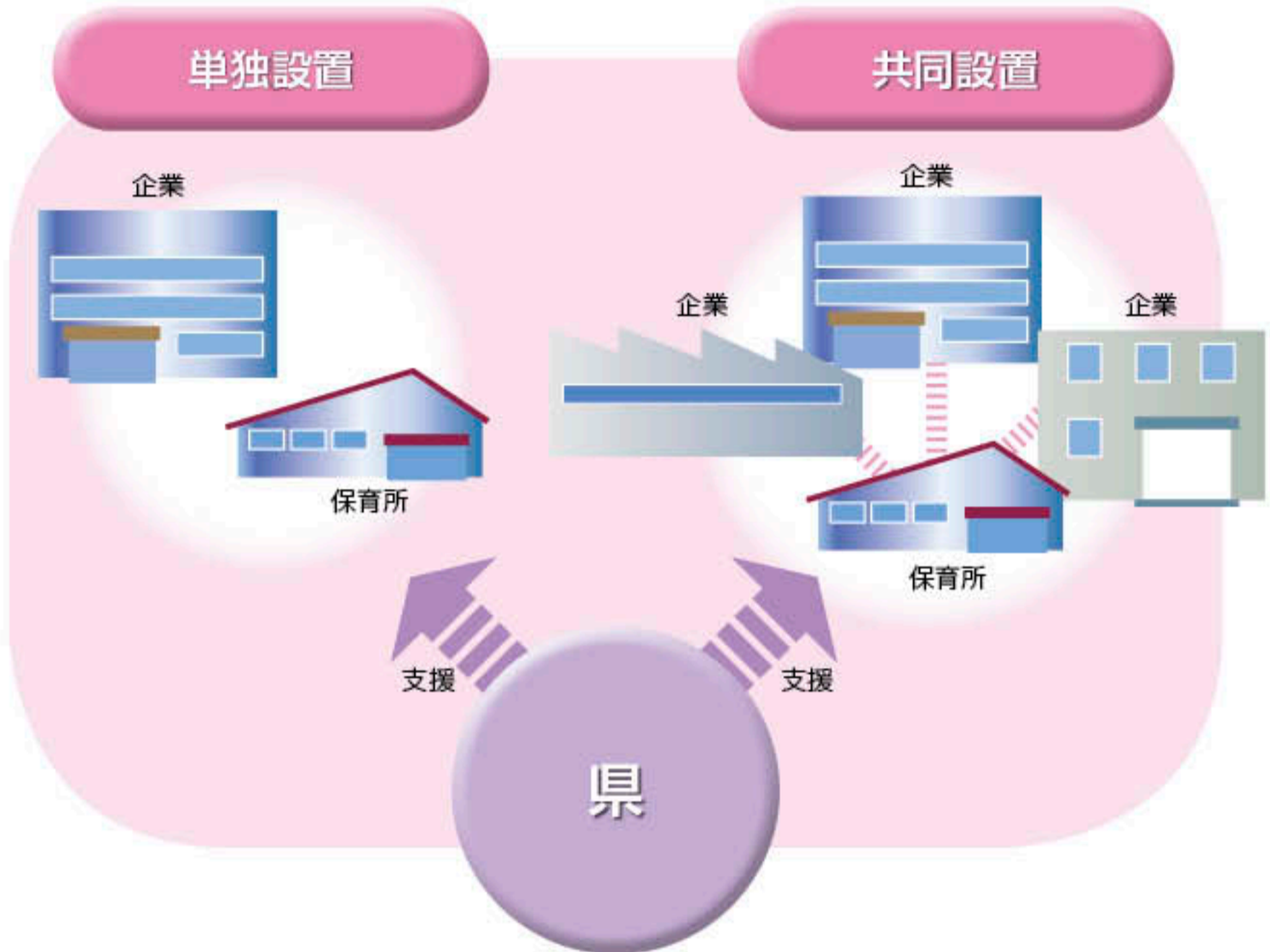
社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成

誰もが子どもを生き育てることに  
喜びを感じる社会の実現

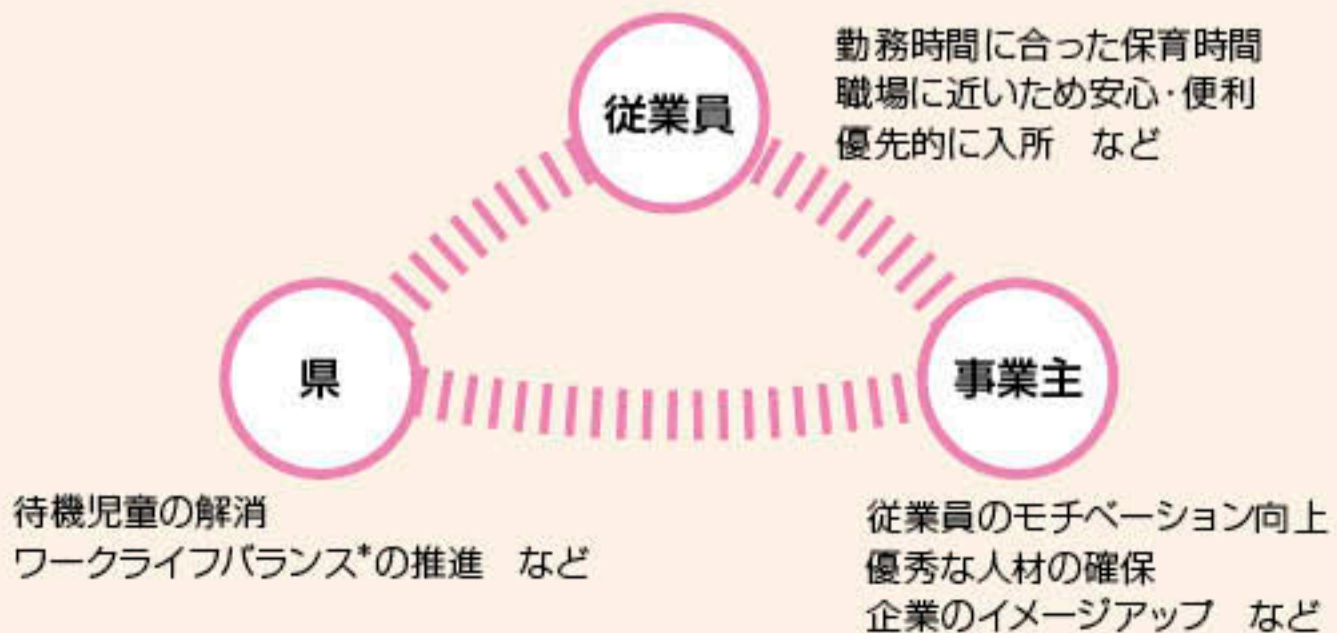




# 企業内保育所\*の整備促進



## 企業内保育所整備のメリット





戦略  
2

# 健康・介護の安心

主な関係部局 ■ 福祉部 保健医療部



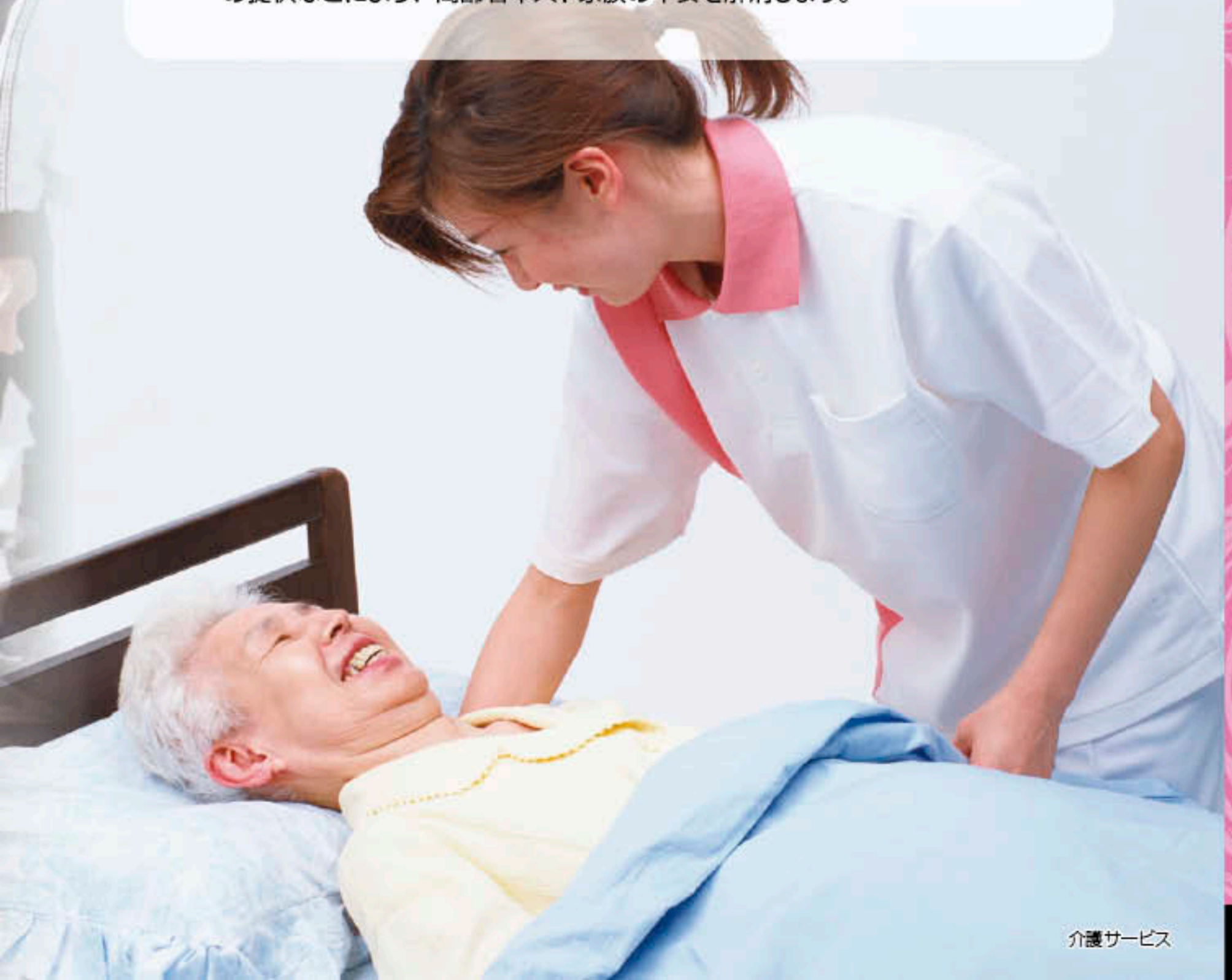


## 戦略の背景

本県では、急速に高齢化が進んでいます。こうした中、いつまでも健康を実感しながら、いきいきとした暮らしを送ることは県民一人一人の願いです。また、本県では、特に経済成長期に移り住んだ世代が多く居住する都市部においては、地域とのつながりが希薄な高齢者の増加が見込まれます。多くの高齢者やその家族は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らすことを望んでいます。

## 戦略の内容

健康でいきいきと暮らせる健康長寿埼玉\*の取組を進めます。また、訪問介護と訪問看護が一体となった24時間の定期巡回・随時対応サービスなど、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みを構築していきます。医療、介護、予防、住まい、生活支援などきめ細かい在宅サービス\*の提供などにより、高齢者本人や家族の不安を解消します。



2 健康・介護の安心

# 地域における介護サービスの概念図





# 健康長寿埼玉プロジェクト

徹底した保健指導、健康づくりの継続、就労と住民参加の促進を通して、健康でいきいきと暮らせる「健康長寿埼玉\*プロジェクト」をモデル的に展開します。

そのため、次のような取組を市町村や県民、民間団体と共に進めます。

- 地域の実情に応じた健康づくりの取組支援
- 徹底した訪問指導などによる保健指導の推進
- 健康診査の受診率向上の取組支援
- 保健、医療、福祉の連携体制の構築
- 適切な運動の促進や介護予防などの健康づくりの継続
- 地場産業と連携した食生活改善の促進
- 地域における住民のつながりの構築



運動教育で健康づくり  
(ヨガ教室(朝霞市))



ウォーキングによる健康づくり  
(日本スリーデーマーチ(東松山市))



食を通じた健康づくり  
(大学とのメニュー開発(坂戸市))

## 急速に高齢化する都市部の課題

- 人口が多くマンパワー不足
- 保健と医療が連携した支援が困難

- 人口に比べて住民組織が少ない
- コミュニティが希薄



## 健康長寿埼玉モデル

### まるごと健康支援 (健康づくりの仕組み)

- 医療費分析に基づく健康課題の解決
- 生活習慣病の予防
- 団地まるごと介護予防

健康あつての  
地域活動

相乗関係

地域活動したい  
から健康を守る

### みんな自立自尊 (生きがい、社会参加)

- 高齢者の就労
- 地域防犯グループなど自主グループ支援
- 地域助け合い、コミュニティ再生



戦略  
3

# 医療の安心

主な関係部局 ■ 企画財政部 保健医療部 病院局





## 戦略の背景

近年、医療提供体制の充実を求める県民の声が高まっています。特に、晩産化\*を背景にハイリスク妊産婦\*が増加する中で、周産期医療\*体制の強化が求められています。さらに、救急搬送における搬送困難事例の解消などのため、救急医療\*体制の充実が必要とされています。

## 戦略の内容

周産期医療、救急医療体制の充実を進めます。川越市にある総合周産期母子医療センター\*のNICU\*の大幅な拡充や高度救命救急センター\*の機能強化を促進します。また、さいたま新都心に県立小児医療センターなど2つの病院を移転立地して両病院が連携することにより、高度な周産期医療と救命救急医療を提供する安心・安全の医療拠点を整備します。



3 医療の安心

地域の中核的な

高度救命救急センター\*  
総合周産期母子医療センター\*



- 高度救命救急センターの機能強化
  - ・外傷センターの新設
  - ・ICU（集中治療室）の拡充
  - ・小児救命救急センターの新設
- 全国一の規模となる総合周産期母子医療センターの整備
  - ・NICU\*（新生児集中治療室）、MFICU（母体・胎児集中治療室）、GCU（回復期治療室）などの大幅な増床
- ドクターヘリ\*の24時間運航に向けた夜間発着可能なヘリポートの整備

救 周 埼玉医科大学総合医療センター

- 救 救命救急センター
- 周 周産期母子医療センター
- 地 地域医療支援病院

地 東松山医師会病院

地 県立循環器・呼吸器病センター

救 周 地 深谷赤十字病院

荒川以西

周 埼玉医科大学病院

救 埼玉医科大学国際医療センター

地 狭山病院

周 独立行政法人  
国立病院機構西埼玉中央病院

救 防衛医科大学校病院

地 独立行政法人国立病院機構埼玉病院





# 医療機関



戦略  
3

医療の安心

## さいたま新都心に整備する医療拠点機能

地 行田総合病院

地 北里大学北里研究所  
メディカルセンター病院

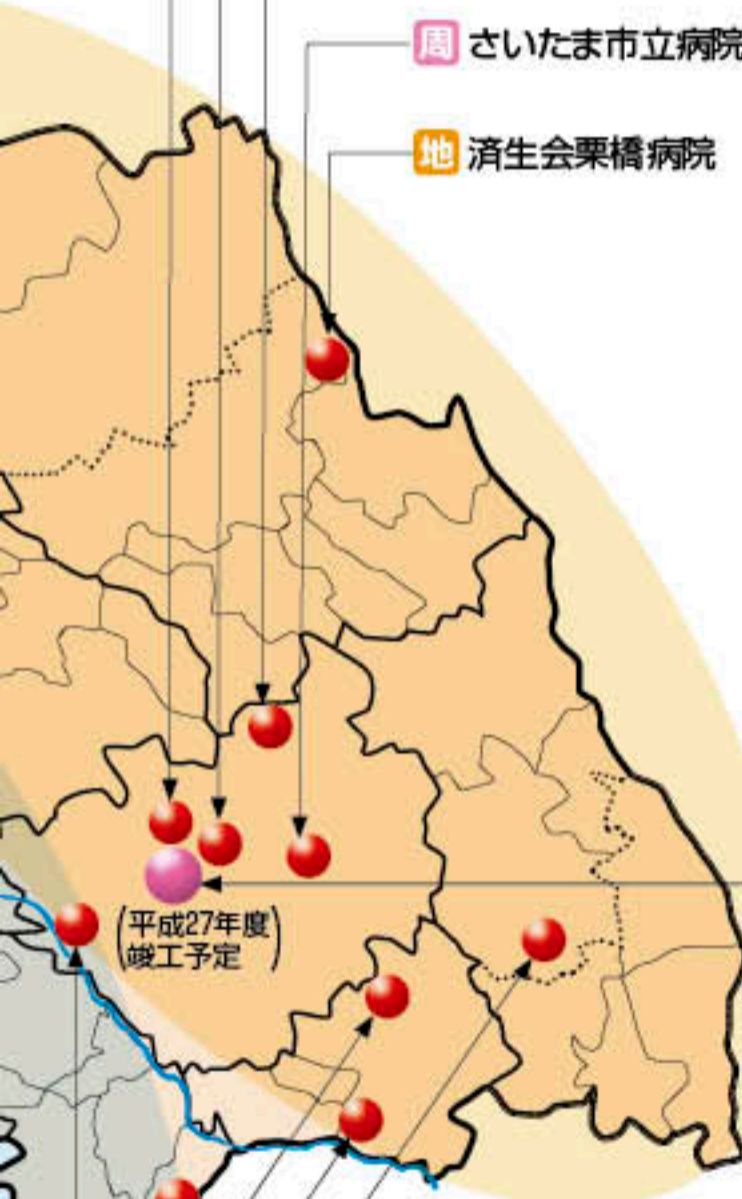
救周地 さいたま赤十字病院

周 自治医科大学附属  
さいたま医療センター

周地 県立小児医療センター

周 さいたま市立病院

地 済生会栗橋病院



荒川以東

救 獨協医科大学越谷病院

周地 済生会川口総合病院

救周 川口市立医療センター

地 さいたま市民医療センター

さいたま赤十字病院

県立小児医療センター

### 2病院連携による 総合周産期母子医療センター

- 出産に関するあらゆるリスクに対応
- 他都県へ頼らず県内で安心して出産・成育できる環境
- 連携の強化により搬送リスクを回避

母体・胎児  
集中治療室  
(MFICU)

新生児  
集中治療室  
(NICU)

ハイリスク妊産  
婦\*の分娩・手術

新生児の治療

医師などの  
立ち会い協力

ハイリスク  
新生児



### 高度救命救急センター・ 小児救命救急センターの整備

- 病状や年齢に関わらず重篤な救急患者に高度な救命救急医療\*を提供

高度  
救命救急センター

小児  
救命救急センター

成人重篤患者の受入れ

小児重篤患者の受入れ



救命措置が必要な重篤患者の搬送



戦略  
4

# 雇用の安心

主な関係部局 ■ 産業労働部





## 戦略の背景

わが国の経済環境は長期的に低成長が続いています。特に平成20年(2008年)にはリーマンショック\*といわれる世界的な金融不安から経済が急速に落ち込み、多くの雇用が失われました。また、雇用環境が大きく変化しており、非正規労働者\*が雇用者全体の3分の1の割合を占めるまでになっています。

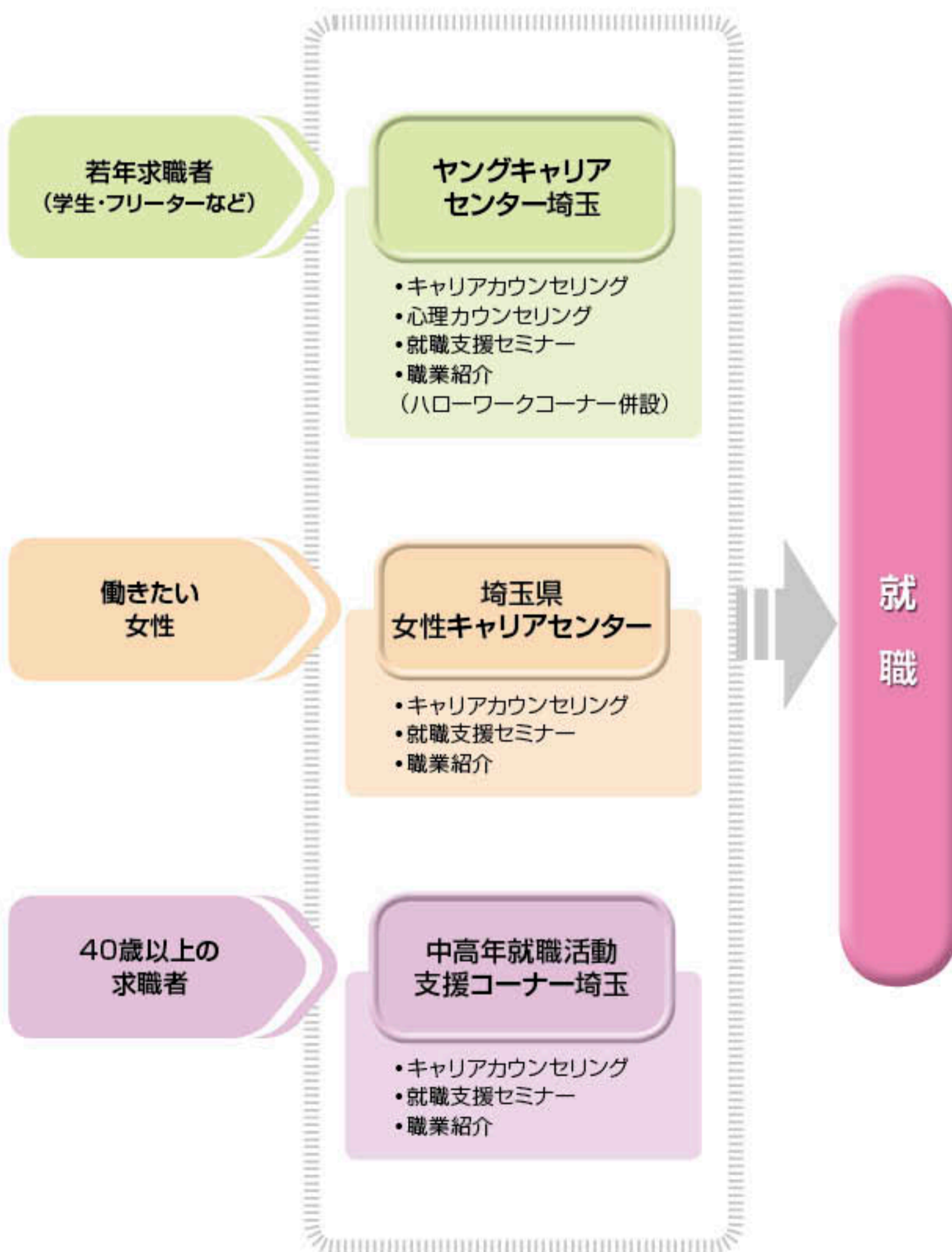
## 戦略の内容

本県経済の活性化により、多くの雇用を生み出していきます。今後、成長が見込まれる環境・エネルギーや医療・福祉の分野への進出など、県内企業のチャレンジを支援して雇用の拡大を促進します。また、就労を希望する人の誰もが働けるよう就業支援に取り組みます。



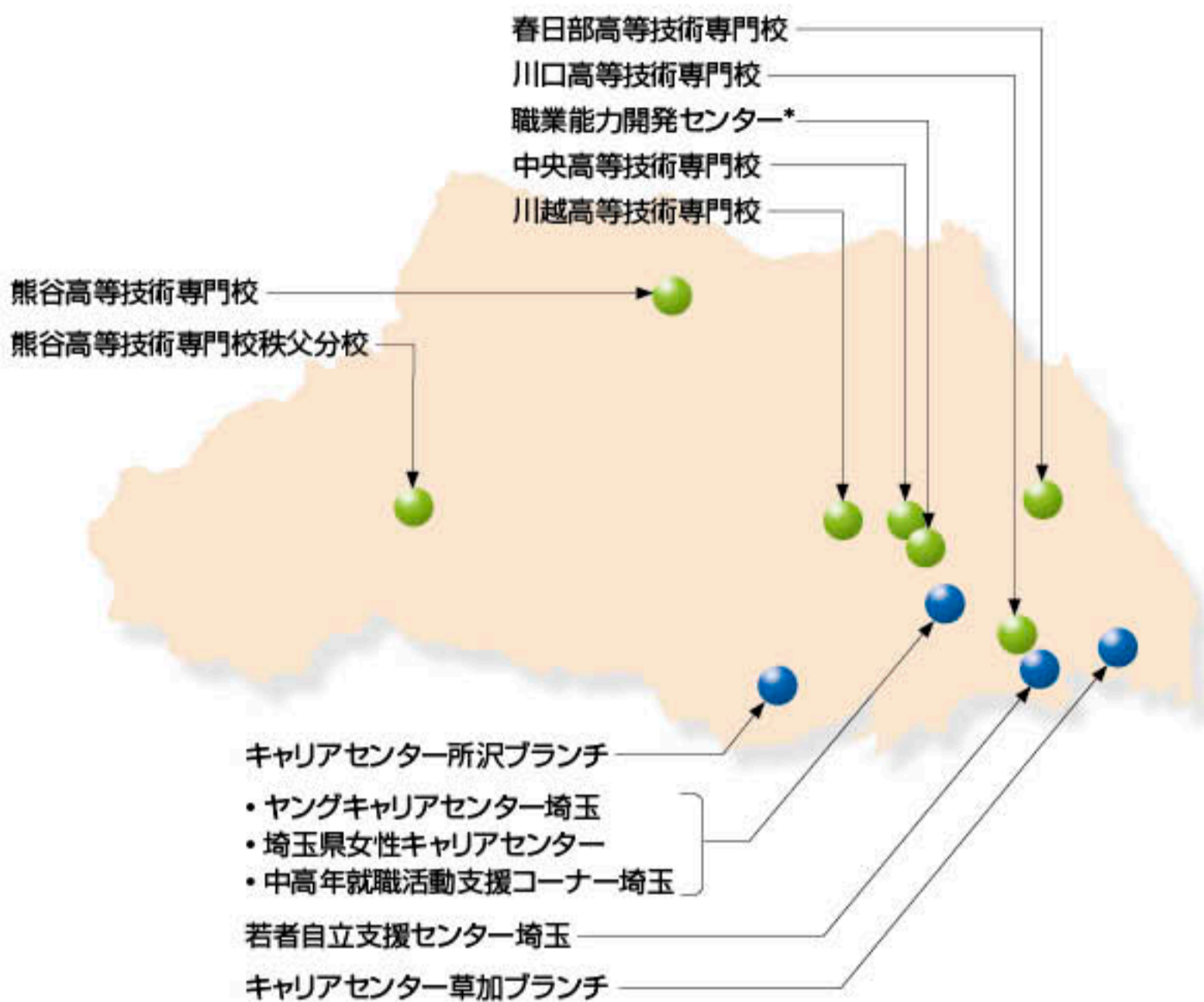
4 雇用の安心

## 埼玉県の就業支援施設での ワンストップサービス





## 県内の就業支援施設



高等技術専門学校\*での技能実習



戦略  
5

# 大規模災害への備え

主な関係部局 ■ 危機管理防災部 県土整備部 都市整備部 教育局





## 戦略の背景

東日本大震災は「想定外のことが起こり得る」という教訓を残しました。大規模な広域災害や複合的・連鎖的被害\*が発生した場合など、これまで想定してこなかった事態も想定し、必要な対策を講じる必要があります。

## 戦略の内容

首都圏での大地震の発生に備えるため、国や首都圏各都県と連携して大地震の規模や被害の想定を見直し、必要な対策を地域防災計画\*に位置付けます。また、防災拠点となる公共施設の耐震化や、緊急輸送道路\*沿道の建築物の耐震化促進など、災害に強いまちづくりを進めます。



5 大規模災害への備え

## 地域防災計画\* (震災対策)







# 公共施設の耐震化の例



耐震補強後の校舎(狭山市立西中学校)

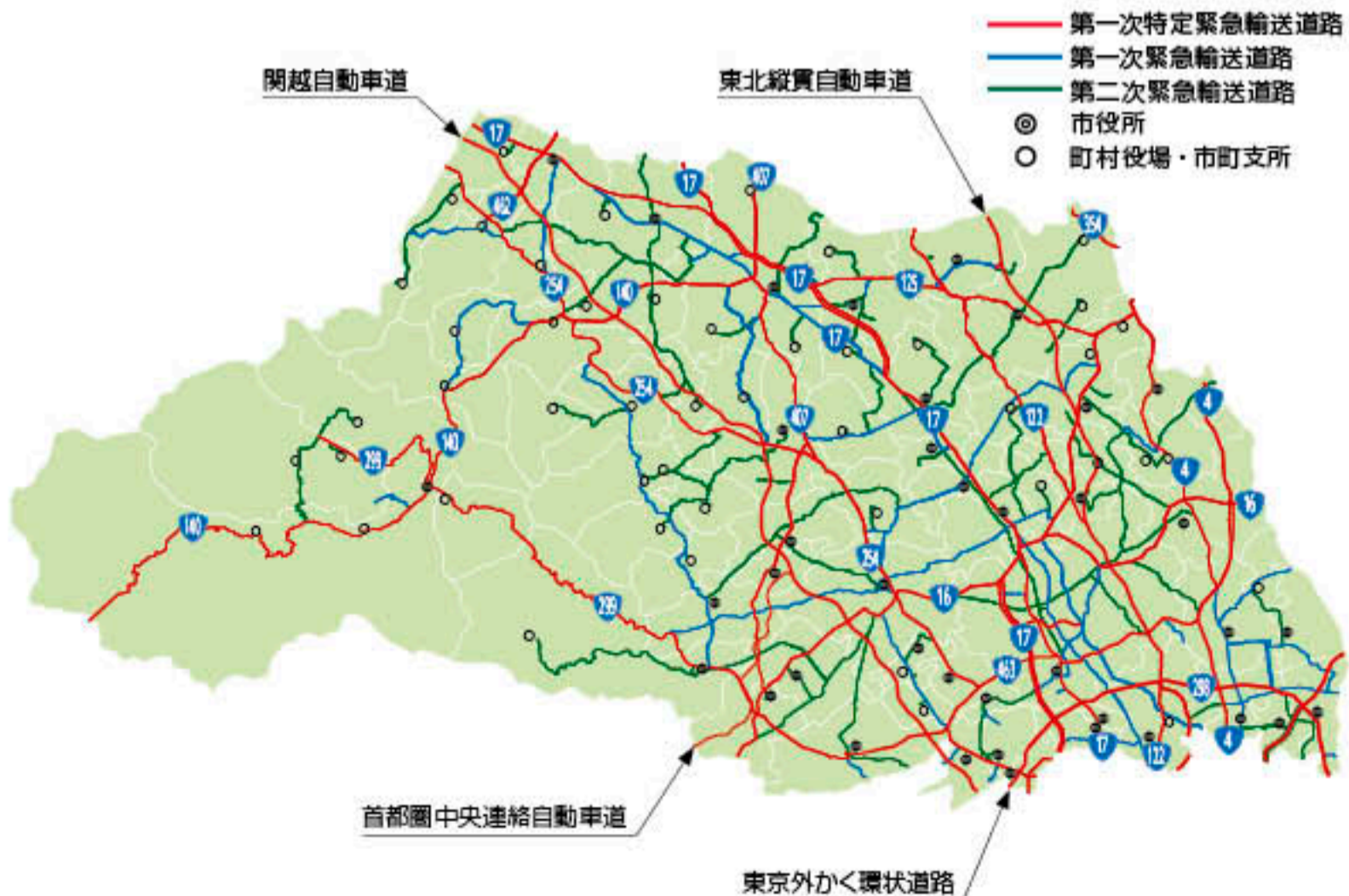


横りょうの耐震補強(落下防止)

戦略  
5

大規模災害への備え

## 埼玉県緊急輸送道路\*網図

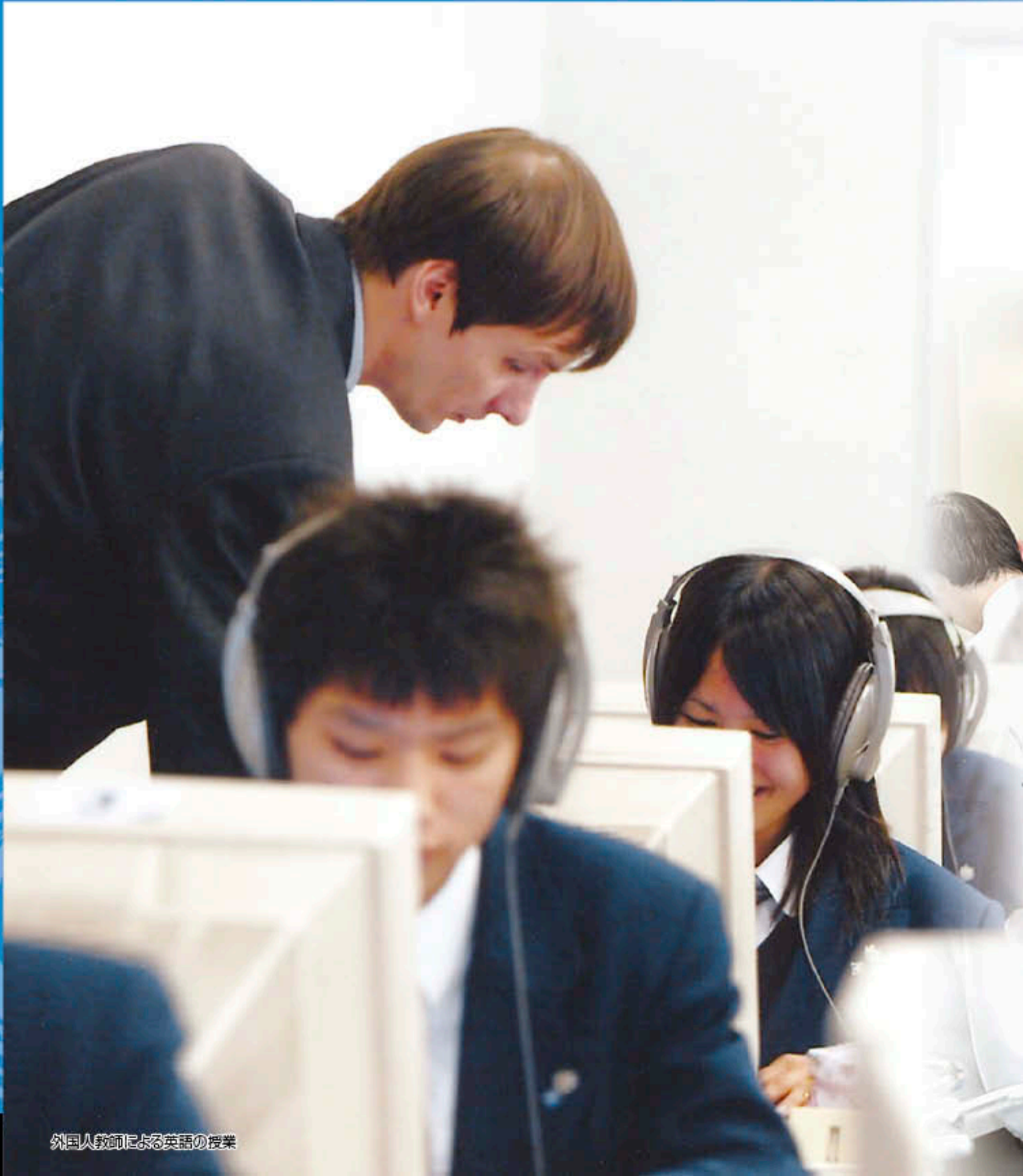




戦略  
6

# 時代に応え 未来を拓く人材育成

主な関係部局 ■ 総務部 県民生活部 福祉部 産業労働部 教育局





## 戦略の背景

わが国では、様々な知識や技術を高度に結びつける知識集約型の産業構造へ転換を進めていく必要があり、そのための人材育成が求められています。また、グローバル化の進展で世界を視野に入れて活動していくことが不可欠となっていますが、日本からの海外留学者数は減少傾向にあり、若者の内向き志向が指摘されています。一方、家庭の経済状況などから教育の機会が十分に確保されない児童・生徒がいることも懸念されています。

## 戦略の内容

子どもたちの確かな学力や自立する力、豊かな心や健やかな体の育成に取り組むとともに、より高度な知識や技術、創造性を持った人材を育成していくための教育改革を推進します。また、若者の海外留学の支援を目的とする全国一の自治体奨学金制度などにより、埼玉から世界に羽ばたくグローバル人材\*を育成します。さらに、高校中途退学防止や、経済的に困難な状況にある児童・生徒への学習機会の提供に取り組みます。



6 時代に応え未来を拓く人材育成

## グローバル人材\*の育成

### 方向性

世界で鍛える  
(若者のチャレンジ支援)

世界に目を向けさせる  
(動機付け・意識啓発)

世界で渡り合える力を  
身に付けさせる  
(教育の充実)

グローバル人材の  
能力を生かす工夫  
(グローバル社会での活躍を後押し)

### 取組例

- ・若者への海外留学奨学金の支給
- ・中小企業若手社員海外研修支援

- ・大学生のインターンシップ\*支援
- ・青少年の国際的視野の養成
- ・世界を目指す志の育成
- ・高校生の海外授業体験

- ・未来を拓く「学び」の推進
- ・語学指導などを行う外国青年招致

- ・帰国した奨学生に対するフォローアップ
- ・グローバル人材埼玉ネットワーク\*による活躍



高校生の海外授業体験



# 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援

戦略  
6

時代に  
応え  
未来を  
拓く  
人材  
育成



マンツーマンでの無償の学習指導により高校進学を支援





戦略  
7

# 世界水準の中小企業育成

主な関係部局 ■ 県民生活部 環境部 産業労働部 企業局 下水道局





## 戦略の背景

地球温暖化や電力供給の制約などの社会が抱える課題を解決する産業として、次世代自動車\*や環境・エネルギーの分野は今後高い成長が見込まれています。こうした分野に県内中小企業が果敢に参入できる環境づくりが求められています。また、国内市場は縮小が懸念される一方、アジアをはじめ、著しい経済成長の途上にある新興国は、市場としての魅力を増しています。

## 戦略の内容

国内外の産業構造の変化に対応して積極的にイノベーションを行う県内中小企業に対し、技術革新・製品開発などを強力にサポートします。また、アジアをはじめとした世界の成長市場を開拓する企業の活動を支援します。さらに、自動車産業の一大集積地である本県の強みを生かし、成長分野である次世代自動車分野での産業集積を進め、本県経済をさらに活性化し、発展させます。



7 世界水準の中小企業育成

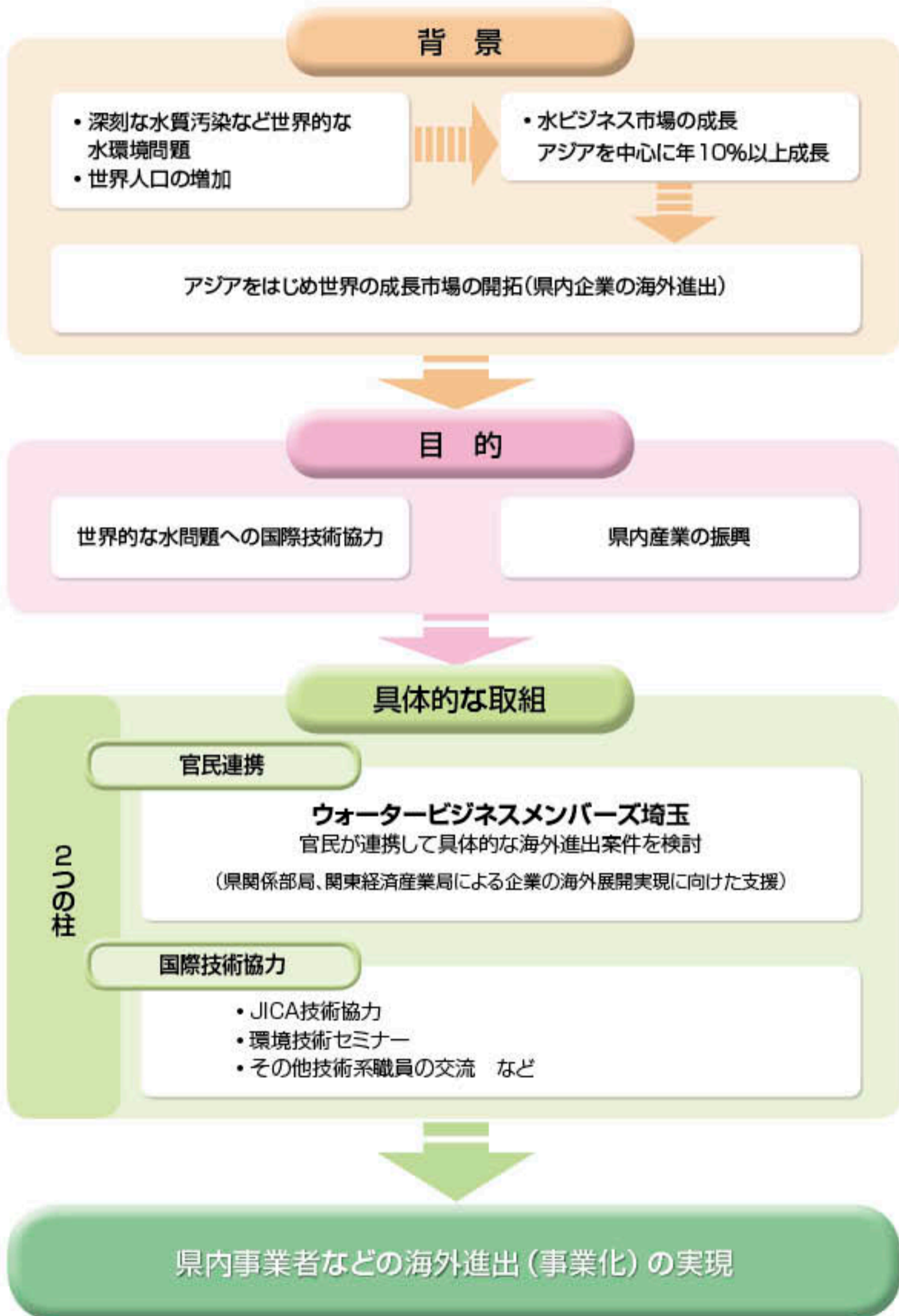
# 世界水準の中小企業育成







# 水ビジネス\*参入の流れ





戦略  
8

# 埼玉農業の競争力強化

主な関係部局 ■ 農林部





## 戦略の背景

本県には、首都圏に位置する恵まれた立地条件を生かし、産出額が全国1位のねぎやほうれんそうをはじめ、全国トップクラスの生産を誇る農産物が数多くあります。その一方で、人口減少と高齢化の進行などにより、農産物の国内需要構造が変化することが予想されます。

## 戦略の内容

大消費地の中の産地という埼玉農業の強みを生かし「朝採り・新鮮」などのPRを効果的に行い、県産農産物のブランドイメージの向上に取り組みます。また、需要の変化に対応した生産の拡大や海外展開など、新たな取組にチャレンジする事業者を支援します。これらにより、埼玉農業の競争力を強化していきます。



8 埼玉農業の競争力強化

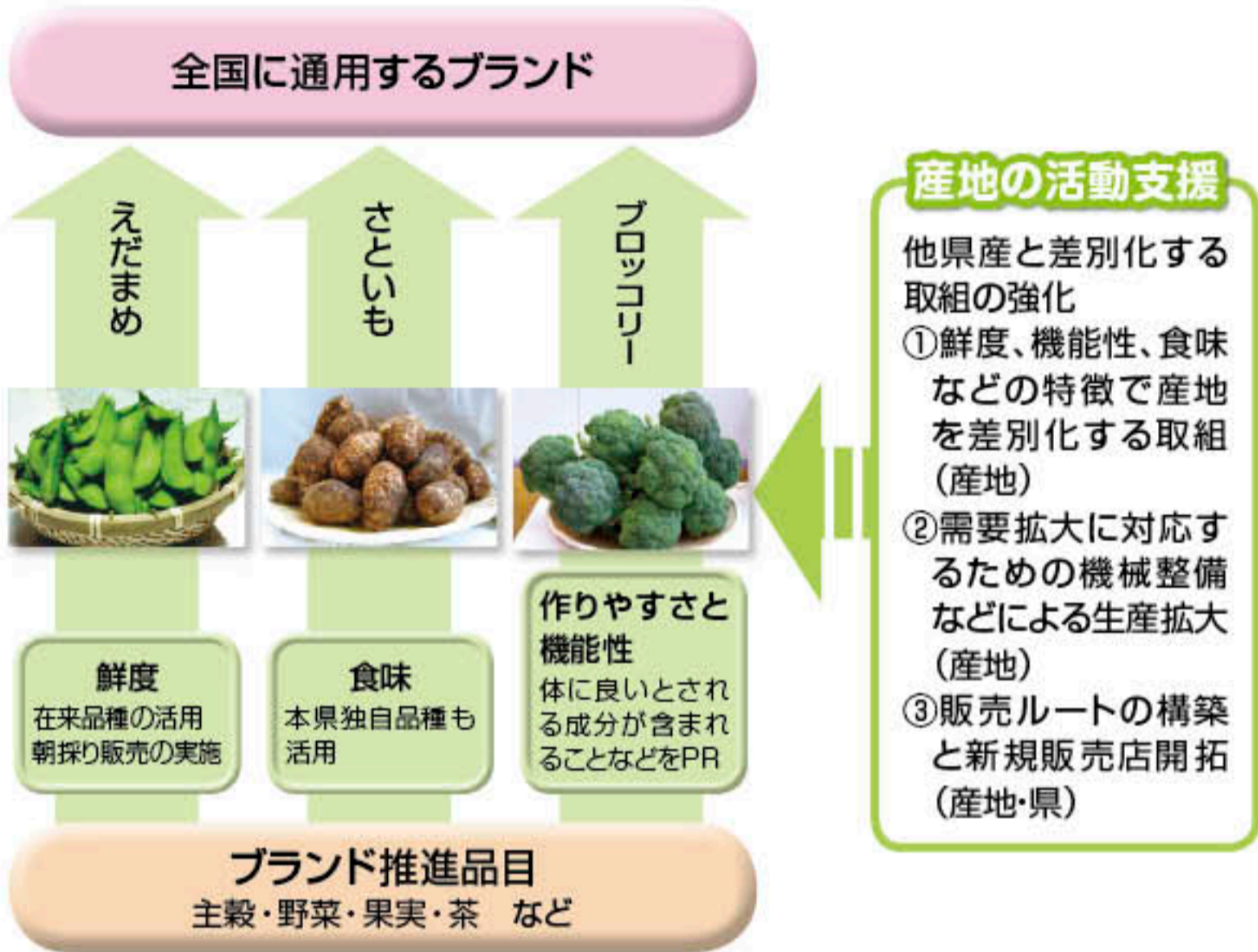
## 埼玉農産物の海外展開への取組



埼玉の豊かな農産物



## 埼玉農産物のブランド化への取組



## 農業の6次産業化\*の取組により開発された商品



もろこしかりんとう



360度観賞できる胡蝶蘭



ゆず飲料



米粉のロールケーキ



小松菜ラーメン



戦略  
9

# 新エネルギー 埼玉モデルの構築

主な関係部局 ■ 環境部 産業労働部





## 戦略の背景

東日本大震災を契機としてエネルギー政策の転換が求められています。産業の国際競争力を維持するとともに地球温暖化問題に対応するため、地球にやさしい再生可能エネルギー\*の利用拡大が求められています。

## 戦略の内容

太陽光を中心とした再生可能エネルギーの活用と、LED照明\*など省エネ設備の導入により、電力を自活できる住宅の普及などに取り組みます。さらに、こうした取組に加えスマートグリッド\*の整備など、エネルギーの地産地消\*を目指した取組を総合的に進めるエコタウン\*プロジェクトを推進します。これにより、環境・エネルギー産業を集積し地域経済の活性化に結びつけていきます。また、産業・業務部門における温室効果ガス\*排出削減の取組や、次世代自動車\*の普及を促進し、持続可能な社会の実現に取り組みます。



太陽光発電を活用して水素を製造する「次世代ソーラー水素ステーション」

9 新エネルギー埼玉モデルの構築

# 次世代自動車\*の普及に向けた 県内各地域での実証実験と充電設備の整備

実証実験

## 中都市(熊谷市)

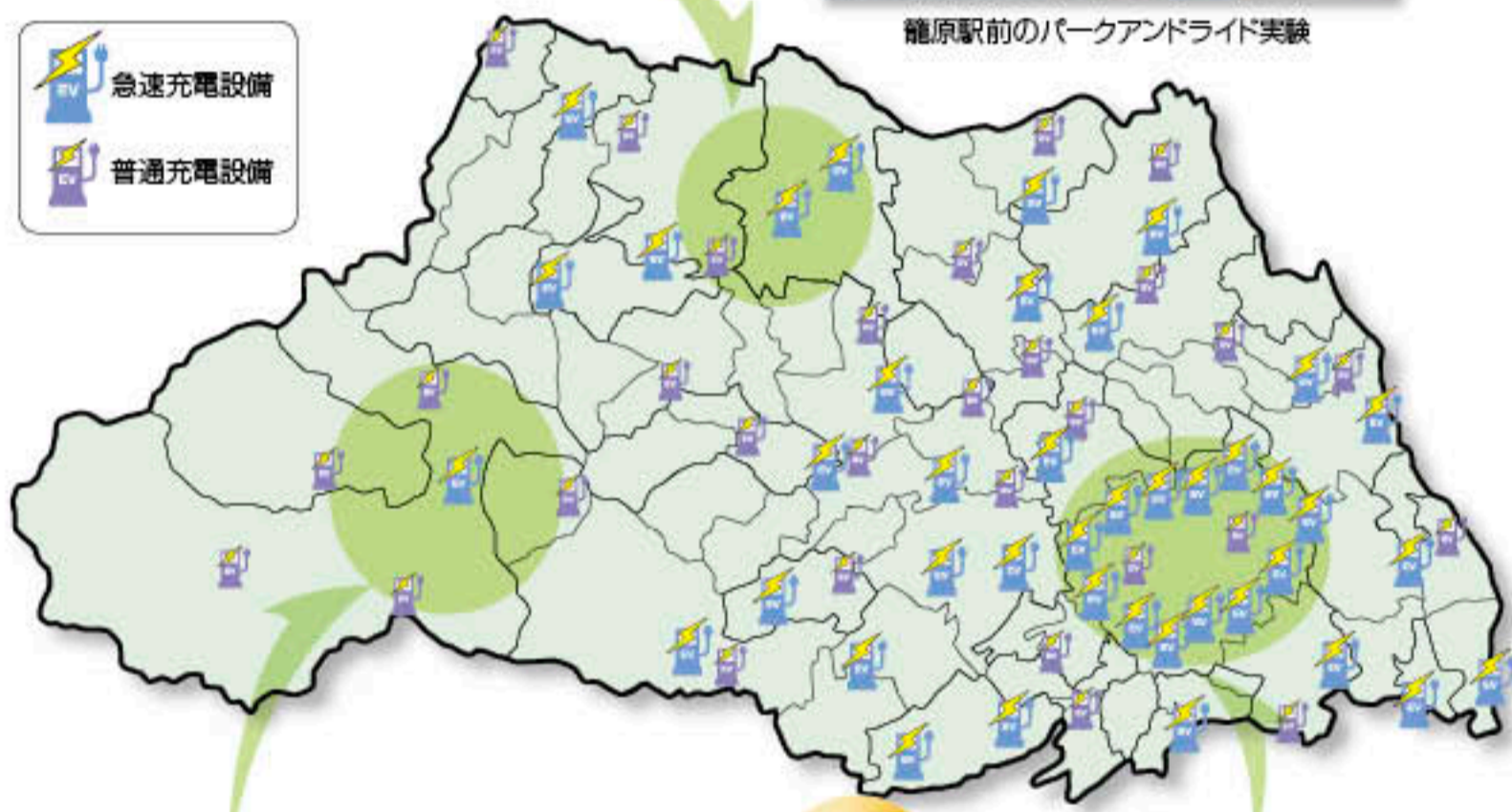
- EV・PHVによるパークアンドライド通勤実験



龍原駅前のパークアンドライド実験

急速充電設備

普通充電設備



実証実験

## 中山間・観光都市(秩父市)

- 電動カートによる観光地における移動実験



秩父駅周辺の街中散策に利用できる電動カート

実証実験

## 大都市(さいたま市)

- 産官民連携によるEVカーシェアリング実験
- 電動バイクによる小口配送実験



電動バイクによる小口配送





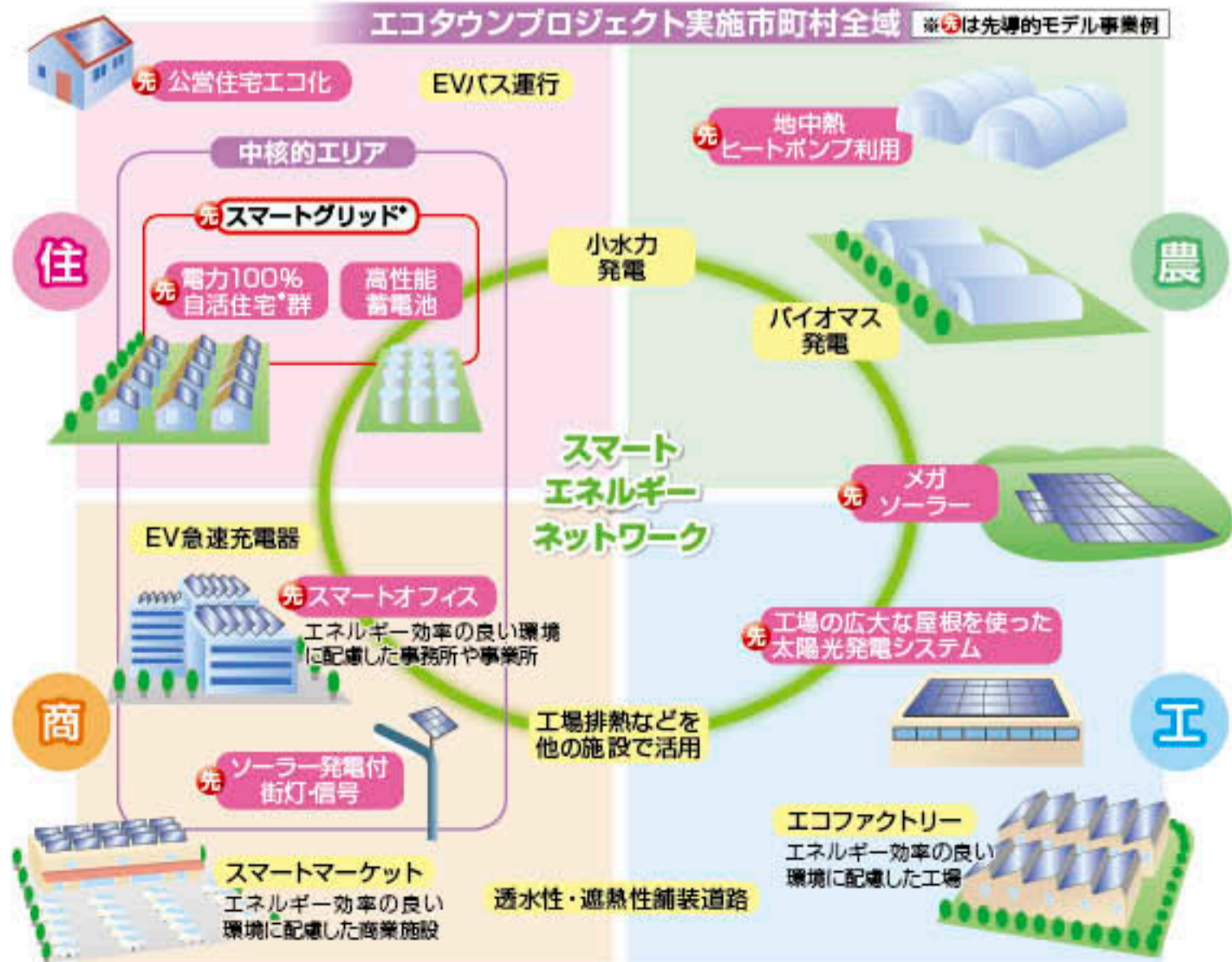
# 埼玉エコタウンプロジェクト

地域全体で再生可能エネルギー\*の導入や徹底した省エネルギー化に取り組み、エネルギーの地産地消\*を進める「埼玉エコタウン\*プロジェクト」をモデル的に展開します。

そのため、次のような取組を市町村や企業、大学と共に進めます。

- 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー利用設備とLED照明\*などの省エネ設備の導入により電力を100%自活することができる住宅群の一体的な整備
- 徹底した省エネ対策と太陽光、太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーを効率的に利用するシステムを構築したオフィスビルや商業施設、集合住宅などの整備
- 電気自動車などの次世代自動車\*利用環境の整備
- メガソーラー\*発電やバイオマス\*発電、小水力発電\*など多様な再生可能エネルギーの活用
- 地域内でエネルギーの効率的な運用を行うスマートエネルギーネットワーク\*の段階的な整備

## 埼玉エコタウンにおける取組の方向性





戦略  
10

# みどりと川の再生

主な関係部局 ■ 環境部 農林部 県土整備部 都市整備部 下水道局





## 戦略の背景

本県においては、平成17年(2005年)までの30年間で約6,500ヘクタールもの平地林などの身近な緑が失われています。また、県土面積に占める河川の割合が3.9%と全国一であり、川は県民生活の身近な存在となっています。

## 戦略の内容

平成20年度(2008年度)から取り組んでいる「彩の国みどりの基金\*」を活用した「みどりの再生」に継続して取り組みます。また、企業、NPOなど多様な主体が緑を増やす様々な活動に取り組む気運を高める仕組みを拡充します。さらに、川を思い川にやさしい行動をする「川の守り人\*」の様々な活動を支援するとともに、一定の広がりのある地域で水辺再生や水質改善に集中的に取り組めます。こうしたみどりと川の再生により、ゆとりと潤いを実感できる豊かな生活環境を創出します。



10 みどりと川の再生

彩の国みどりの基金\*



県民によるみどりの再生活動

# 川のまるごと再生プロジェクト



## 川のまるごと再生プロジェクトのエリア

1つもしくは複数の市町村を流れる川の上流から下流まで



**地域**

維持管理活動



**県**

**共助による川の再生**

**市町村**



遊歩道整備  
親水護岸整備  
河原の再生 など

公園など拠点施設の整備  
案内板やまちなかの散策路整備  
下水道や合併処理浄化槽への転換 など



県民による川の再生活動



戦略  
11

# 女性がいきいきと輝く 社会の構築

主な関係部局 ■ 県民生活部 福祉部 産業労働部





## 戦略の背景

少子高齢化が進み、生産年齢人口も減少しています。また、社会・経済のグローバル化が進んでおり多様な人材が求められています。こうした中、女性が持つ個性や能力が、経済などの分野でさらに発揮されることが期待されています。

## 戦略の内容

女性が働き手や消費・投資の担い手となり、経済成長や社会の活性化を実現するウーマノミクスを進めます。女性が個性や能力を発揮できるように、子育て支援や多様な働き方の促進などに取り組みます。



II 女性がいきいきと輝く社会の構築

## 県が進める女性のキャリアアップ支援



働く女性向けセミナー



女性キャリアセンターでの相談風景



女性経営者支援セミナー





## 埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

女性の力が原動力となって経済の好循環が生まれる「埼玉版ウーマノミクス\*プロジェクト」を展開します。

そのため、次のような取組を市町村や企業などと共に進めます。

### 働くための条件を整備する

- 女性の再就職・キャリアアップ支援
- 保育所の整備や複数企業による企業内保育所\*の共同設置の促進
- 短時間勤務制度\*の利用促進、在宅勤務・フレックスタイム制など多様な働き方の普及
- 延長保育・休日保育などの多様なサービスの提供支援

### 女性の活躍の場をつくる

- 女性の起業支援
- 女性の視点を生かした新商品開発、女性向け新サービス開発支援

## 埼玉版ウーマノミクスの推進





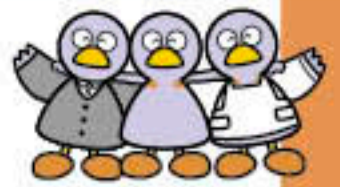
戦略

12

# 日本一の共助県づくり

主な関係部局 ■ 県民生活部 産業労働部 警察本部





## 戦略の背景

生産年齢人口の減少により、社会経済活動に関わる人口は減少しています。こうした中、地域社会が健全に維持・発展していくためには、住民自らが主体的に社会に関わり、共に支え合っていくことが求められています。また、東日本大震災を契機に、助け合いの精神が高まりを見せています。

## 戦略の内容

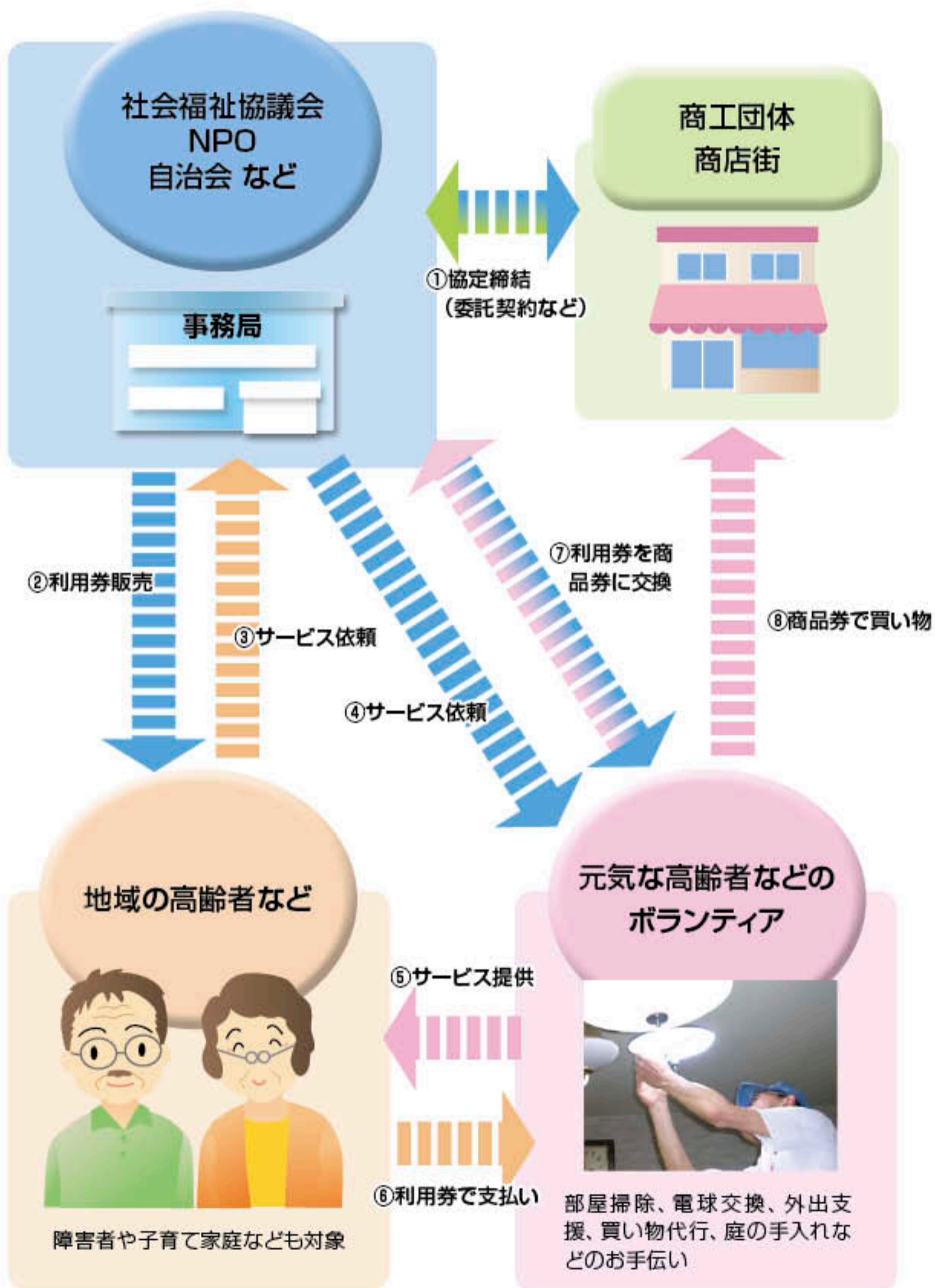
地域の人々が共に支え合う「共助」の取組を拡大し、日本一の共助県を目指します。自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」のレベルアップや活動の支援、地域の高齢者の暮らしを住民が支援する「地域支え合いの仕組み\*」の拡大などを進めます。ボランティアやNPOをはじめ県民の持てる力を地域振興や課題解決に生かす仕組みを支援し、様々な分野に広げていきます。

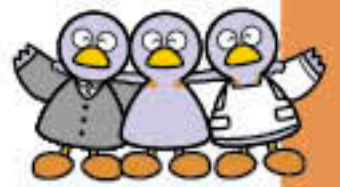


道路の清掃活動を行う彩の国ロードサポート団体

12 日本一の共助県づくり

地域支え合いの仕組み\*





## 県内の共助の取組事例



親同士による子どもの預け合い



大学生、短大生による防犯ボランティアの活動



自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」



耕作放棄地の再生に取り組む大学生

## 5 埼玉から発信する日本再生

本県は「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へ－」を展開することにより、時代の変化に対応した新しい社会モデルを構築します。

少子高齢化が急激に進展する社会においても、一定の成長を実現するとともに生活の安心と豊かさが実感できる新たな社会モデルを構築する。

危機管理・防災体制の強化をはじめとした安全性の確保、環境・エネルギー問題への対応、ライフスタイルや産業構造の見直しなど、東日本大震災を契機に問われている様々な課題に対応する新たな社会モデルを構築する。

今こそ、こうした時代の変化に的確に対応した社会モデルを構築し、日本を再生していく必要があります。

これまで本県では、国に先駆けて行財政改革に取り組み、大きな成果をあげてきました。また、東日本大震災の被災者支援ではスピーディーな現場対応力を示しました。

これからも本県から、国に先駆けた政策や新たな社会モデルを創造・発信していくことにより、埼玉が日本再生をリードしていきます。





## 第3章

# 分野別施策

# 分野別施策の体系

県政を5つの分野に体系的に整理しています。16の基本目標と57の施策により構成しています。施策にはすべて指標を設定しています。

将来像	分野	基本目標
<p>安心を 実感する 埼玉</p> <p>チャンス あふれる 埼玉</p> <p>生活を 楽しむ 埼玉</p>	<p><b>I</b> 安心・安全を 広げる分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して子育てできる環境をつくる</li> <li>2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる</li> <li>3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる</li> <li>4 暮らしの安心・安全を確保する</li> <li>5 危機・災害に備える</li> </ol>
	<p><b>II</b> 人づくり・教育を 高める分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する</li> <li>2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する</li> </ol>
	<p><b>III</b> 経済・産業を 支える分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する</li> <li>2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する</li> <li>3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる</li> </ol>
	<p><b>IV</b> 環境を守り 育てる分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みどりと川を再生し自然と共存する</li> <li>2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ</li> <li>3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する</li> </ol>
	<p><b>V</b> 暮らしと地域を 豊かにする分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埼玉の魅力を創造し発信する</li> <li>2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる</li> <li>3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる</li> </ol>



## 分野別施策

## 施策

- 子育て支援の充実 ●児童虐待防止対策の充実
- 高齢者が安心して暮らせる社会づくり ●介護人材確保対策の推進
- 生涯を通じた健康の確保 ●地域医療体制の充実 ●医師・看護師確保対策の推進 ●県立病院の医療機能強化  
●医薬品などの安全対策と献血の推進
- 防犯対策の推進と捜査活動の強化 ●交通安全対策の推進 ●消費者被害の防止 ●食の安全・安心の確保  
●安全な水の安定的な供給 ●住まいの安心・安全の確保
- 危機管理・防災体制の強化 ●震災に強いまちづくり ●治水・治山対策の推進

- 確かな学力と自立する力の育成 ●子どもたちの豊かな心の育成と非行防止・立ち直りの支援
- 子どもたちの健やかな体の育成 ●質の高い学校教育の推進 ●私学教育の振興
- 家庭・地域の教育力の向上と生涯を通じた多様な学習活動の振興 ●特別支援教育の推進
- 就業支援と雇用の拡大 ●女性のチャレンジ支援と男女共同参画の推進 ●障害者の自立・生活支援  
●障害者の就労支援

- がんばる中小企業の支援 ●新たな成長を導く次世代ビジネスの振興 ●産業集積の推進 ●サービス産業の振興  
●産業人材の確保・育成
- 収益力ある農業の確立 ●収益を生み出す林業の振興
- 埼玉の活力を高める道路整備 ●埼玉の成長を支えるまちづくり

- みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用) ●みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ●川の再生  
●生物多様性保全の推進
- 環境に配慮した産業社会の構築 ●低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ●再生可能エネルギー活用の推進
- 公害のない安全な地域環境の保全 ●資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

- 文化芸術の振興 ●スポーツの振興 ●魅力ある観光の推進
- ITを活用した県民生活の利便性の向上 ●便利な公共交通網の整備 ●快適で魅力あふれるまちづくり  
●魅力ある農山村づくりと多面的機能の活用
- 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成 ●多文化共生と国際交流・協力の推進 ●人権の尊重



# 分野別 I

## 安心・安全を広げる分野

- 基本目標
- 1 安心して子育てできる環境をつくる
  - 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる
  - 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる
  - 4 暮らしの安心・安全を確保する
  - 5 危機・災害に備える

少子高齢化の急激な進展や、経済の低迷、グローバル化、大規模災害の発生など、21世紀に入り、それまでの人口増加とともに成長し続けることができた社会構造が大きく変化しています。そうした変化により、老後に対する不安、健康に対する不安、災害に対する不安など様々な暮らしの不安が私たちを取り巻いています。それは将来に対する漠然とした不安でもあります。

目指す将来像を実現し新たな社会を築くためには、まずそうした不安を解消することが必要です。不安を解消し、今日よりも明日はきっと良くなる、そう思えることが新たな挑戦や生きる喜びにつながります。

安心して子育てできる環境の実現、高齢者が安心してすごせる社会の実現、誰もが健康で暮らせる社会の実現、暮らしの安心・安全の確保、そして、危機・災害への備え。

この5か年計画において、安心・安全を広げる分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる



基本目標

1

# 安心して子育てできる 環境をつくる

目指す姿

多様なニーズに対応した保育、教育、相談機能が充実し、子育て家庭は孤独や不安を感じることなく、安心して子育てができています。

また、ワークライフバランス\*が浸透することにより、多くの家庭で仕事と家庭の調和がとれ、子どもたちが健全に育つ家庭環境が整っています。

さらに、整備された子育て環境や企業のバックアップを通じて、子育て家庭は社会全体が子育てを応援していると実感できます。

こうして、子育てに関する様々な負担や不安が軽減され、誰もが子どもを生き育てることに喜びを感じる社会が実現しています。

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる

# 1 子育て支援の充実

担当部局・総務部 福祉部 保健医療部 産業労働部 都市整備部 教育局

## 施策内容

本県では、仕事と子育ての両立を図る女性が増加傾向にあります。また、核家族世帯の割合が高いため、子育て中の夫婦が親からの援助を受けにくい状況にあります。こうしたことから、保育需要が増加傾向にあるため、保育所などの整備を進めるとともに、多様なニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供などを支援します。また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近な場所で親子の交流や悩みの相談ができる体制を整えます。さらに、住まいや医療などの分野でも子育てしやすい環境を整えるとともに、男性の育児参加を推進するなど社会全体で子育てを応援するムーブメントを醸成します。

## 主な取組

- ▶ 保育所、企業内保育所\*などの整備促進による待機児童対策の推進
- ▶ 延長保育や病児保育\*など多様な保育サービスの提供支援
- ▶ 家庭的保育事業\*（保育ママ制度）の導入支援
- ▶ 保育所・幼稚園の一体的整備・運営の支援
- ▶ 放課後児童クラブ\*や放課後子ども教室\*の支援
- ▶ 幼児教育相談などを実施する幼稚園や地域子育て支援センター\*などへの支援
- ▶ 子育てしやすい住宅の普及促進や子育て支援コンビニ\*の誘致
- ▶ 周産期医療\*体制や小児救急医療\*体制の強化
- ▶ 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児の医療費の助成
- ▶ 男女が共に働きやすい職場環境整備の支援や男性の育児参加の推進
- ▶ 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成



地域子育て支援センター



一日保育士体験

### 保育サービスを利用可能な児童数

現状値 ■ 97,473人

目標値 ■ 113,000人

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

#### 定義・選定理由

保育所、家庭保育室\*、企業内保育所、特定保育\*、幼稚園預かり保育\*などを利用可能な児童の数。

どれだけの児童が保育サービスを利用できる環境になっているかを示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

過去の保育サービスの申込者の推移を勘案し、必要な数を確保することを目指して、この目標値を設定。

### 保育所待機児童数

現状値 ■ 1,186人

目標値 ■ 550人

平成23年4月1日

平成29年4月1日

県議会による追加指標

### 保育サービス受入枠と待機児童数の推移



保育サービス受入枠は毎年3月31日現在、待機児童数は毎年4月1日現在

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる

## 2 児童虐待防止対策の充実

担当部局・福祉部 教育局 警察本部

### 施策内容

児童虐待相談件数は増加傾向にあり、社会的養護\*を必要とする子どもが増加しています。児童虐待を未然に防止するためには、子育て家庭が地域で孤立し独りで不安を抱えないよう、地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。こうしたことから、虐待の早期発見、早期対応のため、子どもが安心して安全な生活ができる環境を整備します。また、警察をはじめ関係機関と連携して虐待への対応を強化するとともに、人材を育成し、虐待防止を推進します。さらに、子どもを取り巻く環境の複雑化や多様化を踏まえ、保護を必要とする子どもの養育体制を整備・充実します。

### 主な取組

- ▶▶ 児童相談所などの相談体制の充実
- ▶▶ オレンジリボンキャンペーン\*など県民への児童虐待防止の啓発
- ▶▶ 虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者への心理的ケアの実施
- ▶▶ 保育従事者、教職員などへの研修の実施
- ▶▶ 市町村における相談体制強化への支援
- ▶▶ 児童虐待を防止するための保護者への啓発や児童への教育の推進
- ▶▶ 乳児院\*や児童養護施設\*など養育の場の確保
- ▶▶ 家庭的な養育環境の整備など児童福祉施設\*入所児童の支援
- ▶▶ 里親委託等推進員\*の配置など里親制度の推進



毎年11月に行われるオレンジリボンキャンペーン



施策指標

児童虐待相談のうち助言・指導により  
解決した割合

現状値 ■ 60%

目標値 ■ 70%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

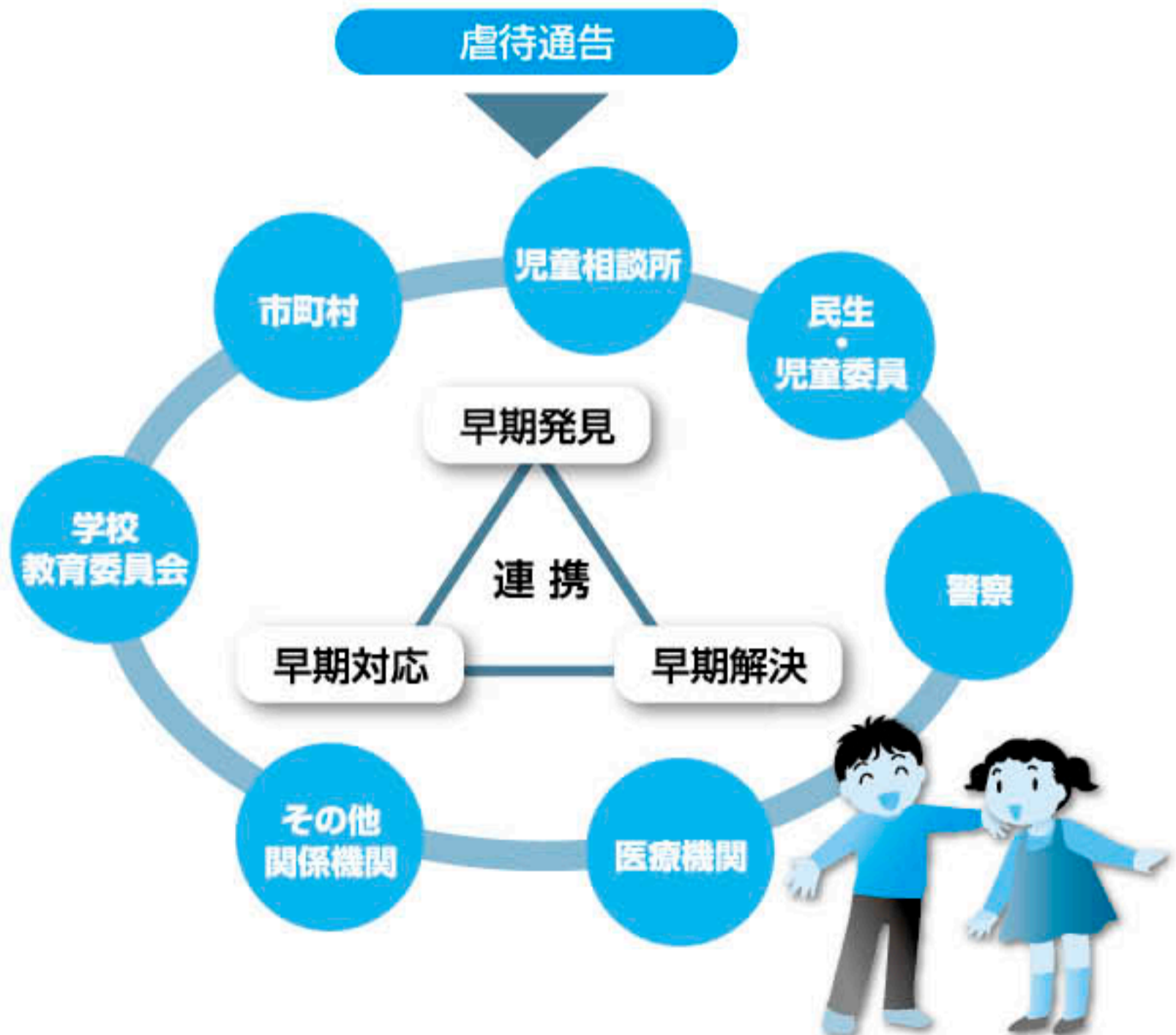
児童相談所及び市町村がそれぞれ受け付けた児童虐待相談のうち、早期に解決することができた件数の割合。

児童虐待については、虐待の芽を早期に摘み、深刻化させない取組が重要となるため、この指標を選定。

目標値の根拠

児童虐待相談のうち、助言・指導により深刻化させずに解決した割合を平成22年度から10ポイント向上させることを目指して、この目標値を設定。

児童虐待防止のための連携体制





## 基本目標

## 2

高齢者が安心して  
すごせる社会をつくる

## 目指す姿

高齢者は、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができ、尊厳ある自立した生活を送っています。

また、必要に応じて施設サービス\*と在宅サービス\*を使い分けることができ、高齢者やその家族の安心感が高まっています。

さらに、元気な高齢者を含めた地域全体で、単身高齢者や高齢夫婦が孤立しないように見守り、支え合う地域コミュニティが構築されています。

こうして、高齢者の誰もが安心して心豊かにすごせる地域社会が実現しています。

基本目標 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる

# 1 高齢者が安心して暮らせる社会づくり

担当部局・福祉部 都市整備部

## 施策内容

多くの高齢者やその家族は、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことを望んでいます。そこで、高齢者一人一人の状態に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援などの在宅サービス\*を切れ目なく提供できる体制を整備します。また、在宅での生活が困難になった場合には、安心して施設サービス\*を受けられるよう、特別養護老人ホーム\*などの整備を引き続き行い、待機者数（老人福祉圏域\*ごと）の減少を目指します。さらに、高齢者が元気に、いきいきと活動できるよう支援するとともに、地域の見守り・相談体制を充実します。

## 主な取組

- ▶▶ 24時間在宅生活を支える介護サービスの普及
- ▶▶ 地域包括支援センター\*の機能強化とネットワークの充実
- ▶▶ 訪問看護ステーション\*などを中心とした医療と介護の連携体制の推進
- ▶▶ 医療と介護が連携した認知症対策の推進
- ▶▶ 市民後見人\*の養成など高齢者の権利擁護・虐待対策の推進
- ▶▶ 特別養護老人ホームなどの整備支援
- ▶▶ 市町村介護保険制度運営の支援
- ▶▶ 介護付き有料老人ホーム\*など高齢者向け住まいの整備促進
- ▶▶ 老人クラブなど元気な高齢者の地域活動の支援
- ▶▶ 生活支援サービス\*を含めた高齢者の見守り体制の充実

施策指標

24時間の定期巡回・随時対応サービス  
を利用できる市町村数

現状値 ■ 0市町村

目標値 ■ 全市町村

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

在宅の高齢者の心身の状況に応じて1日24時間にわたり介護と看護のサービスを一体的に提供する24時間の定期巡回・随時対応サービスが提供されている市町村の数。

多くの高齢者及びその家族が在宅での介護を望んでいることから、この指標を選定。

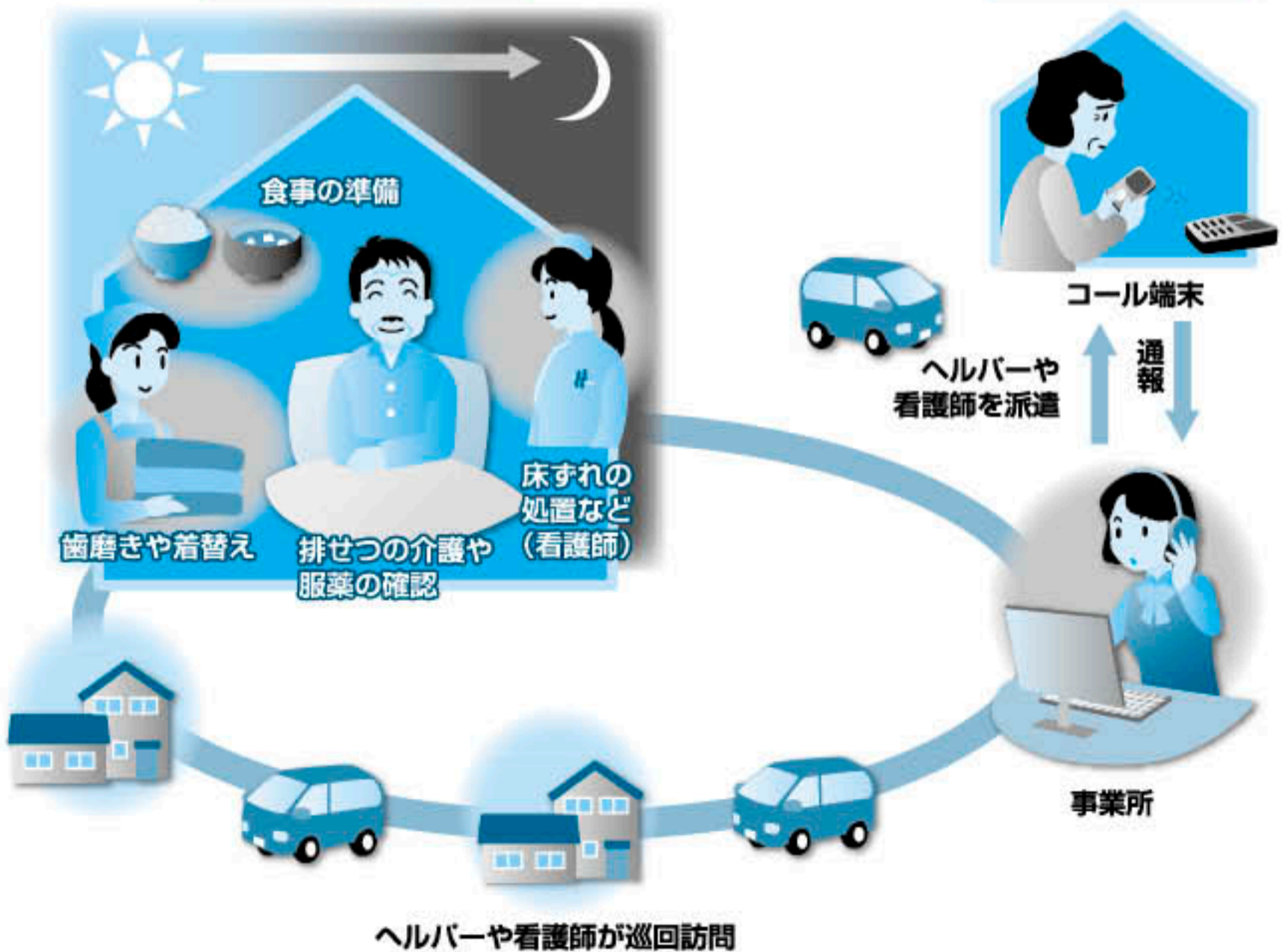
目標値の根拠

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、県内すべての市町村で24時間の定期巡回・随時対応サービスが普及していることを目指して、この目標値を設定。

24時間定期巡回・随時対応サービス

定期的な訪問

必要に応じて



基本目標 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる

## 2 介護人材確保対策の推進

担当部局・福祉部 保健医療部 産業労働部 教育局

### 施策内容

急速な高齢化や単身高齢世帯の増加などにより、介護サービスに対する需要は今後さらに高まるが見込まれています。また、労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高く、安定的な人材の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、質の高い人材を育成するとともに、介護職員の定着を図っていく必要があります。このため、今後の介護ニーズに応じた人材の育成を推進し、やりがいのある職場環境をつくることにより、介護人材を確保します。また、介護職員が将来の展望を持って働き続けることができるよう、キャリアアップを支援します。

### 主な取組

- ▶ 介護資格のない者の就業支援、離職した有資格者の再就職支援
- ▶ 職業訓練による介護人材の育成
- ▶ 福祉を支える専門的人材の育成
- ▶ タイムリーな求人・求職情報の収集・提供によるマッチング
- ▶ 学生に対する「福祉の仕事」の魅力発信
- ▶ 医療ケア、リハビリテーション、認知症ケアに対応できる人材の育成
- ▶ 子育てとの両立など働きやすい職場環境の整備支援
- ▶ 能力や経験に応じた処遇による介護職員のキャリアアップの支援



福祉人材センターでの合同就職面接会



介護人材育成の職業訓練

施策指標

介護人材の育成人数

現状値 ■ 2,075人

目標値 ■ 3,400人

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県が職業訓練により育成する介護人材の数。高齢化の進展により、介護分野は将来的に需要があり、市場の拡大と雇用の吸収が見込まれる成長分野であることから、この指標を選定。

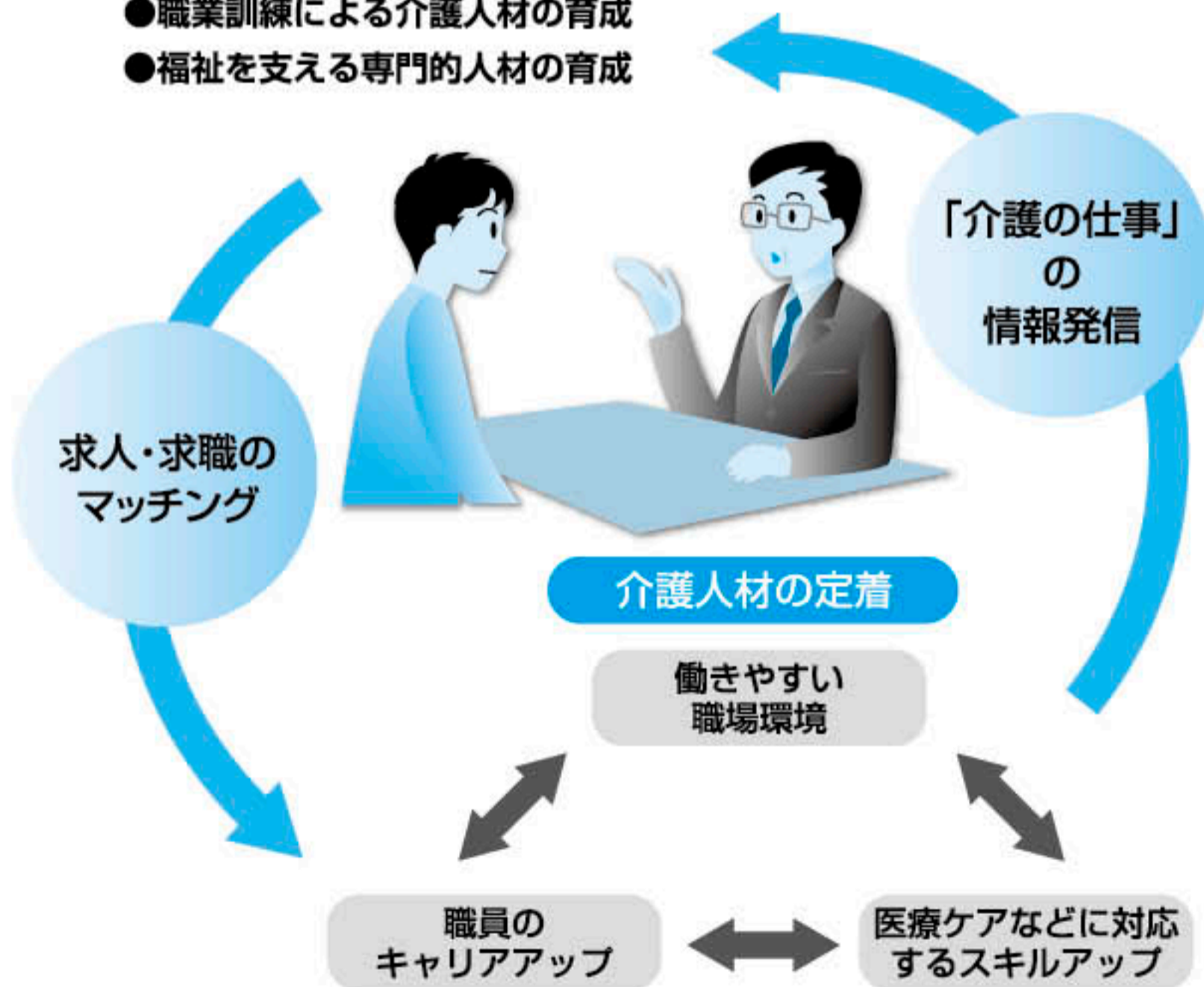
目標値の根拠

県が職業訓練により介護人材を育成することにより、国及び民間の育成人数と合わせて県内で必要となる介護人材数を満たすことを目指して、この目標値を設定。

介護人材確保対策の推進

介護人材の育成

- 職業訓練による介護人材の育成
- 福祉を支える専門的人材の育成







基本目標

3

# 誰もが健康に暮らせる 社会をつくる

目指す姿

県民の健康づくりへの取組や生活習慣の改善が進んで、健康を実感しながら暮らしています。

また、地域の医療体制が充実し、県立病院の機能が強化され、必要なときに安心して質の高い医療を受けることができます。

こうして、誰もが健康に安心して暮らせる社会となっています。

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

# 1 生涯を通じた健康の確保

担当部局・福祉部 保健医療部 農林部 教育局

## 施策内容

いつまでも健康を実感しながら、いきいきとした生活を送ることは県民一人一人の願いです。そのため、生活習慣病の予防や重症化防止、介護予防を行うとともに、がん検診の受診率や質を向上させ、がんの早期発見、早期治療を進めます。また、自殺対策や母子保健、歯科保健を推進するとともに、感染症に対する危機管理体制を強化し、適切な医療や発生情報の提供など迅速な対応を行います。さらに、食育を通じて豊かな心と健康づくりを推進するとともに、子どものときから望ましい生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたる健康づくりの基礎を築きます。

## 主な取組

- ▶ 健康長寿埼玉\*の推進
- ▶ 健康診査・保健指導など生活習慣病を予防する取組の支援
- ▶ 各市町村の要介護認定率減少に向けた高齢者の介護予防の支援
- ▶ 地域がん登録\*の推進などがん対策の推進
- ▶ うつ病対策の強化、多重債務相談窓口の設置推進、関係機関との連携協力体制の確立など自殺対策の推進
- ▶ 歯科保健の充実
- ▶ エイズ\*の予防啓発・早期発見体制の強化
- ▶ 新型インフルエンザなどの新興感染症\*に対する相談・医療体制などの整備
- ▶ 食育の推進
- ▶ 学校保健の充実

施策指標

### 健康寿命

**現状値**

- 男性 16.6年
- 女性 19.5年

**目標値**

- 17.3年
- 20.0年

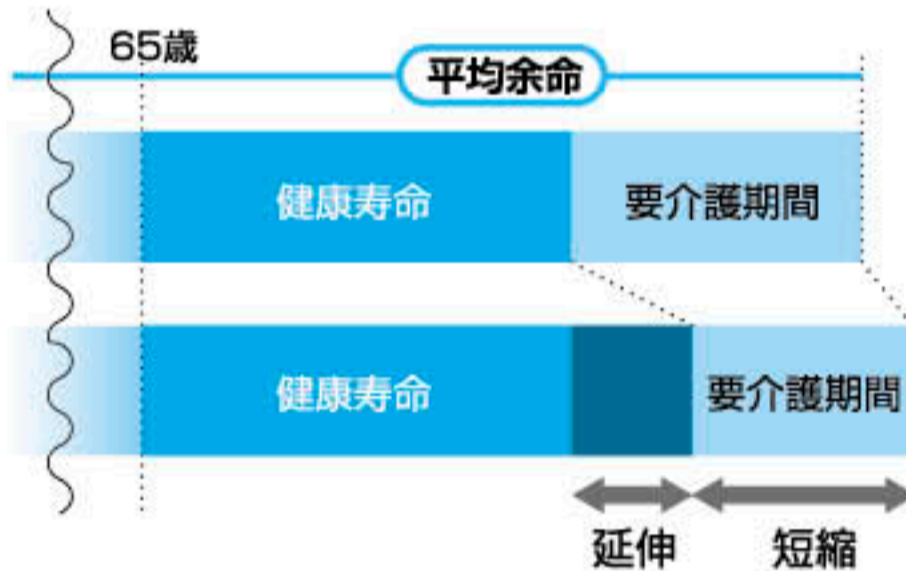
平成21年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

65歳の人々が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65歳の人々が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。  
健康寿命を伸ばすことにより、県民一人一人が生涯にわたり元気で活動できる社会が実現できることから、この指標を選定。

目標値の根拠

生活習慣病の予防やがん対策を推進することにより、引き続き健康寿命を伸ばすことを目指して、この目標値を設定。



※健康寿命とは  
単なる生存ではなく、生活の質を考慮し、「あと何年、自立して健康に生きられるか」を測る健康指標。  
具体的には、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間であり、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。

参考指標

### がん検診受診率

**現状値**

- 胃がん男性 33.1%
- 胃がん女性 24.8%
- 肺がん男性 25.1%
- 肺がん女性 20.9%
- 大腸がん男性 29.8%
- 大腸がん女性 24.1%
- 子宮がん 22.3%
- 乳がん 22.9%

**目標値**

- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%

平成22年 >>>> 平成28年

県議会による追加指標

[参考指標]  
毎年度数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したもの。

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

## 2 地域医療体制の充実

担当部局・企画財政部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 病院局

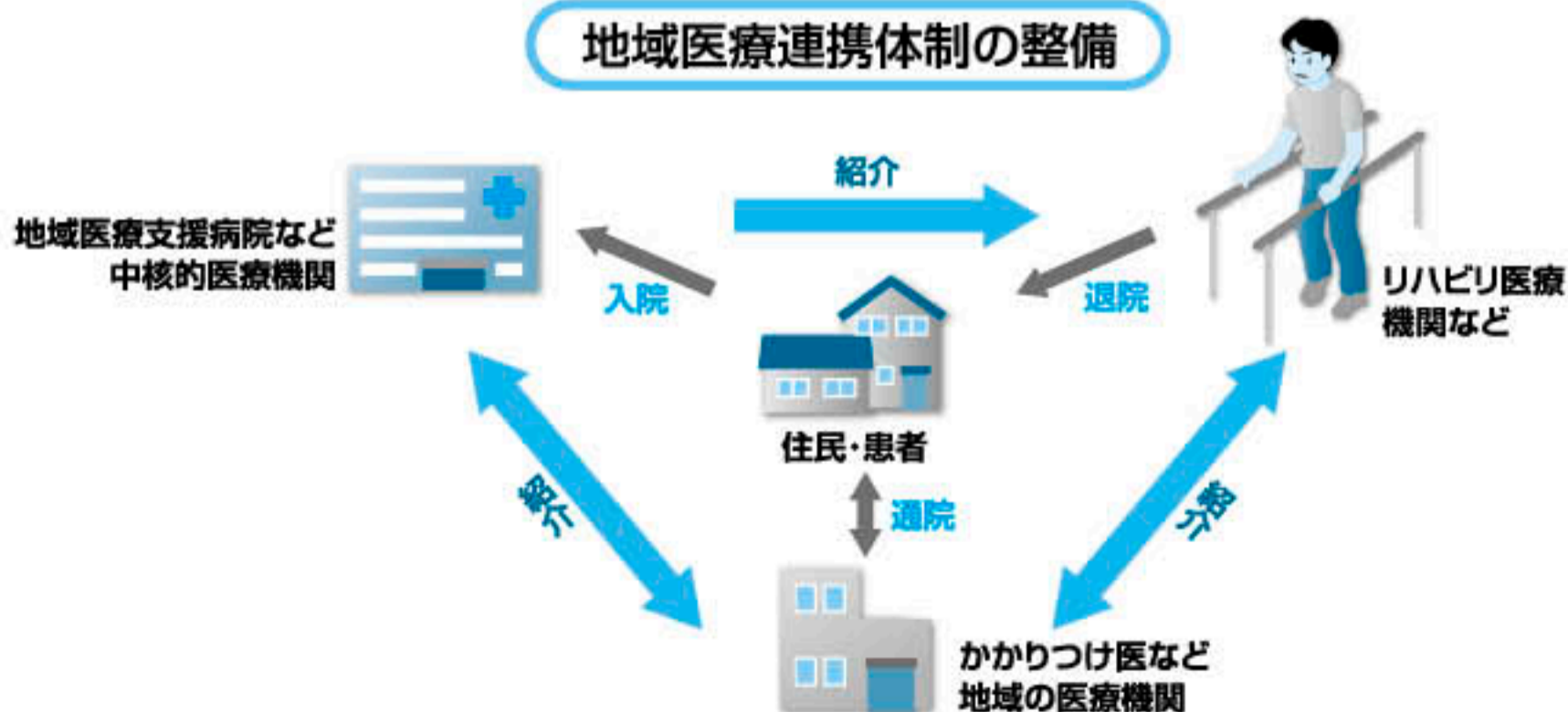
### 施策内容

小児救急医療\*や周産期医療\*などの地域医療体制の整備が課題となっています。また、救急搬送や救急医療\*体制の充実・強化を進める必要があります。そのため、周産期医療体制の整備や、医師の派遣・集約化による救急医療体制の充実を図るとともに、高次医療機関\*への交通アクセスの利便性を高めます。また、地域において切れ目のない医療体制の整備を図るため地域医療連携体制\*の構築を進めるとともに、医療における相談体制を整備します。さらに、難病患者とその家族に対し経済的支援に加え療養生活の支援を行います。

### 主な取組

- ▶ NICU\*の整備など周産期医療体制の強化
- ▶ さいたま新都心における医療拠点の整備
- ▶ 救急医療体制の強化
- ▶ ドクターヘリ\*の24時間運航に向けた再構築
- ▶ 高次医療機関への交通アクセスの利便性を高める道路の整備
- ▶ 身近な医療機関と中核的な医療機関の連携支援
- ▶ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の安定的な運営
- ▶ 患者の視点に立った医療サービスの質的向上の推進
- ▶ 難病患者への療養支援

### 地域医療連携体制の整備



夜間や休日も小児救急患者に対応できる  
二次救急医療圏\*の割合

現状値 ■ 57%

目標値 ■ 100%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

小児二次救急医療体制において、すべての曜日で夜間も含め受入体制が確保できている二次救急医療圏の割合。

休日や夜間に診療を必要とする小児患者が増えており、県民が安心して小児救急医療を受けられることが必要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県内のどこに住んでいても、必要なときに小児救急医療を受けられるようにするため、すべての二次救急医療圏で夜間や休日も含めた受入体制を確保することを目指して、この目標値を設定。

二次救急医療圏



診察をする小児科医



救急搬送の様子

## 3 医師・看護師確保対策の推進

担当部局・保健医療部 教育局

### 施策内容

小児救急医療\*や周産期医療\*などの分野で医師不足が課題となっています。そこで、医師の診療科偏在や地域偏在の解消を目指し、身近な地域で必要な医療を受けられる体制をつくります。また、看護師については、県内で働く人数は増加しているものの、今後需要の増加が見込まれます。そこで、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに復職を支援します。また、医療を支える専門的人材の育成を進めます。

### 主な取組

- ▶▶ 産科・小児科・救急などを担当する医師の確保促進
- ▶▶ 臨床研修医\*など医師の誘導・定着策の推進
- ▶▶ 本県出身医学生への支援
- ▶▶ 医師の養成方策の検討や定着の支援
- ▶▶ 医学部の調査・検討
- ▶▶ 県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定
- ▶▶ 看護師の質的・量的な確保の推進
- ▶▶ 看護師の定着・就労の支援
- ▶▶ 離職した看護師の復職支援
- ▶▶ 救急・周産期・がんなど専門分野の看護師の養成・確保の推進
- ▶▶ 医療を支える専門的人材の育成



看護学校での戴帽式

## 施策指標

## 臨床研修医の採用実績

目標値 ■ 1,500人

累計

平成24年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県内各臨床研修病院において採用された臨床研修医の人数。

臨床研修医は研修後に本県の医療機関などへの定着を期待できるものであり、若手医師を確保することで医療体制の充実を図ることができることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

これまでおおむね200人程度であった採用実績や県内の医師数を勘案し、毎年300人に拡大することを目指して、この目標値を設定。

## 参考指標

## 医師数（人口10万人当たり）

現状値 ■ 142.6人  
(全国最下位)

目標値 ■ 全国最下位脱出

平成22年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

県議会による追加指標

## [参考指標]

毎年度(毎年)数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したもの。



NICU\*で新生児を診る医師

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

## 4 県立病院の医療機能強化

担当部局・企画財政部 保健医療部 病院局

### 施策内容

高度な医療を必要とする患者の増加が見込まれています。県立病院では、三次医療機関\*として地域の医療機関を支えていくとともに、医療需要の増大や医療技術の進化に的確に対応した医療の質と量を提供しなければなりません。そのため、周産期医療\*の充実など県立病院の機能を強化することで地域の医療機関をバックアップし、県民に対して高度で専門的な医療を提供して医療提供体制の強化と県の医療水準の向上を図ります。また、老朽化した病棟の建替えなどの施設整備を行います。

### 主な取組

- ▶▶ がんセンター新病院の建設
- ▶▶ がんセンターにおける医療体制の強化
- ▶▶ 小児医療センター新病院の建設
- ▶▶ 小児医療センターにおける周産期医療体制の充実
- ▶▶ 精神医療センターにおける医療体制の強化
- ▶▶ 循環器・呼吸器病センターにおける緩和ケア医療\*体制の整備



がんセンター新病院完成図



### 県立病院の病床利用率

現状値 ■ 79%

目標値 ■ 82%

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

病床の利用状況を示すもので、がんセンターや小児医療センターなどの県立4病院における病床数に対する入院患者数の割合。

病床利用率を上げることで、より多くの県民が県立病院を利用できるようになることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

入院を必要としている多くの県民が県立病院を利用できるようにするため、新病院の建設などにより医療体制を強化することで、県立病院の病床利用率を平成22年度から3ポイント上昇させることを目指して、この目標値を設定。

### 県立4病院の位置図



循環器・呼吸器病センター(熊谷市)



小児医療センター(さいたま市)



がんセンター(伊奈町)



精神医療センター(伊奈町)



小児医療センターを移転予定のさいたま新都心

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

## 5 医薬品などの安全対策と献血の推進

担当部局・保健医療部

### 施策内容

医薬品などには品質、有効性や安全性の確保が求められています。そこで、医薬品などの製造販売業者などに対する監視指導を徹底して品質などを確保するとともに、県民が安心して使用できるように情報提供を行います。また、若年層への薬物乱用の拡大や新たな乱用薬物の増加が懸念されています。このため、薬物乱用防止の啓発や相談を実施するとともに、医療用麻薬の取扱者などに対する指導・取締りを徹底します。さらに、医療に必要不可欠な血液製剤\*は、献血者数の減少により不足する懸念があります。このため、献血者の確保を図り、安定的な血液製剤の供給を進めます。

### 主な取組

- ▶ 医薬品などの製造販売業者などに対する監視指導の実施
- ▶ 医薬品などの品質確保の徹底
- ▶ 医薬品などの適正使用のための情報提供
- ▶ 薬物乱用対策の推進
- ▶ 違法ドラッグ\*などの製造・流通の防止
- ▶ 若年者層を中心とした献血者の確保
- ▶ 安全な血液製剤の安定供給



医薬品の製造販売業者などに対する監視指導



違法ドラッグ

### 献血者数

現状値 ■ 251,361人

目標値 ■ 270,000人

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

県内の献血ルーム、街頭献血会場などで献血をした人数。  
血液製剤を献血により安定的に供給することで、県民が安心して医療を受けることができることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

血液製剤の需要供給の動向、毎年度国から示される原料血しょう\*確保目標量などを勘案し、必要となる血液量を確保することを目指して、この目標値を設定。

### 献血推進体制の4つの柱

#### 1. 普及啓発と献血組織の充実

- ① 愛の血液助け合い運動
- ② メディアを活用した広報
- ③ 献血者確保事業への助成

#### 2. 若年層献血の推進

- ① 献血ポスターコンクール
- ② ゆる玉応援団献血ありがとうキャンペーン
- ③ 卒業献血キャンペーン
- ④ 出前講座
- ⑤ 教育委員会との連携

市町村

連携

埼玉県

協働

埼玉県赤十字  
血液センター

#### 3. 安全な血液の安定供給の確保

- ① 400ml献血の推進
- ② 複数回献血の推進
- ③ 事業所など献血協力団体の確保
- ④ 献血ルームの充実

#### 4. 適正使用の推進

合同輸血療法委員会の開催



清潔で快適な献血ルーム



基本目標

4

## 暮らしの安心・安全を確保する

目指す姿

県民の防犯意識が高まり、自主防犯活動が活発になり、犯罪を起こさせないまちづくりが進んでいます。

交通事故の発生しにくい環境が整備されるとともに、県民一人一人に交通安全意識が浸透し、交通事故が減少しています。

消費相談体制の整備などにより消費生活のトラブルが減少するとともに、監視・検査体制が強化されることで食品や水への不安が解消されています。また、住まいのセーフティネットも確立されています。

こうしたことにより、県民の暮らしの安心・安全が確保されています。

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

# 1 防犯対策の推進と捜査活動の強化

担当部局・県民生活部 保健医療部 教育局 警察本部

## 施策内容

本県の刑法犯認知件数は平成16年（2004年）をピークに減少が続いているものの、さらなる安心・安全の確保が求められています。犯罪を減少させ、県民が安心・安全に暮らせるようにするため、県民やNPOなどが行う自主防犯活動を支援するなど、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を進めるとともに、県民一人一人の防犯意識を高めます。また、警察職員の確保や警察施設の整備など、警察基盤や捜査力を強化していきます。

## 主な取組

- ▶▶ 防犯意識を高める普及啓発活動の実施
- ▶▶ 自主防犯活動への支援
- ▶▶ 事業者との連携による防犯活動の実施
- ▶▶ 自転車盗防止対策の推進
- ▶▶ 子どもを犯罪から守るための対策の実施
- ▶▶ 犯罪被害者などに対する支援の充実
- ▶▶ 薬物乱用対策の推進
- ▶▶ 家庭や地域と連携した防犯教育の推進
- ▶▶ 警察職員の確保、警察施設や警察装備の整備
- ▶▶ 暴力団排除対策の推進



自主防犯活動団体による子どもの見守り



交番相談員

### 犯罪発生件数\* (人口千人当たり)

現状値 ■ 14.8件

目標値 ■ 12.8件

平成22年 >>>> 平成28年

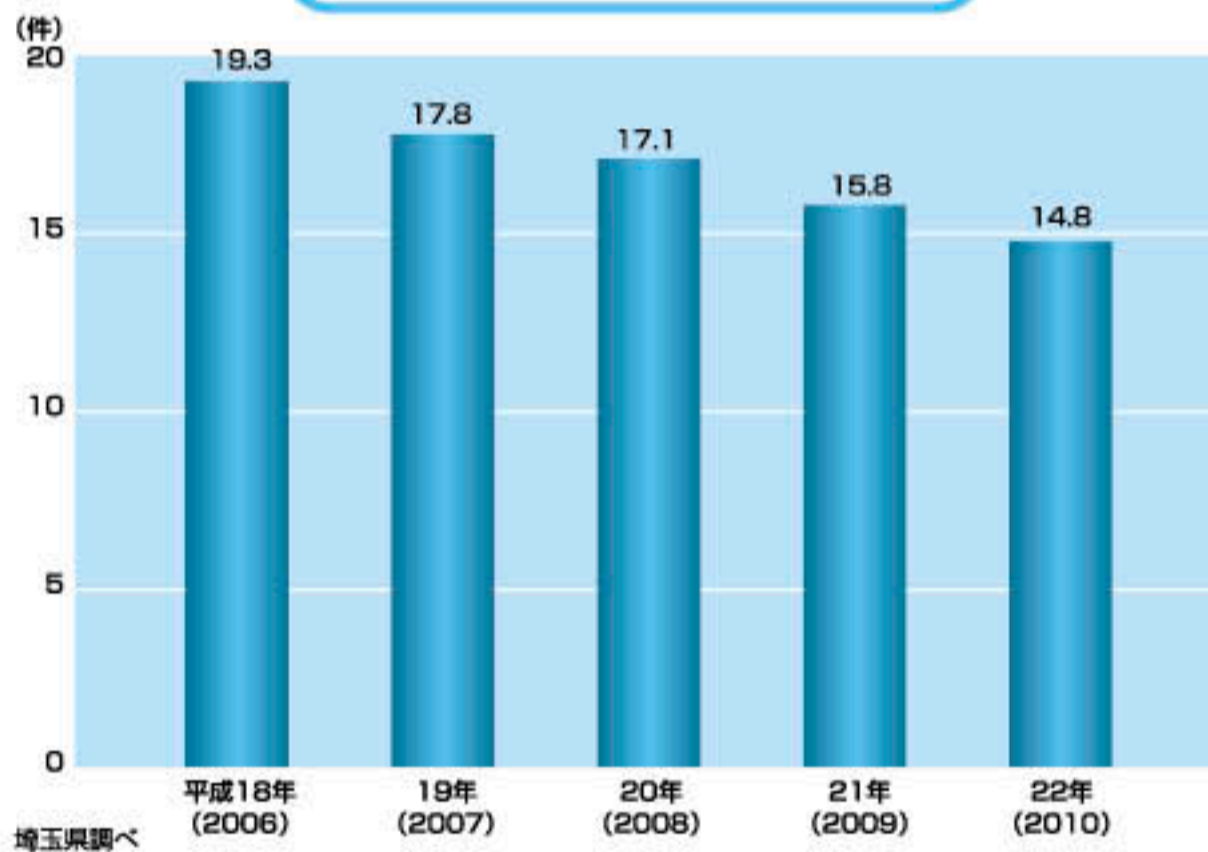
#### 定義・選定理由

県内で1年間(1月~12月)に発生した人口千人当たりの刑法犯罪の件数。  
県民が安心・安全に暮らせる社会をつくるための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」において、平成26年の目標値を13.7件としていることを踏まえ、さらに犯罪発生件数を減少させることを目指して、この目標値を設定。

### 犯罪発生件数(人口千人当たり)



捜査訓練

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

## 2 交通安全対策の推進

担当部局・県民生活部 県土整備部 教育局 警察本部

### 施策内容

本県の交通事故死者数は、近年、減少傾向が続いています。しかし、事故死者数に占める高齢者の割合が高いことや自転車の交通マナーも問題になっており、さらなる安全対策が求められています。そのため、県民総ぐるみの交通安全運動を展開し、広く交通安全意識を浸透させるとともに、歩道や交差点整備など、安全な道路環境を確保します。また、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた参加・体験型の実践的・効果的な交通安全教育を実施します。

### 主な取組

- ▶▶ 交通安全意識を高める交通安全運動の展開
- ▶▶ 子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教育の実施
- ▶▶ 歩道整備などによる歩行環境の整備
- ▶▶ 自転車通行帯の設置
- ▶▶ 自転車安全対策の推進
- ▶▶ 右折レーンの設置などの交差点の改良
- ▶▶ 信号機や道路標識など交通安全施設の整備
- ▶▶ カーナビのデータを活用した危険箇所解消など道路の安全対策の推進
- ▶▶ 悪質・危険性、迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの実施



交通安全教室



自転車通行帯の設置



## 交通事故死者数

現状値 ■ 198人

目標値 ■ 120人

平成22年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

## 定義・選定理由

県内で1年間(1月～12月)に発生した交通事故による死者数(事故後24時間以内)。  
交通事故における死者をなくすことが交通事故防止の大きな目的であり、そのための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

「第9次埼玉県交通安全計画」において、平成27年の目標値を125人としていることを踏まえ、さらに交通事故死者数を減少させることを目指して、この目標値を設定。



交通指導取締り



歩道が整備された通学路

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

## 3 消費者被害の防止

担当部局・県民生活部 都市整備部 教育局 警察本部

### 施策内容

近年、IT\*の進化や経済のグローバル化、サービスの多様化、高齢者の増加など、社会経済環境は大きく変化しており、それに伴い消費生活トラブルや相談の内容も複雑化・多様化しています。このため、様々な消費生活相談に対応できる相談体制を整備・充実していくとともに、消費生活講座や消費者教育の実施、事業者の指導や取締りなどにより消費者被害の未然防止に取り組めます。

### 主な取組

- ▶ 様々な消費生活相談に応じられる消費生活センター\*などの相談体制の充実強化
- ▶ 消費者事故などの迅速な情報提供
- ▶ 契約トラブルや宅地建物取引の紛争などの適正な解決
- ▶ 高齢者の消費生活トラブル防止対策の推進
- ▶ 事業者の指導や悪質業者の処分の実施
- ▶ 生活科学センター\*を活用した学習支援や情報提供
- ▶ 学校における消費者教育の実施
- ▶ ヤミ金融や悪質商法などの取締り強化



高齢者の消費者被害防止を呼びかける寸劇



消費生活相談

## 1年以内に消費者被害の経験があると回答した県民の割合

現状値 ■ 1.45%

目標値 ■ 1.16%

平成23年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県政サポーターアンケートにおいて、この1年以内に訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験があると回答した県民の割合。

消費者被害防止のための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県民が安心・安全な消費生活を送ることができる社会をつくるため、1年以内に消費者被害にあったと回答した県民の割合を約2割減らすことを目指して、この目標値を設定。



体験しながら消費生活について学べる生活科学センター(川口市)

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

## 4 食の安全・安心の確保

担当部局・保健医療部 農林部

### 施策内容

食中毒、偽装表示などの事件の発生により、県民の食の安全・安心への関心が高まっています。また、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により、食品の安全性に対する心配の声が寄せられています。このため、県民参画による食品の監視・検査体制を強化し、県民の視点に立った情報提供を行います。また、食品関係営業施設への指導と県民への食中毒の予防啓発を継続します。さらに、農産物が生産され加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全性を確保するとともに、適正な食品表示を推進します。

### 主な取組

- ▶ 県民参画による食品の監視指導や検査体制の強化
- ▶ 県民や食品関係業者に対する食中毒の発生防止対策の実施
- ▶ 農薬の適正使用やGAP（農業生産工程管理）\*の導入などによる農産物の安全性確保の推進
- ▶ 適正な食品表示による食への信頼の確保
- ▶ 農産物などの放射性物質検査の徹底



営業施設への監視指導(左:製造所 右:市場)

施策指標

彩の国ハサップガイドラインリーダー\*  
の養成者数

目標値 ■ 16,000人

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

埼玉県独自の衛生管理指針「彩の国ハサップガイドライン\*」に基づき、飲食店営業施設の衛生管理を中心的に担う食品衛生責任者に対して行う彩の国ハサップガイドラインリーダー養成課程の修了者数。

事業者による自主衛生管理の取組を推進することにより、県民が安心して飲食店営業施設を利用できることから、この指標を選定。

目標値の根拠

食品衛生法の許可を要する飲食店営業施設のうち、一般飲食店やレストランなどが約32,000施設ある。このうち約半数の施設において、彩の国ハサップガイドラインリーダーを養成することを目指して、この目標値を設定。

ハサップ概念図

工程例 (ハサップの考え方を活用した食品の衛生管理の例)

入荷

保管

調理

包装

出荷

あらかじめ危害を予測

すべての工程で危害(従事者の衛生管理や害虫、ウイルスなど)を予測

重要管理点の設定

危害を防止するための重要管理点を定め、管理基準を設定。

継続的な監視・記録

管理基準に基づき継続的に監視・記録

危害の見直し

監視・記録して異常があればすぐに対策を取り解決

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

## 5 安全な水の安定的な供給

担当部局・企画財政部 危機管理防災部 保健医療部 農林部 企業局

### 施策内容

水道は日常生活に欠かすことのできないライフラインです。そこで、水資源開発施設\*の整備促進など水資源の安定的な確保に努めます。また、水源地域の森林の整備・保全を進め水源かん養\*機能を持続的に発揮させます。さらに、水質検査の信頼性を確保し、水源水質の監視を行い、安全な水を県民に供給します。渇水や災害時における水供給体制を確保し、水道未普及地域の解消や水道施設の耐震化を行います。市町村水道事業体の経営基盤の強化を目指し水道広域化\*を推進します。

### 主な取組

- ▶ 水資源の安定確保
- ▶ 水源地域の生活基盤の確保への支援
- ▶ 間伐の実施や針広混交林\*化の推進
- ▶ 水質検査・水質監視の実施
- ▶ 河川の水質に対応した浄水処理の実施
- ▶ 災害時における飲料水の確保対策の推進
- ▶ 節水型社会づくりの普及・啓発
- ▶ 水道施設の計画的な整備と耐震化の推進
- ▶ 水道広域化の推進



滝沢ダム(秩父市)



ハッ場ダム工事現場

施策指標

### 安定水利権の割合

現状値 ■ 71%

目標値 ■ 100%

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

本県が河川から取水・利用できる水量（水利権）のうち、安定的に取水・利用できる水量（安定水利権）の割合。  
将来にわたり安全な水の安定的な供給の確保を示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

国では「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」で、平成27年度を目途とした本県及び茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都の1都5県の水の需要の見通しと供給の目標、必要な施設整備を定めている。この計画の着実な達成を国に働きかけ、県民生活に必要な水資源の確保を目指して、この目標値を設定。

### 利根川水系・荒川水系水資源開発現況図

ダム	導水路	
		完成
		建設中
施設名		埼玉県の水道水源



基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

## 6 住まいの安心・安全の確保

担当部局・都市整備部

### 施策内容

不安定な経済雇用情勢などを背景に、誰もが安心して暮らせる住まいの確保が求められています。そこで、住まいのセーフティネットの中核を担う公営住宅の適正な提供を進めます。また、高齢社会の進展を踏まえ、民間賃貸住宅も含めた高齢者向け住宅を確保するとともに、子育てを支援する住宅の認定など子育てしやすい住宅の普及を促進します。さらに、住宅の耐震化などの安全性の確保や被災者への応急住宅の迅速な提供など震災への対応強化に取り組みます。

### 主な取組

- ▶ 住まいのセーフティネットとしての県営住宅の整備及び維持管理
- ▶ 民間賃貸住宅の情報提供による高齢者などへの入居支援の充実
- ▶ 子育て応援住宅認定制度など子育てしやすい住宅の普及促進
- ▶ 公的賃貸住宅団地への子育て支援機能や高齢者支援施設などの導入
- ▶ リフォームや住み替えなどのワンストップ相談窓口機能の充実
- ▶ 管理組合設立への支援など民間マンション管理の充実
- ▶ 民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定\*体制の整備
- ▶ 震災後の迅速な応急住宅提供に向けた民間賃貸住宅などを活用する体制の強化



県営住宅(大宮七里団地)

### サービス付き高齢者向け住宅



#### サービス

- ケア専門家による
- 安否確認サービス
- 生活相談サービス

#### ハード

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備



施策指標

子育てを支援する住宅の認定戸数

目標値 ■ 5,000戸

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

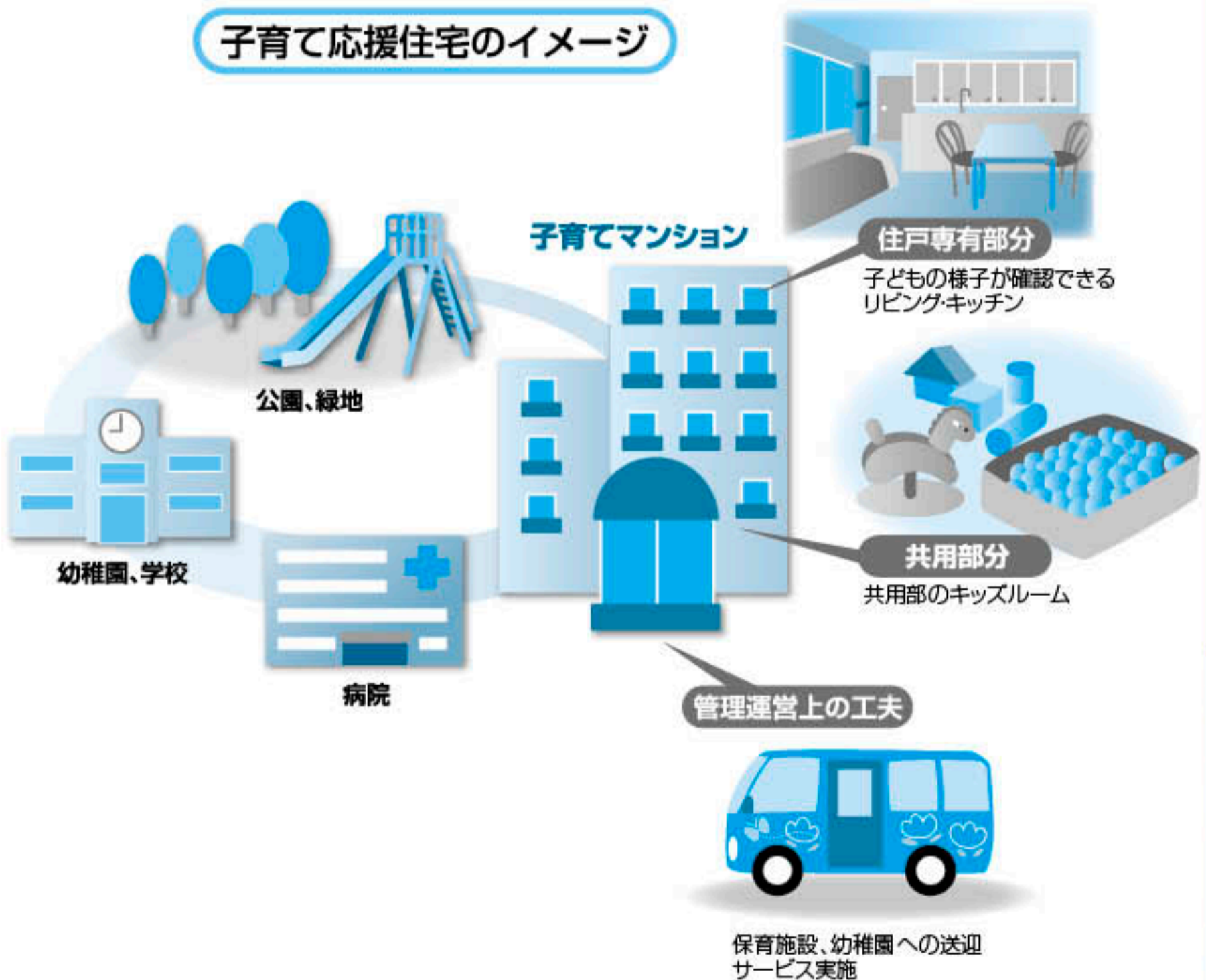
子育て支援サービスや子どもの事故防止などの一定の基準に適合した住宅として県が認定した戸数。

住まいの安心・安全を確保する取組の中から子育て世代に着目し、認定戸数を増やすことで子育てしやすい住環境が整備されることから、この指標を選定。

目標値の根拠

本県において1年間に供給される分譲住宅(マンション及び戸建)約20,000戸のうち、5%に当たる1,000戸を毎年度認定することを目指して、この目標値を設定。

子育て応援住宅のイメージ





基本目標

5

## 危機・災害に備える

## 目指す姿

広域化し強化された消防体制や充実した災害医療体制\*とともに、地域住民と事業者などが共に助け合う「共助」の仕組みが整っています。

また、建物の耐震化や災害避難者への支援体制の整備などが充実するとともに、橋りょうや上下水道などの社会基盤の震災対策が進んでいます。

さらに、台風や集中豪雨、土砂災害などの自然災害から県民の生命や財産を守る治水・治山対策や土砂災害防止対策が進んでいます。

このように、県民の安心を脅かす危機や災害にも対処できる体制が確保され、誰もが安心して暮らせる社会が実現しています。

# 1 危機管理・防災体制の強化

担当部局・企画財政部 県民生活部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 都市整備部 教育局 警察本部

## 施策内容

東日本大震災の発生により、震災対策の重要性が再認識されるとともに、広域災害への対応が必要となりました。このため、県の地域防災計画\*を広域災害も想定して見直します。また、消防の広域化\*の推進や合同防災訓練などの実施を継続的に行うとともに、地域の自主防災組織\*の育成強化、災害医療体制\*や災害情報の提供体制の整備、災害時要援護者\*などの支援対策の強化を進めます。さらに、他県からの避難者受入れにも対応できる体制整備に取り組みます。

## 主な取組

- ▶ 広域災害を想定した埼玉県地域防災計画\*の見直し
- ▶ 平常時には余暇活動の場、災害発生時には防災拠点となる防災空地\*の計画的な整備
- ▶ 防災空地の計画的な配置などの都市防災に資する計画の県・市町村連携による策定及び市町村策定の支援
- ▶ 消防の広域化の推進、消防救急無線の広域化・共同化の促進
- ▶ 危機管理防災センター\*を活用した防災・国民保護訓練\*の実施
- ▶ 学校における災害安全教育の実施
- ▶ 自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化
- ▶ 被災市町村への県・市町村職員派遣システムの構築
- ▶ 災害拠点病院\*の整備や埼玉DMAT\*の編成による災害医療体制の整備
- ▶ テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供
- ▶ 災害時要援護者の支援体制の整備や避難者・帰宅困難者対策の強化
- ▶ 災害ボランティアの育成強化
- ▶ 災害対策資機材\*の確保など災害時即応力\*の強化
- ▶ 主要交差点における発電装置付き信号機の設置推進

### 自主防災組織のうち 「自主防災リーダー」のいる組織の割合

現状値 ■ 40%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

#### 定義・選定理由

「自主防災組織リーダー養成講座」を受講し修了した者がいる自主防災組織の割合。  
地域防災力を強化することが防災上重要であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

平成22年度末における全自主防災組織数4,800に対するリーダー養成者数の割合を100%とすることを目標として、この目標値を設定。



自主防災組織や防災関係機関による災害図上訓練



避難所で支援活動を行うボランティア

## 2 震災に強いまちづくり

担当部局・総務部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 都市整備部 企業局 下水道局 教育局

### 施策内容

東日本大震災の発生により、公共施設の耐震化の必要性が再認識されています。また、橋りょう、上下水道などの社会基盤や民間建築物の耐震化についても引き続き取り組む必要があります。このため、防災拠点となる公共施設の耐震化を促進するとともに、橋りょうの耐震補強や上下水道の耐震化などを推進します。さらに、緊急輸送道路\*沿道建築物をはじめとする民間建築物の耐震化を支援するとともに、応急危険度判定\*体制を整備します。

### 主な取組

- ▶ 防災拠点となる公共施設の耐震化の促進
- ▶ 学校施設の耐震化の促進
- ▶ 緊急輸送道路に架かる橋りょうの耐震補強の推進
- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援
- ▶ 県営水道施設の耐震化、市町村水道施設の耐震化支援
- ▶ 流域下水道施設\*の耐震化、市町村下水道施設の耐震化支援
- ▶ 緊急輸送道路の安全点検の実施
- ▶ 老朽化した橋りょうの架替えの推進
- ▶ 民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定体制の整備



耐震補強後の校舎(入間市立藤沢小学校)

## 防災拠点となる公共施設の耐震化率

現状値 ■ 76.1%

目標値 ■ 100%

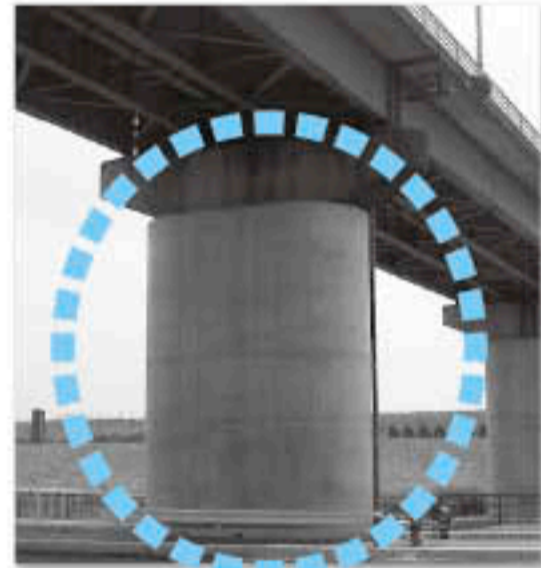
平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成27年度末

## 定義・選定理由

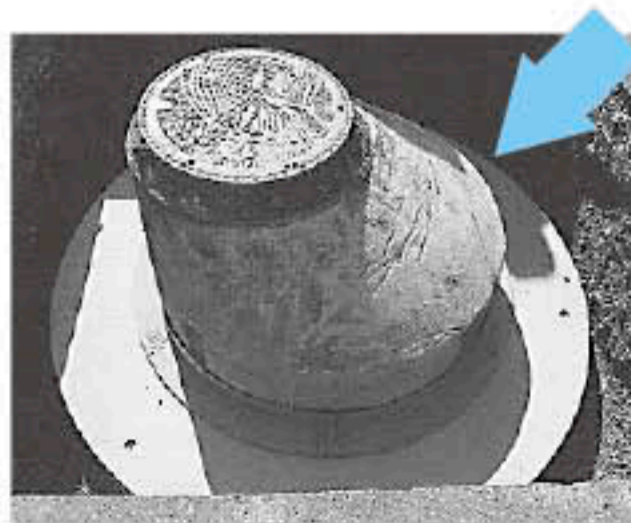
県又は市町村が所有し、災害時に避難所や活動拠点となる公共施設のうち、昭和56年改正の耐震基準\*に適合した施設の割合。  
防災拠点の耐震化が急務であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

防災拠点となる公共施設の耐震化を促進する必要があることから、平成27年度末までに100%とすることを目標として、この目標値を設定。



緊急輸送道路に架かる橋りょう(橋脚)の耐震補強

液状化による浮き上がり防止のため  
浮上抑制ブロックを設置したマンホール

基本目標 5 危機・災害に備える

## 3 治水・治山対策の推進

担当部局・農林部 県土整備部 都市整備部

### 施策内容

台風や集中豪雨、また、それらによって引き起こされる浸水被害や土砂災害から県民の生命や財産を守るため、治水・治山対策や土砂災害防止対策を引き続き進めていく必要があります。そこで、河川改修や下水道雨水幹線\*、土砂災害防止施設などの整備と併せ、防災情報の提供や土砂災害警戒区域の指定などの対策を推進します。また、これらの施設の機能を十分に発揮させるよう、適切な維持管理を行います。

### 主な取組

- ▶▶ 河川改修や調節池の整備
- ▶▶ 雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設\*の整備の促進
- ▶▶ 下水道雨水幹線・都市下水路の整備支援
- ▶▶ 降雨量などの防災情報を収集し県民に提供する体制の強化
- ▶▶ ゲリラ豪雨\*対策の推進
- ▶▶ 土砂災害警戒区域の指定
- ▶▶ 土砂災害防止施設の整備
- ▶▶ 治山施設\*・保安林\*の整備
- ▶▶ 排水機場のアセットマネジメント\*などによる施設の適正な維持管理



河川改修により川幅を広げた一級河川鴨川  
(さいたま市)



一級河川新方川に整備した大吉調節池(越谷市)



## 氾濫しない河川の延長割合

現状値 ■ 59.1%

目標値 ■ 63.0%

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

県管理河川のうち改修が必要とされた河川延長に対する時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川延長の割合。  
 浸水被害を軽減する取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

着実に浸水被害を減少させるため、河川改修率を平成22年度末から約4ポイント増加させることを目指して、この目標値を設定。

## 内水ハザードマップ\*作成市町村数

現状値 ■ 7市

目標値 ■ 36市町  
(対象全市町)

平成23年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

県議会による追加指標



笹目川排水機場(戸田市)



土砂災害防止施設の整備(ときがわ町)



# 分野別 **II**

## 人づくり・教育を高める分野

- 基本目標
- 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する
  - 2 誰もが力を発揮いきいきと活躍する

新興国の台頭や科学技術の加速度的な進歩など、経済・学術などの様々な分野において世界規模での競争が激化しており、時代はこれまでのスピードを上回る速さで動いています。

一方、わが国は1990年代後半から生産年齢人口の減少期に入りました。かつて世界でもトップクラスだった一人当たりのGDPは、近年は20位前後に留まっています。

これからの時代は、一人一人が能力を高めること、そして、より多くの人々が社会に参加し能力を発揮することが重要になります。個人個人で置かれた状況は様々ですが、すべての人に「チャンス」があり、個人の幸せが社会への貢献につながる環境を整備していく必要があります。

明日を担う子どもたちをしっかりと育成する、若者・高齢者・女性・障害のある方、すべての人が社会に参画し、能力を発揮できるようにする。

この5か年計画において、人づくり・教育を高める分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する



## 基本目標

## 1

子どもを鍛え次代を担う  
人材を育成する

## 目指す姿

子どもたちが自ら学び・考え・判断する態度や、高い志を持って夢を実現させる確かな学力と自立する力を身に付けています。

発達の段階に応じた多様な体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を育み、わが国と郷土を愛する国際性豊かな人材へと成長しています。

社会や時代の変化に応じた様々な課題に主体的に対応し解決する力を身に付け、自らの意思と責任で進路を選択・決定しています。

国家、社会の形成に主体的に参画し、次代を担う人材として活躍しています。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

# 1 確かな学力と自立する力の育成

担当部局・総務部 県民生活部 福祉部 教育局

## 施策内容

子どもたちの学習意欲や学力について様々な指摘がある中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して思考力・判断力・表現力などを育成することが求められています。そのため、一人一人に応じた教育を充実させるとともに、幼稚園、保育所などにおける教育を基盤として子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を展開し、確かな学力と自立する力が身に付くようにします。また、急速に情報化・グローバル化が進む社会に対応するため、正しく情報を活用する力を育て、高い志を持って時代を切り拓き日本の将来を担い得る人材を育成します。

## 主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標\*」(学力)の推進
- ▶ 習熟度別指導や補充的指導など児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導
- ▶ 小・中学校各学年における全県一斉学力テストの実施
- ▶ 次世代のリーダーとして社会で活躍できる力を育むプログラムの実施
- ▶ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
- ▶ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
- ▶ 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援
- ▶ 科学技術教育の推進や情報活用能力の育成
- ▶ 発達の段階に応じたキャリア教育\*の推進
- ▶ 伝統と文化を尊重する教育の推進
- ▶ 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援



小学校での授業風景

施策指標

「教育に関する3つの達成目標」  
における基礎学力定着度

現状値

- 小学校3年生 94.1%
- 小学校6年生 95.0%
- 中学校3年生 92.4%

目標値

- 95.0%
- 95.0%
- 95.0%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内全小・中学生を対象に実施する「読む・書く」「計算」のペーパーテストの平均正答率。基礎学力の定着を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

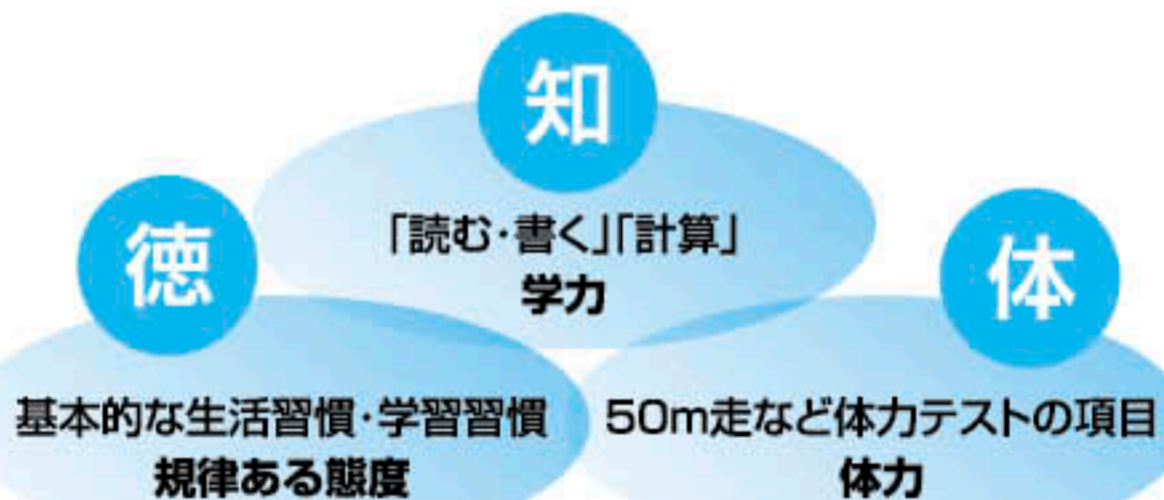
ほとんどすべての子どもたちが「読む・書く」「計算」に係る基礎的・基本的な内容を身に付けていることを目指して、この目標値を設定。

教育に関する3つの達成目標

知・徳・体の基礎・基本の習得

すべての子どもたちに  
身に付けさせたい基礎・基本

きめ細かな指導



指導方法の工夫改善

効果の検証

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

## 2 子どもたちの豊かな心の育成と 非行防止・立ち直りの支援

担当部局・県民生活部 福祉部 保健医療部 教育局 警察本部

### 施策内容

子どもたちの生活において、地域の大人や年齢の異なる仲間との交流、自然体験などの減少により規範意識や人間関係の希薄化が指摘されるとともに、いじめや不登校、高校中途退学などが課題となっています。そうした中、規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むための教育を推進します。また、子どもたちが夢や目標に向かって自らの可能性に挑戦するきっかけづくりとなる機会を提供し、活力ある豊かな社会の担い手となる青少年の健全な育成に取り組めます。

### 主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標\*」（規律ある態度）の推進
- ▶ 豊かな人間性や社会性などを築く「埼玉の子ども70万人体験活動\*」の推進
- ▶ 子どもたちの規範意識を高め、豊かな心を育む道德教育の推進
- ▶ いじめ対策・不登校対策・高校中途退学防止対策の推進
- ▶ 人権尊重の意識を高める教育の推進
- ▶ 埼玉国際ジュニアサッカー大会\*の開催など青少年の夢の発見・実現につながる機会の提供
- ▶ 非行防止、非行少年の立ち直り支援
- ▶ 薬物乱用対策の推進

### いじめ対策・不登校対策の推進



#### 教育相談体制の整備

- スクールカウンセラーの配置
- 相談員の配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 学生ボランティアの配置
- 精神科医による助言

教職員

#### 民間団体などとの連携

- 官民連携会議の実施
  - 情報交換
  - 望ましい連携の在り方を検討
- 官民連携による保護者支援





### 児童・生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数

**現状値**

- 小学校 72項目中 62項目
- 中学校 36項目中 31項目

**目標値**

- 72項目
- 36項目

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

県内全小・中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童・生徒の8割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数。各学年でそれぞれ12の達成すべき項目を設定。

「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

基本的な生活習慣や学習習慣の改善を図るため、すべての項目において児童・生徒の8割以上が達成できることを目指して、この目標値を設定。

### 不登校（年間30日以上）児童・生徒数

**現状値**

- 小学校 1,014人
- 中学校 5,031人

**目標値**

- 950人以下
- 4,500人以下

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童・生徒数。病気や経済的理由によるものを除く。

不登校解消に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

不登校の着実な解消を図るため、小学校における不登校児童数を平成22年度から50人以上、中学校における不登校生徒数を500人以上減少させることを目指して、この目標値を設定。

### 公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数

**現状値**

- 率 3.4%
- 数 1,261人

**目標値**

- 2.7%
- 1,000人以下

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

公立高校（全日制・定時制）の1年生の中途退学率及び中途退学者数。

中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。中途退学者は全学年のうち1年生の占める割合が高くなっていることから、特にこの学年を対象とした。

#### 目標値の根拠

公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数を平成22年度から約2割減らすことを目指して、この目標値を設定。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

## 3 子どもたちの健やかな体の育成

担当部局・教育局

### 施策内容

子どもたちの生活習慣の乱れ、性に関する問題行動や薬物乱用などが課題となっています。また、日常的な身体活動や運動が減少しており、本県の児童・生徒の体力は低下、停滞傾向にあります。子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るためには、規則正しい食生活などの生活習慣を形成するとともに、運動を通じて体力を養う必要があります。そのため、食育の推進や保健教育の充実とともに、学校体育活動や運動部活動の充実を図るなど、子どもたちの健やかな体を育成する取組を進めます。

### 主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標\*」(体力)の推進
- ▶ 望ましい食習慣を形成させるための食育の推進
- ▶ 学校給食における地産地消\*割合の向上
- ▶ 健やかな体を育むための学校体育の充実
- ▶ 学校保健の充実
- ▶ 運動部活動の充実
- ▶ 性に関する指導や薬物乱用防止に関する指導



小学校の給食の時間



食育の授業

## 体力テストの5段階絶対評価で 上位3段階の児童・生徒の割合

### 現状値

■ 小学校	79.3%
■ 中学校	83.9%
■ 全日制高校	87.4%

目標値	■ 80.0%
	■ 85.0%
	■ 90.0%

平成23年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

各学校で実施している体力テストの各種目ごとの記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童・生徒の割合。  
客観的な基準により体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

学校体育や運動部活動の充実などにより、上位3段階に入る児童・生徒の割合を増加させることを目指して、この目標値を設定。



小学校の体育の授業



高校の運動部活動

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

## 4 質の高い学校教育の推進

担当部局・教育局

### 施策内容

教育に対する県民の期待と信頼に応え、変化する社会と多様化する児童・生徒の学習ニーズに対応するため、学校の教育力を維持・向上させることが求められています。そのため、公立学校においては、優れた教員の確保に努めます。また、教員に対し、児童・生徒の学びを支える高い授業力と様々な教育課題に適切に対応する力をつけさせる取組を展開します。さらに、幅広い教育ニーズに対応するため、学校の活性化や特色ある学校づくりを進めるとともに、安全で快適な学習環境と時代の変化に対応した施設を整備します。

### 主な取組

- ▶ 優れた教員を確保するための教員採用の改善
- ▶ 教育に対して意欲と情熱を持った経験豊かな人材の活用
- ▶ 教職員のライフステージに応じた研修の充実
- ▶ 優れたマネジメント能力を発揮できる管理職の育成
- ▶ 県立高校における大学や研究機関などと連携した教育活動の推進
- ▶ 安全で快適な学習環境と時代の変化に対応した学校施設の整備
- ▶ 学校図書、教材の充実
- ▶ 分かりやすい授業の実施や事務効率化などのためのICT\*環境の整備



大学や研究機関などと連携した教育活動

## 施策指標

大学や研究機関などと連携した講義や授業を  
教育活動に取り入れている県立高校の割合

現状値 ■ 71.5%

目標値 ■ 100%

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

大学・研究機関・企業などでの講義への生徒の参加、大学・研究機関・企業などから招いた講師による講義や授業、講演などを実施している県立高校の割合。

生徒のより一層高い意欲を喚起し、学校教育の質の向上につながる取組であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県立高校全校で、大学・研究機関・企業などと連携した講義や授業を取り入れることを目指して、この目標値を設定。

## 大学や研究機関などとの連携

大学などから講師を  
招いての講義地域企業などと連携した  
実践的職業教育大学の公開講座などへの  
高校生の参加大学や企業担当者による  
進路講演先端的研究機関の  
訪問や体験

生徒一人一人の個性・能力を伸長  
生徒のより一層高い意欲を喚起し、人間性・社会性を育成

学校教育の質の向上

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

## 5 私学教育の振興

担当部局・総務部

### 施策内容

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、高校で約30%、幼稚園や専修学校では約95%となっており、本県の公教育の一翼を担っています。このため、私立学校の果たす重要性に鑑み、その自主性を尊重し建学の精神に基づく特色ある教育を進めるための支援を行います。また、安心して学ぶことのできる環境を整えるため、学校施設の耐震化を促進するとともに、私立学校へ通う園児・児童・生徒の保護者の負担を軽減します。

### 主な取組

- ▶▶▶ 私立学校の適正な運営を確保するための補助
- ▶▶▶ 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための補助
- ▶▶▶ 魅力ある学校づくりなど教育環境の充実に要する資金の融資及び補助
- ▶▶▶ 私立学校の耐震化の促進



私立学校での学校生活風景

## 私立高校校舎の耐震化率

現状値 ■ 76.6%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

私立高校の校舎のうち、昭和56年改正の耐震基準\*に適合した校舎の割合。

私立高校に通う高校生が安心して学ぶことができる環境を整備する必要があることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

すべての私立高校において、安心して学ぶことができる環境を整備することを目指して、この目標値を設定。



私立学校での学校生活風景

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

# 6 家庭・地域の教育力の向上と生涯を通じた多様な学習活動の振興

担当部局・教育局

## 施策内容

核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭の教育力を高める取組や地域住民の参画による取組を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。また、県民が自己の充実・啓発や生活の向上に向けてニーズに合った学習機会を得ることができる環境を整備します。

## 主な取組

- ▶ 学校における教育活動の活性化と家庭や地域の教育力向上のための学校応援団\*の推進
- ▶ 子どもたちの居場所の整備と地域住民の参画による放課後子ども教室\*の推進
- ▶ 家庭の教育力を高めるための「親の学習\*」の推進
- ▶ 県立学校や社会教育施設などを活用した生涯学習機会の充実
- ▶ 「子ども大学\*」の実施
- ▶ 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

### 子ども大学

地域の力を生かし、子どもの知的好奇心を刺激する



### 子ども大学の開校

はてな学:ものごとの原理やしぐみを追求める

ふるさと学:地域を知り郷土を愛する心を育てる

生き方学:自分を見つめ人生や将来について考える



### 小・中学校における 学校応援団の年間活動回数

現状値 ■ 175回

目標値 ■ 210回

平成22年度 >>>> 平成28年度

#### 定義・選定理由

小・中学校における学校応援団の1校当たりの年間平均活動回数。

すべての小・中学校で、学校応援団が活発に活動することが学校・家庭・地域の教育力の向上につながることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

年間の授業日数などを考慮し、子どもたちが学校に通う日には学校応援団が毎日活動することを目指して、この目標値を設定。



学校応援団による水泳指導の支援



子ども大学 はてな学の講義

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

## 7 特別支援教育の推進

担当部局・総務部 教育局

### 施策内容

障害のある子どもとない子どもが互いに認め合い、助け合うという考え方が自然に育まれる環境が求められています。そのため、幼稚園から高等学校までを通して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うための体制を整備します。また、医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援や障害のある児童・生徒の社会参加と自立の支援を進め、障害の有無にかかわらず共に生活する社会の実現に取り組みます。

### 主な取組

- ▶▶ 発達障害\*児に対する支援体制の整備
- ▶▶ 特別支援学校\*における医療的ケアの実施
- ▶▶ 特別支援学校高等部生徒に対する自立に向けた職業教育の実施
- ▶▶ 特別支援学校における教育活動の充実を図るための教室不足の解消
- ▶▶ ノーマライゼーション\*の理念に基づく教育を推進するための支援籍\*学習の実施
- ▶▶ 障害のある幼児の幼稚園への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進



小学校の特別支援学級での授業風景

施策指標

特別支援学校高等部で一般就労\*を希望する生徒のうち、実現した割合

現状値 ■ 70%

目標値 ■ 90%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一年次に一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。  
一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実を表す指標であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

一般就労を希望する生徒の希望を可能な限り実現し、社会的に自立させることを目指して、この目標値を設定。

職業教育への取組

作業学習

メンテナンス  
食品加工  
農園芸、木工、紙工芸  
など

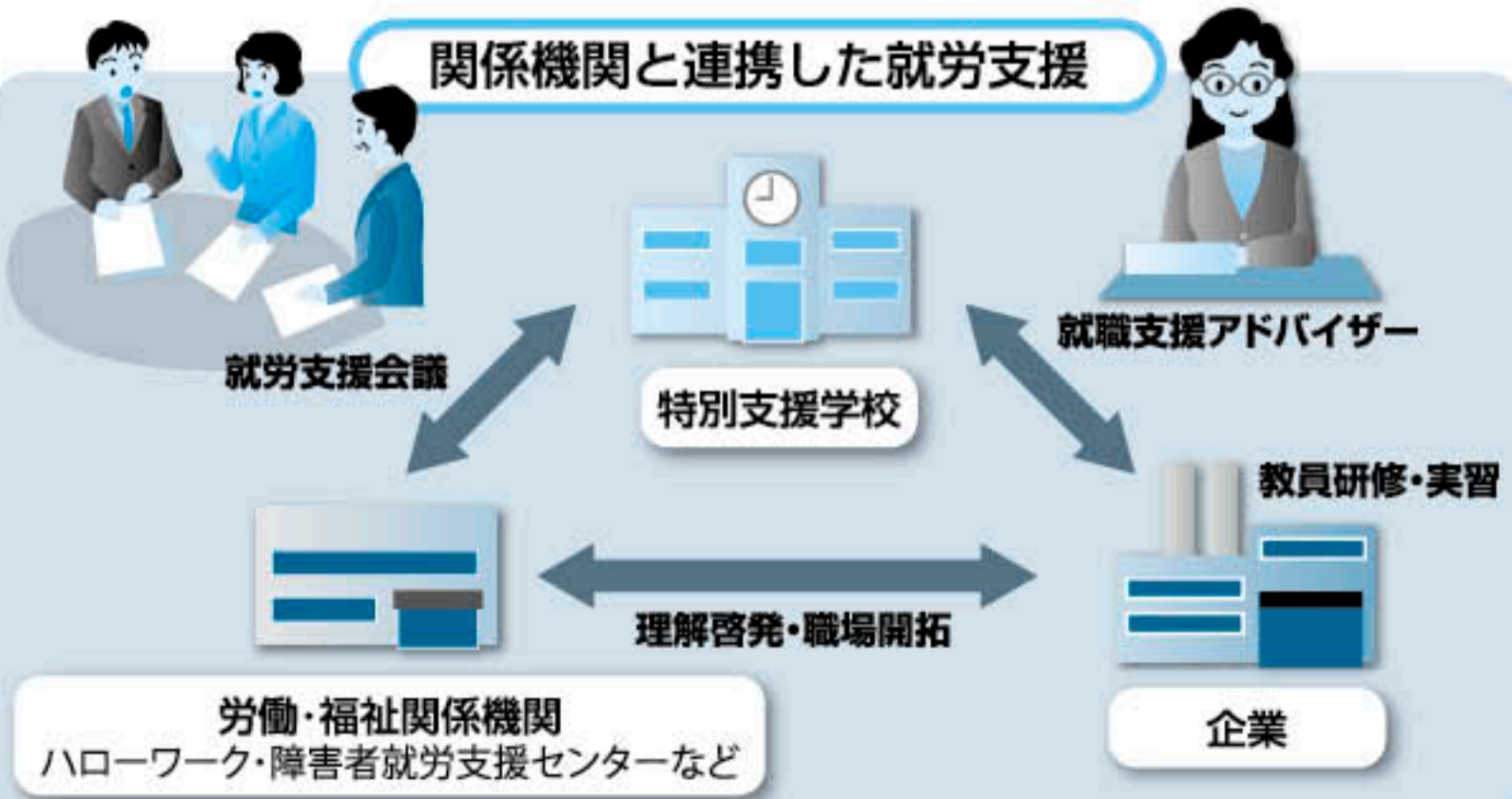
企業などでの実習

清掃、製造  
販売・サービス、運輸、事務  
など

●自立に必要な力の育成●

生活に必要な知識・技能 働く意欲 あいさつ・返事 体力など

関係機関と連携した就労支援





## 基本目標

## 2

# 誰もが力を発揮し いきいきと活躍する

## 目指す姿

働く意欲のある誰もがそれぞれの就業先で能力を十分に発揮し活躍しています。

フリーターやニート\*は大幅に減少し、若者は希望の就職先を見つけ、独創的で若いパワーがあふれる社会となっています。

中高年齢者の再就職が進むことで、働くことを通じた自己実現やその豊かな経験、知識、技能を生かして若者への技術継承が進んでいます。

女性が働きやすい環境が整備され、仕事と育児の両立が進み、女性の就業や社会進出する機会が増えています。

障害者の日常生活の場が拡大し、住み慣れた地域で安心して生活を送っています。また、障害者の就労機会も拡大し、働くことを通じて自立した生活を送っています。

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

# 1 就業支援と雇用の拡大

担当部局・福祉部 産業労働部 教育局

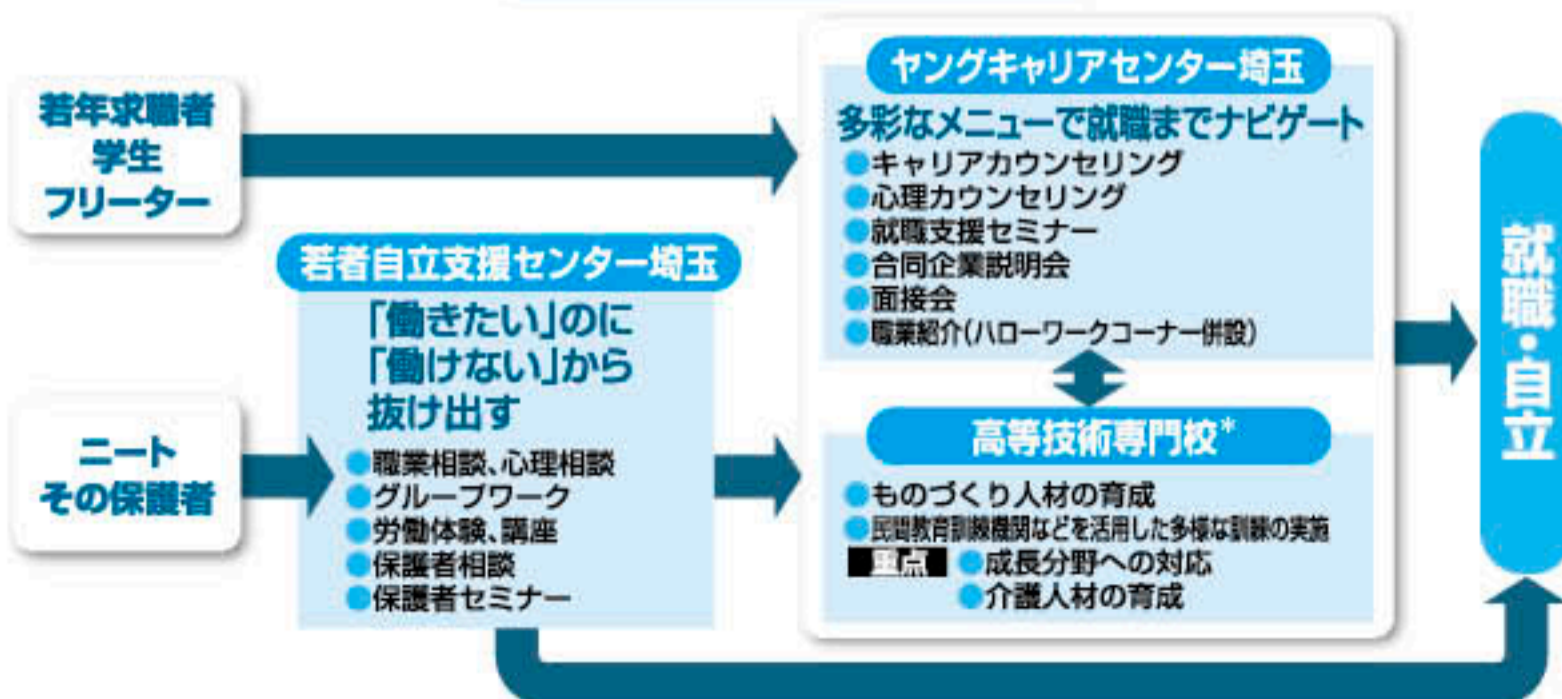
## 施策内容

本県は、急速に高齢化が進むとともに、生産年齢人口の減少による労働力の低下も見込まれています。将来にわたって活力のある社会を実現するには、必要な労働力を確保することや、誰もがそれぞれの能力を十分に発揮し活躍できる就業環境を整備することが必要です。そのため、ライフステージに応じたきめ細かい就業支援に力を入れていきます。また、キャリア教育\*や職業訓練などを通じて望ましい勤労観・職業観を養うとともに、企業が求める人材を育成します。

## 主な取組

- ▶ 新卒者、フリーター・ニート\*などの若年者の就業支援
- ▶ 中高年齢者の再就職活動の支援
- ▶ 環境、介護・医療など次世代産業に対応した産業人材の育成
- ▶ 職場体験やインターンシップ\*などを通じた勤労観・職業観の醸成
- ▶ 生活保護受給者の自立に向けた就業支援
- ▶ 生活保護受給者の無料低額宿泊所\*滞在期間の短期化促進
- ▶ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ▶ 専門高校における産業教育の充実
- ▶ 短時間勤務制度\*をはじめとする多様な働き方の定着促進

### 若者への就業・自立支援



## 就業率

現状値 ■ 58.7%

目標値 ■ 60.0%

平成22年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

## 定義・選定理由

本県における15歳以上の人口に占める就業している人の割合。  
全世代にわたる就業の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

過去5年間で最も高かった平成18年の就業率(60.5%)の水準に達することを目指して、この目標値を設定。



中高年就職応援フェア



職場体験

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

## 2 女性のチャレンジ支援と男女共同参画の推進

担当部局・総務部 県民生活部 産業労働部 教育局

### 施策内容

近年、女性が活躍する場は増えている一方で、性別による固定的な役割分担意識はいまだに残っています。行政や企業など様々な組織において、政策や方針決定の場に女性が少なく、男女のバランスを欠いています。また、子育て期における就業継続や離職後の再就職が困難であるなど、就労の場においても不安定な状況に置かれています。女性が社会に参画し、活躍することは、社会に大きな活力を生み出す力になります。そこで、意欲と能力のある女性の様々なチャレンジをさらに支援するとともに、男女が互いを尊重し、共に能力を発揮できるよう、家庭や職場、地域、学校など各分野での男女共同参画を進めます。

### 主な取組

- ▶▶ 社会貢献や就業・起業などを希望する女性へのセミナーや相談、職業訓練などの実施
- ▶▶ 男女共同参画推進条例や男女共同参画推進プランの普及・啓発
- ▶▶ 県職員の女性管理職登用率向上の率優先的推進
- ▶▶ 男女共同参画推進センター\*における情報提供や相談などの実施
- ▶▶ 子育て期における多様な働き方の定着促進
- ▶▶ 男女共同参画の視点に立った教育の充実



男女共同参画推進センター(さいたま市)



## 施策指標

## 審議会などにおける女性委員の割合

現状値 ■ 35.7%

目標値 ■ 40.0%以上

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県の各種審議会など(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の割合。

女性の政策・方針決定過程への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

国においては平成32年までに40%以上60%以下となることを目標としており、国よりも早い時期に達成することを目指して、この目標値を設定。

## 参考指標

## 女性(30~39歳)の就業率

現状値 ■ 56.1%

目標値 ■ 63.8%

平成17年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成27年

## 定義・選定理由

県内の女性(30~39歳)に占める就業者の割合。5年に1度の国勢調査により把握する数値であるため、毎年度の進捗が管理できないことから参考指標とした。

子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

平成22年の国勢調査(速報値)の全国平均以上を目指して、この目標値を設定。

## [参考指標]

毎年度数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したもの。



女性創業セミナー

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

## 3 障害者の自立・生活支援

担当部局・福祉部 保健医療部

### 施策内容

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となる住まいの場\*や、自立を促す日中の活動の場を確保する必要があります。このため、グループホーム\*や就労を継続的に支援する事業所などの整備や運営を支援します。また、地域における支援体制や訪問サービス\*などを充実し、障害者が安心して地域で生活できる環境づくりを進めます。さらに、障害者が適切な医療やリハビリテーションサービスを受けられるよう、医療・保健体制の整備を進めます。

### 主な取組

- ▶ グループホームなどの整備・運営の支援
- ▶ 就労継続支援\*、就労移行支援\*、生活介護\*などへの支援
- ▶ 障害者施設でつくる製品の販路拡大への支援
- ▶ 地域生活支援事業\*を実施する市町村への支援
- ▶ 訪問サービスや短期入所\*の充実による在宅生活の支援
- ▶ 発達障害\*を支える人材の育成や診療・療育の拠点となる中核発達支援センター\*などの整備
- ▶ 発達障害児の早期発見・早期療育体制の確立
- ▶ 子どもの発達段階に応じた子育てに係る親への総合的支援
- ▶ 障害児(者)支援施設\*の整備支援
- ▶ 精神科救急医療体制\*の強化
- ▶ 重度心身障害者の医療費の助成
- ▶ 高次脳機能障害\*への支援など総合リハビリテーションセンターの機能の充実

## 「住まいの場」の利用定員数

現状値 ■ 2,305人

目標値 ■ 3,800人

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

比較的自立性の高い人が入居するグループホームと介護が必要な人が入居するケアホーム\*の利用定員数。

障害者の自立を進めていくためには、「住まいの場」で独立した生活することが重要であることから、この指標を選定。

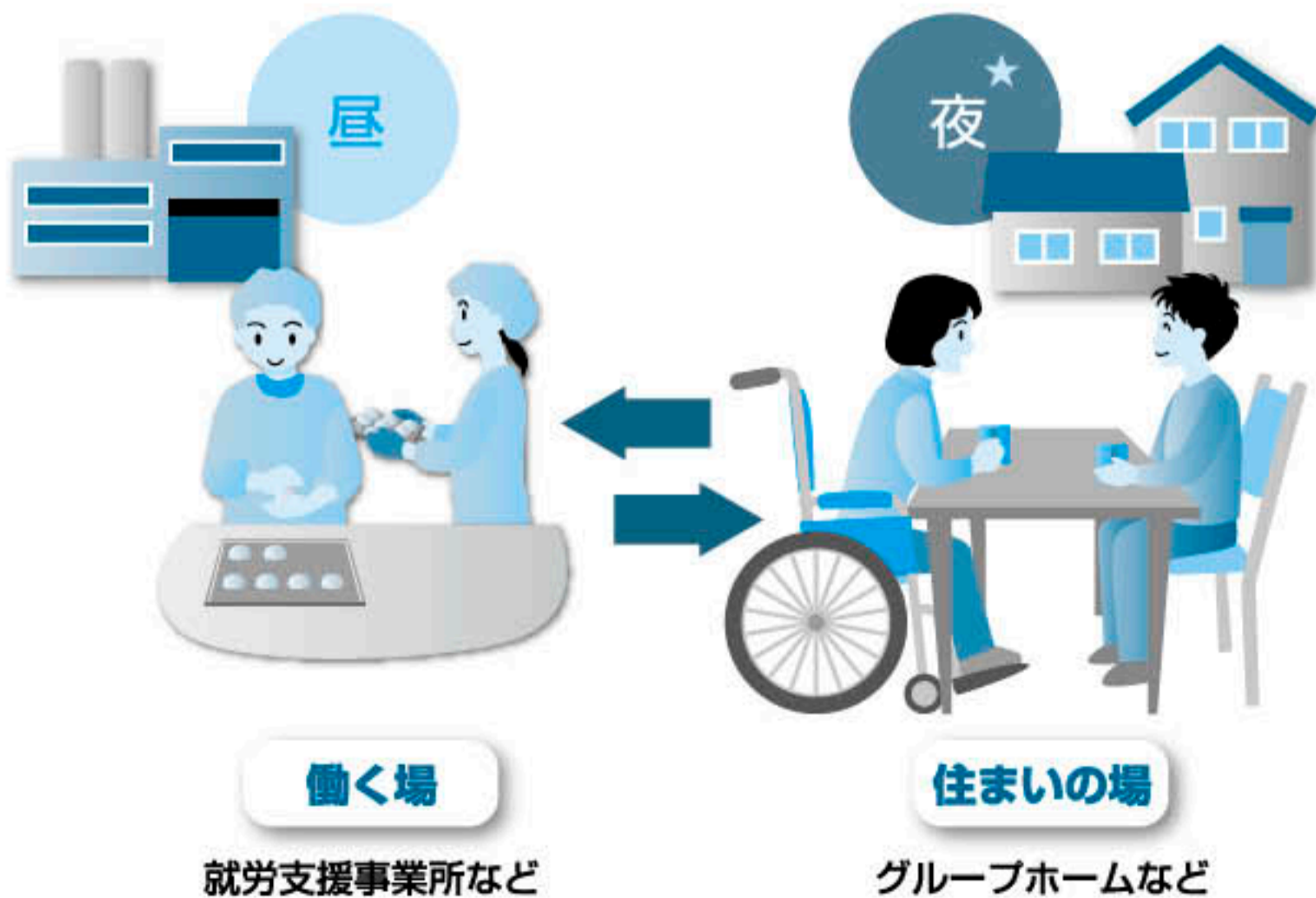
## 目標値の根拠

今後のグループホームやケアホームの利用見込みを勘案し、必要な定員数を確保することを目指して、この目標値を設定。

## 障害者の働く場と暮らしの場の確保

## 障害者が地域で安心して暮らせるための支援

- 昼間は作業をしながら事業所で過ごす。
- 夜間は世話人の支援を受けてグループホームなどで暮らす。



基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

## 4 障害者の就労支援

担当部局・福祉部 産業労働部 教育局

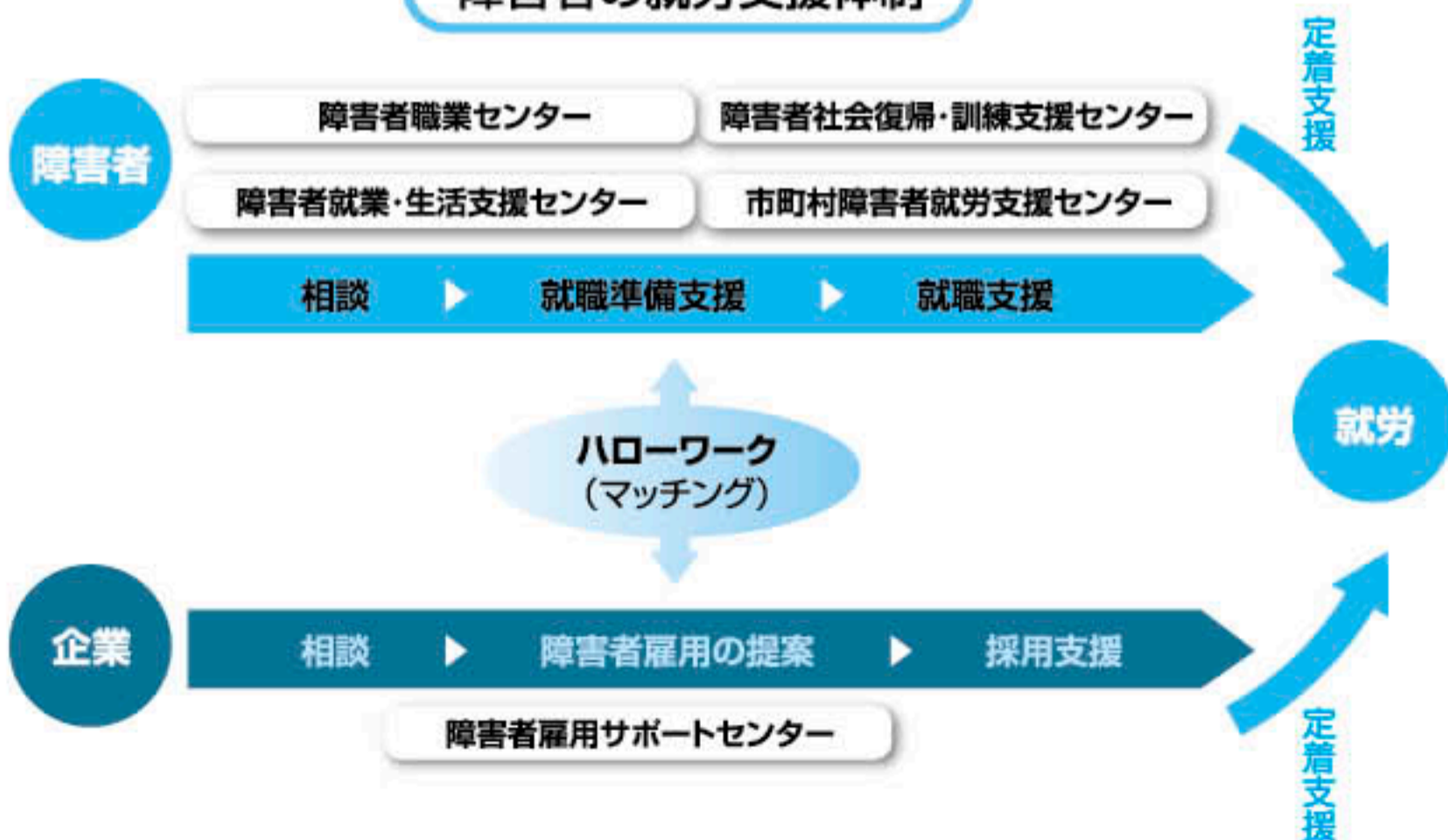
### 施策内容

障害者の自立と社会参加の可能性を広げるため、就労を希望する障害者  
がその能力と適性を十分に発揮できるよう働く環境を整備することが重要  
です。障害者に対する職業教育・職業訓練はもとより、雇用の受け皿を増や  
すことや職場への定着を支援することなど、雇用者側である企業などにも  
積極的に働きかけ、障害者の雇用のチャンスを拡大します。

### 主な取組

- ▶ 企業への働きかけによる障害者の雇用開拓
- ▶ 障害者雇用に積極的な企業の誘致
- ▶ 障害者雇用を検討している企業などへの支援
- ▶ 作業手順や職場習慣の助言、生活面のサポートなどによる障害者の職  
場定着支援
- ▶ 障害者就労支援機関\*の機能や連携の強化
- ▶ 特別支援学校\*高等部生徒に対する自立に向けた職業教育の実施
- ▶ 職業能力開発センター\*などでの障害者対象職業訓練の充実

### 障害者の就労支援体制



## 民間企業の障害者雇用率

現状値 ■ 1.51%

目標値 ■ 1.85%

平成23年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

## 定義・選定理由

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常用労働者56人以上の民間企業における障害者の雇用率。

障害者の就労の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常用労働者56人以上の民間企業に対し義務付けられている雇用率である1.8%を上回ることを目指して、この目標値を設定。



特別支援学校での実習風景



県内企業での就労風景



# 分野別 III

## 経済・産業を支える分野

- 基本目標
- 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する
  - 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する
  - 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

わが国の経済は、1990年代のバブル経済\*の崩壊以降、生産年齢人口の減少、新興国の台頭、リーマンショック\*といわれる世界的な金融不安などにより長期的に低迷し続けています。

また、東日本大震災は東北・関東各都県の広域にわたり大きな被害をもたらすとともに、電力供給の制約など、わが国の経済活動に大きな影響を及ぼしています。

こうした時代にあっても、安心・安全や首都圏に立地する地理的優位性などの埼玉の強みを生かし、本県の産業を、未来を拓く産業へと進化させていく必要があります。また、エネルギー政策の転換など、時代を先取りし市場を獲得していく必要があります。

埼玉の元気を生み出す社会基盤を整備し、活力ある産業の振興を図る。

この5か年計画において、経済・産業を支える分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。





基本目標

1

# 埼玉の成長を生み出す 産業を振興する

## 目指す姿

中小企業やベンチャー企業などのイノベーションが進み、高付加価値型の新製品や新サービスの開発が進んでいます。アジアの新興国などを中心に県内企業が国際的なビジネスを展開しています。世界に羽ばたく元気な中小企業が次々と誕生しています。

次世代自動車\*やエコ住宅\*など環境にやさしい製品を、ものづくりのノウハウで培われた確かな技術で提供する環境配慮型の産業が発展・集積しています。

衣食住から介護・医療サービス、映像コンテンツまで新たな価値を創造し、豊かな生活を提案するサービス産業\*が発展・集積しています。

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

# 1 がんばる中小企業の支援

担当部局・産業労働部 農林部 県土整備部 都市整備部

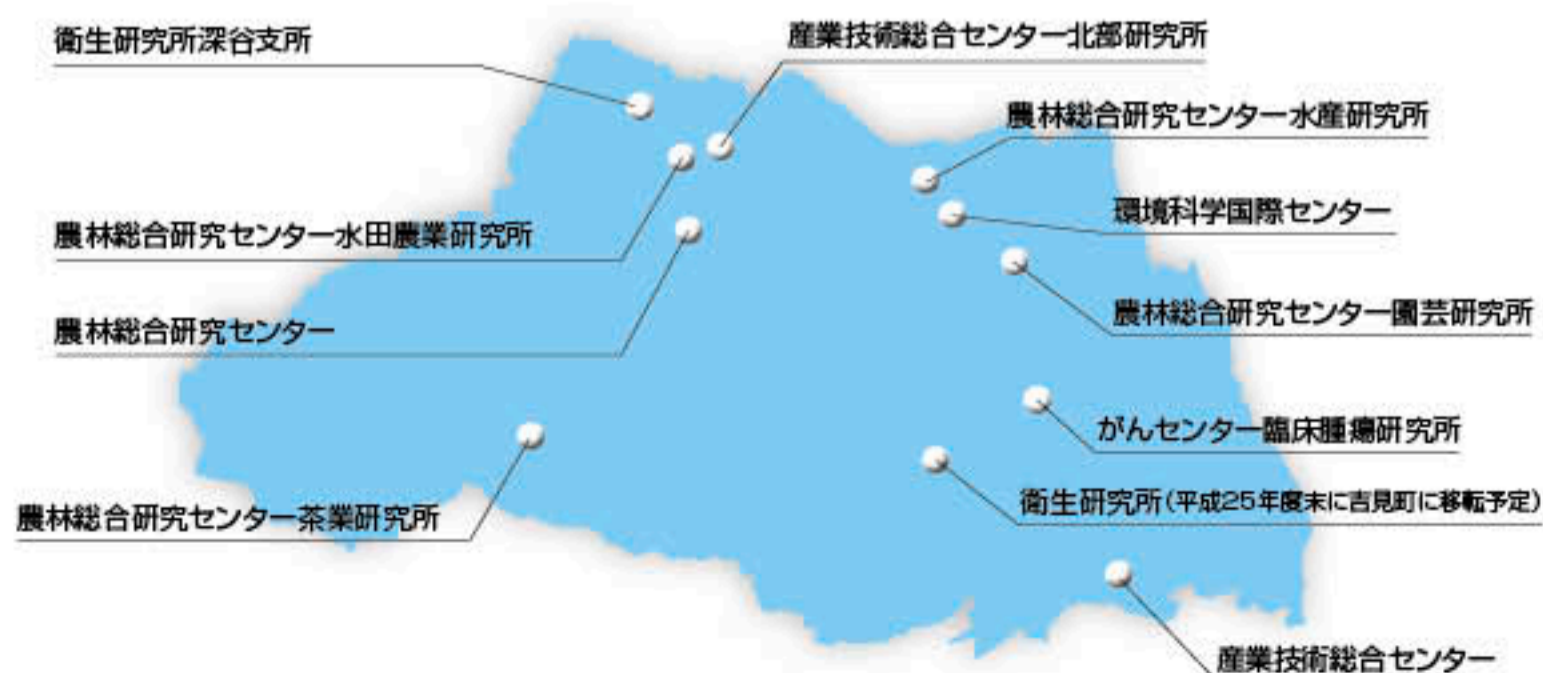
## 施策内容

アジア諸国をはじめとした新興国の台頭や生産年齢人口の減少による内需の縮小、東日本大震災による経済活動への影響など、企業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。その中で県内中小企業が将来にわたって発展していくためには時代の変化に対応することが必要です。高い付加価値を生み出すイノベーションや技術開発の支援、新たな需要を掘り起こす販路拡大支援、創業支援などを通じて、新たな取組にチャレンジする中小企業やベンチャー企業を強力にバックアップします。

## 主な取組

- ▶▶ 中小企業に対する金融支援の充実
- ▶▶ 経営革新にチャレンジする企業の支援
- ▶▶ 商工団体の事業に対する支援の拡充
- ▶▶ 経営・技術強化のための専門家派遣事業の充実強化
- ▶▶ 産学官連携や知的財産活用\*による新製品・新技術の開発支援
- ▶▶ 創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施
- ▶▶ 成長が期待される埼玉発ベンチャー企業の育成
- ▶▶ 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援
- ▶▶ 海外の支援拠点による現地でのビジネス支援
- ▶▶ 公共事業における県産品の利用促進

## 県内の主な研究機関



施策指標

県の支援による創業件数

目標値 ■ **1,000件**

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県が支援したもので、県が把握する創業件数。  
創業・ベンチャー支援の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

これまで毎年度200件程度の創業を支援しており、今後も引き続き同程度の支援を行うことを目指して、この目標値を設定。



創業支援ルームのある東部地域振興ふれあい拠点施設「ふれあいキューブ」(春日部市)



にぎわう「彩の国ビジネスアリーナ」

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

## 2 新たな成長を導く次世代ビジネスの振興

担当部局・環境部 産業労働部 農林部 企業局 下水道局

### 施策内容

地球規模の環境・エネルギー問題への対応や超高齢社会\*の到来など社会経済情勢が大きく変化する中で、産業構造の転換を進める必要があります。これは同時に、新たなビジネスが生まれるチャンスともいえます。次世代自動車\*やエコ住宅\*をはじめ、新たな成長が期待できる環境・エネルギー、医療・福祉などの分野に重点的に投資することによって次世代産業を担う中小企業を育成し、本県経済の持続的成長や雇用の創出につなげます。

### 主な取組

- ▶ 次世代自動車、環境・エネルギー、医療・福祉分野など成長が見込める産業への参入支援
- ▶ 新製品・新技術の研究開発支援
- ▶ SKIPシティ\*を活用した映像関連産業の振興
- ▶ 次世代のものづくりを担う人材の育成
- ▶ 環境関連ビジネス\*の振興
- ▶ 官民連携による水ビジネス\*の海外展開
- ▶ 農商工連携\*などによる新事業創出の支援



次世代自動車の車両分解展示

県内の中小企業（製造業）が  
生み出す付加価値額\*

現状値 ■ 2.9兆円

目標値 ■ 3.1兆円

平成22年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

## 定義・選定理由

従業者数が4人から299人までの製造業を営む事業所が生み出す付加価値額。  
次世代産業を担う製造業の経済成長を示す数値であることから、この指標を選定。  
(現状値については、平成22年工業統計調査結果速報による。)

## 目標値の根拠

次世代産業への参入支援や経営革新計画の承認など、県の施策により毎年1.2%程度成長することを目指して、この目標値を設定。

## 新たな成長分野への支援

## 主な成長分野

## 次世代自動車

ハイブリット車や電気自動車などの次世代自動車

## 環境・エネルギー

太陽光発電など省エネルギー・創エネルギー分野

## 医療・福祉

医療機器・介護機器など医療・福祉分野

## 具体的な支援策

■次世代自動車支援センター埼玉  
新技術・新製品の開発と販路開拓を支援

■次世代産業プロジェクト  
産学連携により、薄型太陽電池、医療検査機器などの研究プログラムを推進

■産業技術総合センターによる技術支援  
産業技術総合センターと企業との共同研究などにより新技術・新製品開発を支援

■企業連携の促進  
次世代産業分野への参入を目指す県内企業や関連機関との出会いの場や交流の場を提供

■次世代ものづくりを担う人材の育成  
企業経営者や従業員などに、大学などの先端技術情報を得る場を提供し、人材を育成

次世代自動車支援センター埼玉  
(さいたま市)

産業技術総合センター（川口市）



企業間交流の様子

基本目標  
1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

## 3 産業集積の推進

担当部局・産業労働部 県土整備部 都市整備部 企業局

### 施策内容

本県は首都圏という巨大マーケットに位置し、鉄道網や道路網が充実しています。その特性を生かして、消費地立地型企业\*などの誘致を進めるとともに、次世代自動車\*など成長産業の発展を見据えた企業立地を進めます。また、県内中小企業を育成することにより事業拡大や第二創業\*を目指す企業の立地を支援します。さらに、圏央道沿線・圏央道以北地域の地域経済の活性化につながる産業集積を推進します。そのため、企業ニーズにワンストップできめ細かく対応した誘致活動を行います。

### 主な取組

- ▶ 「ワンストップ・オーダーメイド・クイックサービス\*」を徹底した企業誘致活動の実施
- ▶ 食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致
- ▶ 次世代自動車、環境・エネルギー関連、医薬品・健康関連など次世代産業の誘致
- ▶ 中小企業支援と連動した企業誘致活動の実施
- ▶ 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進
- ▶ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備
- ▶ 企業誘致などを促進する幹線道路の整備



基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

## 4 サービス産業の振興

担当部局・産業労働部

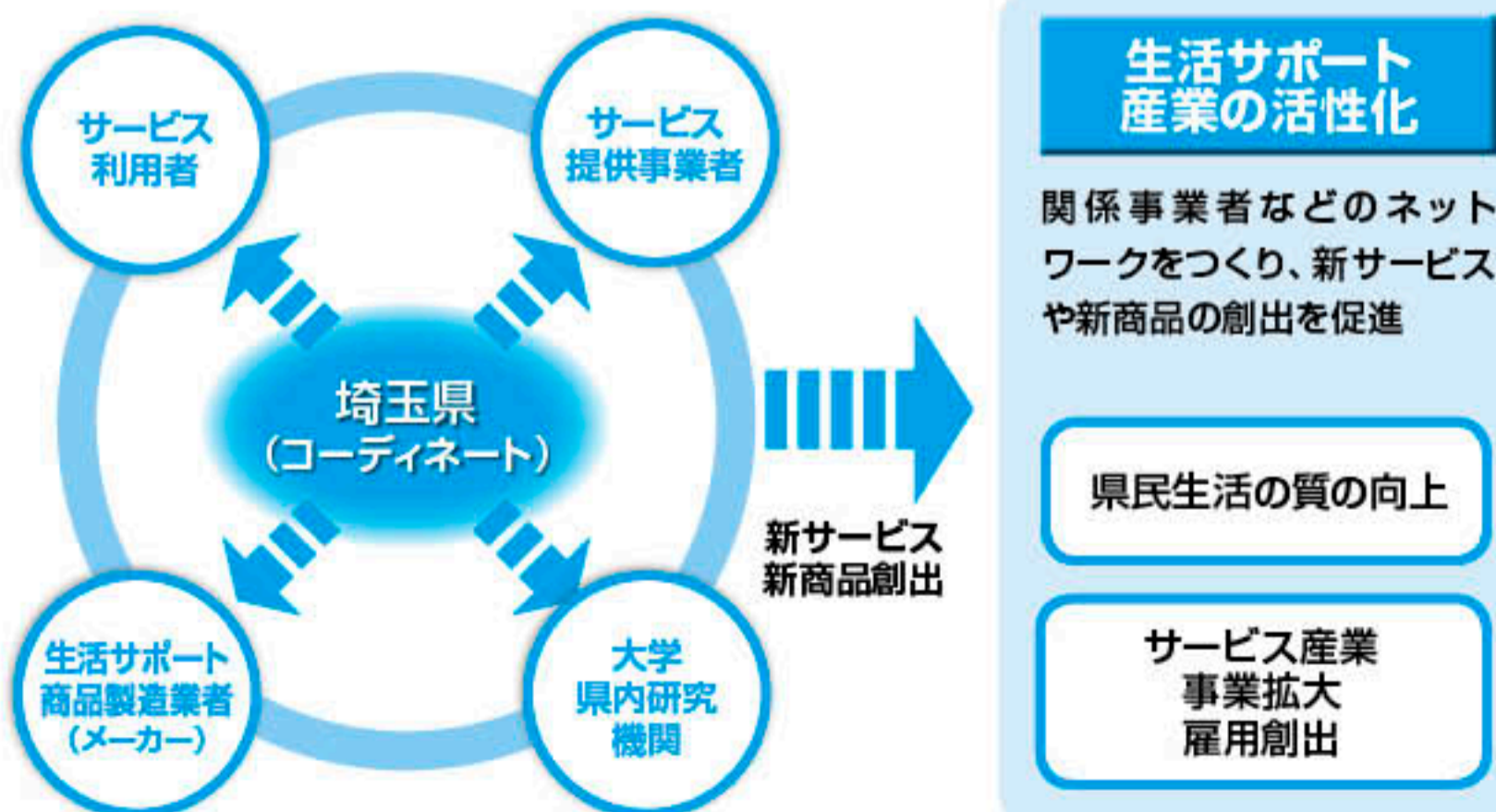
### 施策内容

サービス産業\*は県内総生産\*の大部分を占めており、サービス産業の発展は本県経済の活性化や雇用の拡大につながります。さらに、サービス産業は医療や福祉、健康の分野や映像コンテンツ分野など、今後需要が見込まれ、成長が期待できる産業でもあります。サービス産業への新規参入や事業拡大、新商品・新サービスの開発などを支援します。また、消費者ニーズにきめ細かく応じる魅力的な商店街づくりを、市町村が進めるまちづくりと連携して支援します。

### 主な取組

- ▶▶ 生活サポート産業\*の事業者ネットワークによる新商品・新サービスの創出支援
- ▶▶ サービス産業を担う人材(特に若手経営者)の育成
- ▶▶ サービス産業への参入支援と成長段階に対応した経営支援
- ▶▶ 経営革新にチャレンジする企業の支援
- ▶▶ SKIPシティ\*を活用した映像関連産業の振興
- ▶▶ 商店街のにぎわいづくりと環境整備の支援

### 生活サポート産業ネットワーク





サービス分野に関する経営革新計画を  
策定した中小企業の数

現状値 ■ 1,022社

目標値 ■ 3,000社

累計

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画において、新サービスの開発やサービスの新たな提供方法の導入などの事業活動に取り組むことを策定した中小企業の数。

サービス産業を振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

平成22年度に計画を策定した中小企業数は290社となっており、新サービスの開発支援など県の施策により、これをさらに上乗せすることを目指して、この目標値を設定。



生活サポート産業支援セミナー



にぎわう商店街

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

## 5 産業人材の確保・育成

担当部局・産業労働部 教育局

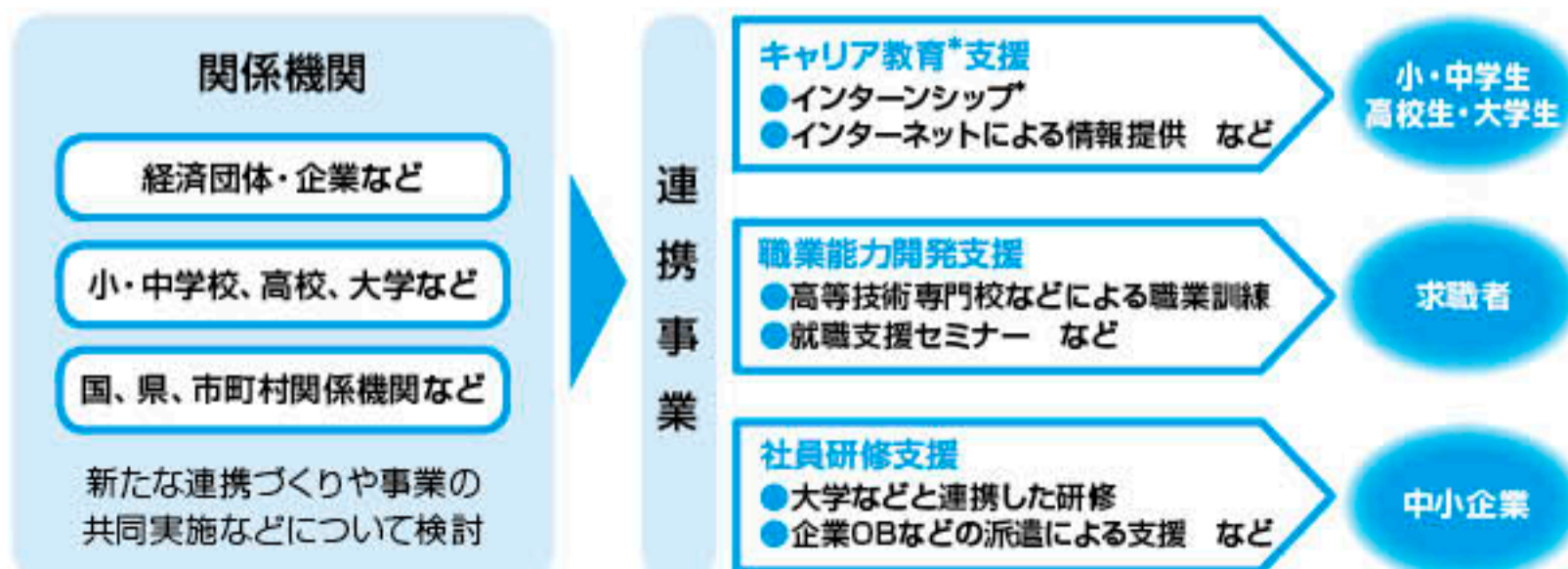
### 施策内容

本県では、これまで製造業が産業界をけん引してきましたが、今後はそれに加え、環境・エネルギー、医療・福祉、情報通信などの産業分野の成長が期待されています。また、少子高齢化により内需が縮小する中、海外への販路拡大が経済発展の鍵となっています。県内企業が時代の変化に対応し成長していくためには、その基礎となる人材の確保・育成が重要です。そのため、製造業の人材を引き続き育成するとともに、雇用の拡大が見込まれる成長分野における人材やグローバル化に対応した人材を育成します。

### 主な取組

- ▶ 高等技術専門校\*によるものづくり人材の育成
- ▶ 専門高校における産業教育の充実
- ▶ 小・中学生のものづくり体験の促進
- ▶ 環境・エネルギー、介護、情報通信など成長分野の職業訓練
- ▶ 大学と連携した産業人材の育成
- ▶ 中小企業のニーズに対応した在職者の技能向上訓練
- ▶ 技能検定制度\*の普及
- ▶ 高等技術専門校を中心とした地域連携による中小企業の人材確保・育成の支援
- ▶ 県内中小企業の若手社員の海外研修、大学生の海外インターンシップ\*の促進

### 産業界、教育界、行政などの連携による産業人材育成



社員を海外研修に派遣した  
県内中小企業の割合

現状値 ■ 3.0%

目標値 ■ 10.0%

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合。

国内市場が縮小傾向にある中、世界を舞台にビジネスを展開できる人材の育成が重要であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

グローバル人材\*の育成支援などを通じて、県内中小企業のうち10%が社員を海外研修に派遣することを目標として、この指標を設定。



海外インターンシップ



高等技術専門校での技能実習



基本目標

2

## 埼玉の成長を生み出す 農林業を振興する

### 目指す姿

営農意欲あふれる担い手により、農業生産が活発に行われています。こうして生産された安全・安心でおいしい農産物は、県民の豊かで潤いのある生活を支え、県民から支持される埼玉農業が展開されています。

また、公共施設や民間住宅で県産木材の利用が拡大し、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用\*が確立しています。森林がきれいな水や空気を生み出すことで、県民の安らかな暮らしに貢献しています。

こうして、埼玉を元気にする力強い農林業が実現しています。

基本目標 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する

# 1 収益力ある農業の確立

担当部局・農林部

## 施策内容

食料などの安定供給を通じて豊かな県民生活を将来にわたって実現していくためには、本県農業の収益力を向上させ、その持続的な発展を図ることが重要です。このため、新規就農者を確保・育成しつつ、農業法人\*をはじめ地域農業の多様な担い手の経営発展を支援します。また、優良農地の確保と農業生産基盤の整備を進めるとともに、環境に配慮しながら安全・安心で新鮮な農畜産物を提供する産地の取組を支援します。さらに、大消費地の中の農業県、食品産業立地県\*という本県の強みを生かし、地産地消\*、農業の6次産業化\*、農商工連携\*など食と農をつなぐ仕組みづくりを進めます。

## 主な取組

- ▶ 農業法人など経営力ある農業経営体\*の育成
- ▶ 次代を担う新規就農者の確保・育成、農業大学校における実践的カリキュラムの充実
- ▶ 地域が求める新たな担い手となり得る企業などの農業参入の支援
- ▶ 試験研究の推進や農業制度資金の活用など農業経営の基礎となる条件の整備
- ▶ 優良農地の確保と担い手への利用集積の促進、農業生産を支える基盤整備の推進
- ▶ 県産農産物のブランド化や輸出など消費者の需要を開拓・創出する産地の取組の促進
- ▶ 農業や化学肥料の低減など環境に配慮した農業の促進
- ▶ 高病原性鳥インフルエンザ\*や口蹄疫\*などの家畜伝染病の防疫対策の強化
- ▶ 県産農産物の購入機会の拡大による地産地消の促進
- ▶ 米粉の調理方法などの県民への発信、学校給食パンなどの原料としての利用などによる利用促進
- ▶ 飼料用米の県内流通の確立
- ▶ 農業の6次産業化や農商工連携の促進

## 農業法人数

現状値 ■ 452法人

目標値 ■ 900法人

累計

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

農業生産法人\*、農事組合法人\*、定款に農業に関する事業が明示されている会社法人の数。経営力があり雇用を生む優れた農業の担い手として重要であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

本県農業の収益力の向上を図るため、経営力がある農業経営体である農業法人の数を平成22年度末から倍増させることを目指して、この目標値を設定。

県産農産物及びその加工品の  
輸出品目数

現状値 ■ 18品目

目標値 ■ 30品目

累計

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

埼玉農産物輸出促進協議会の活動を通じて海外に輸出された県産農産物やその加工品の輸出品目数。  
販路拡大の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

新たな販路を拡大するため、県産農産物やこれらを主原料とした加工品の輸出品目数を毎年2品目増加させることを目指して、この目標値を設定。

## 農業法人化のメリット

## 経営上のメリット

経営の  
徹底管理融資・取引先  
からの信用力  
の向上従業員などの  
福利厚生  
の充実経営発展の可能性  
と経営継承の  
円滑化

## 制度面のメリット

## 税 制

- 役員報酬の給与所得化
- 欠損金の繰越控除

## 融 資

- 制度資金の融資限度額の拡大

基本目標 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する

## 2 収益を生み出す林業の振興

担当部局・農林部

### 施策内容

県内森林面積の約半分を占めるスギやヒノキなどの人工林は、その約半分が木材として利用できる状態に成長しています。また、世界の木材需要の高まりにより、国内では国産木材へ移行する動きが進んでいます。こうした中、収益を生み出す林業を目指すためには、生産コストの縮減と県産木材の利用拡大を図りながら「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用\*を促進する必要があります。このため、森林管理道\*や作業道の整備、効率的な造林などにより低コスト化を推進します。また、県産木材の普及・啓発や公共施設・民間住宅などでの利用を促進するとともに、質の高い木材を安定的に供給できる仕組みを構築します。

### 主な取組

- ▶ 間伐などを効率的に行うための森林の団地化\*と作業の集約化の促進
- ▶ 森林管理道や作業道の整備促進
- ▶ 高性能林業機械の導入支援
- ▶ 低コストな造林方法による伐採跡地への植栽や下刈りなどの促進
- ▶ 経営能力と技術力に優れた担い手の育成
- ▶ 埼玉の木づくり運動\*の展開を通じた県産木材の新たな用途の拡大
- ▶ 公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大
- ▶ 県産木材の生産・加工・流通体制の整備促進



整備された森林管理道



高性能林業機械



## 県産木材の供給量

現状値 ■ 75,000m<sup>3</sup>目標値 ■ 111,000m<sup>3</sup>

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

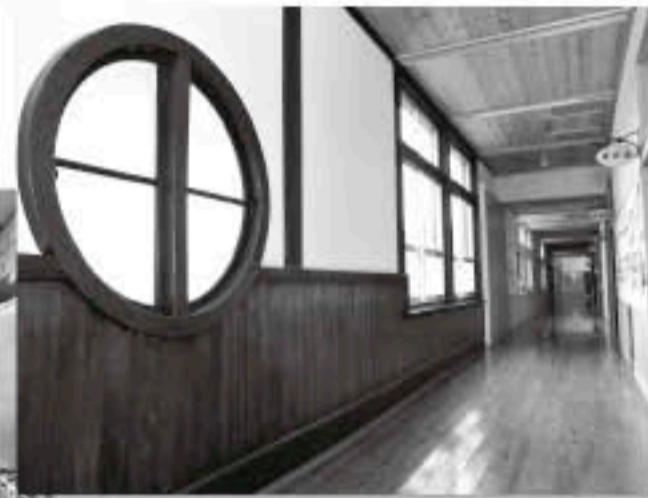
## 定義・選定理由

県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。

県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県産木材の新たな用途の拡大や公共施設・民間住宅などでの利用拡大を通じて県産木材の供給量を平成22年度から約1.5倍とすることを目標として、この目標値を設定。



県産木材を活用した建物(上:学校施設(ときがわ町) 下:民間住宅)



基本目標

3

## 埼玉の成長を支える 社会基盤をつくる

目指す姿

県民の生活や経済に欠くことのできない道路などの社会基盤は、次世代に引き継ぐべき県民共通の財産として、必要な整備や効率的な維持管理が行われています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの高規格幹線道路\*の整備や渋滞対策などが進み、交通アクセスの利便性はさらに高まっています。

こうして、必要な整備が行われた社会基盤により、県民の安心・安全の確保や利便性の向上、産業の活性化が支えられ、元気ある暮らしやすいまちが実現しています。

基本目標 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

# 1 埼玉の活力を高める道路整備

担当部局・県土整備部

## 施策内容

圏央道などの高規格幹線道路\*の整備の進展により、本県の交通の利便性は高まっています。今後は、県土の骨格となるこれらの道路を活用することで本県の潜在能力を余すことなく発揮させ、生活の利便性を向上させるとともに、産業振興をより一層促進する必要があります。そのため、インターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路の整備、交差点改良などの渋滞対策を推進するほか、地域の生活を支える身近な道路を整備します。また、これらの社会基盤を次世代に引き継ぐことができるよう適正な維持管理を進めます。

## 主な取組

- ▶ 圏央道の整備促進
- ▶ スマートインターチェンジ\*の設置に対する支援
- ▶ インターチェンジへのアクセス道路の整備
- ▶ 企業誘致などを促進する幹線道路の整備
- ▶ 観光地を結ぶ道路の整備
- ▶ 幹線道路の未接続区間の解消
- ▶ 鉄道との立体交差化による渋滞の解消
- ▶ カーナビのデータを活用した渋滞対策の実施
- ▶ 中山間地域\*の生活を支える道路の整備や身近な生活道路である市町村道の整備促進
- ▶ 橋りょうのアセットマネジメント\*などによる道路施設の適正な維持管理



圏央道白岡葛尾インターチェンジ（久喜市・白岡町）



インターチェンジへのアクセス道路（国道122号駒西葛尾バイパス/久喜市）

施策指標

インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合

現状値 ■ 62.3%

目標値 ■ 70.0%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合。  
インターチェンジへのアクセス道路の整備などにより、利便性が向上し、産業振興が図られることから、この指標を選定。

目標値の根拠

計画期間中に整備される高速道路とインターチェンジの開設状況を勘案し、必要なアクセス道路の整備などを進めることを目指して、この目標値を設定。

県内の道路網図



凡例

- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- ..... (整備区間)
- ..... (調査区間)
- ..... (計画路線)
- ..... (候補路線)
- 一般有料道路
- ..... 一般国道

基本目標 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

## 2 埼玉の成長を支えるまちづくり

担当部局・産業労働部 県土整備部 都市整備部 企業局

### 施策内容

近年、中心市街地\*の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。また、圏央道などの整備に伴って県内における企業立地の需要が高まっていることから、インターチェンジ周辺などに豊かな田園環境と調和した産業基盤を整備します。

### 主な取組

- ▶ 駅前の顔やにぎわいのあるまちをつくる地域の実情に応じた市街地開発事業\*の促進
- ▶ 子育て世代を支援する市街地再開発事業\*などの促進
- ▶ 市街地再開発事業における地域子育て支援センター\*、行政センター、駐車場・駐輪場などの公共・公益施設の整備促進
- ▶ 地域の新たな拠点となる土地区画整理事業\*の推進
- ▶ まちづくり協議会\*やNPOの活動などに対する支援の拡充
- ▶ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備
- ▶ 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進
- ▶ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)\*の整備
- ▶ 本庄地方拠点都市地域\*の整備支援
- ▶ 北部地域振興交流拠点の検討・推進



狭山市駅西口地区市街地再開発事業(狭山市)

## 新たに整備された産業基盤の面積

目標値 ■ 280ha

平成24年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

土地区画整理事業や民間開発などにより、新たに整備された産業基盤の面積。

豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を進めることにより、企業の立地や産業集積が進み、都市の成長が図られることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

各事業主体が平成28年度末までに予定している産業基盤の整備を着実に推進することを目指して、この目標値を設定。



騎西城南産業団地(加須市)



本庄早稻田駅周辺の整備(本庄市)





# 分野別 **IV**

## 環境を守り育てる分野

- 基本目標
- 1 みどりと川を再生し自然と共存する
  - 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ
  - 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

本県では、これまで、「ゆとり」の創造を目指し様々な環境問題に取り組んできました。経済成長に伴って失われたみどりを再生する取組や、「川の国埼玉\*」の実現を目指し、川をより身近に感じることができる水辺環境の整備を進め、大きな成果をあげてきました。また、本県独自の目標設定型排出量取引制度\*の展開など、温暖化対策においても先進的な取組を進めています。

一方、福島第一原子力発電所の事故が発生した今、エネルギーや資源を大量に消費する社会のあり方が見直されつつあります。

環境への関心がさらに高まっている中で、ライフスタイルの転換も含めた総合的な環境政策の展開が必要となっています。

みどりと川の再生、生物多様性\*の保全、そして低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取組をさらに進める。

この5か年計画において、環境を守り育てる分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。



## 基本目標

## 1

みどりと川を再生し  
自然と共存する

## 目指す姿

県民、NPO、事業者、行政など多様な主体の連携により、都市部の緑化が進むとともに、狭山丘陵や見沼田圃、三富地域など優れた景観を生み出す緑が保全されています。森林は適切に管理され、水源かん養\*や二酸化炭素の吸収・貯蔵など公益的機能を発揮しています。

また、県内の川は安らぎとにぎわいの空間として再生を遂げ、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉\*」が実現しています。

そうした緑や水辺の空間により豊かな生態系\*のネットワークが形成され、様々な動物や植物が息づく自然環境が保全されています。

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

# 1 みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用)

担当部局・企画財政部 環境部 農林部 都市整備部 教育局

## 施策内容

本県は、首都圏に位置しながら狭山丘陵や見沼田圃、<sup>たんぼ</sup>三富地域など潤いとゆとりのある緑豊かな空間に恵まれています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は減少傾向にあります。こうしたことから、都市部の緑を積極的に創出するとともに、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めます。また、緑の保全・創出を県民ムーブメントとして拡大していくために、県民、NPO、事業者などの自主的な活動を支援します。

## 主な取組

- ▶▶ 身近な緑が少ない地域における都市公園の整備
- ▶▶ 特別緑地保全地区\*の指定や緑のトラスト保全地\*の取得などによる身近な緑地の保全
- ▶▶ 見沼田圃における適切な土地利用の指導、緑地や農地の保全・活用
- ▶▶ 三富地域における緑地や農地の保全・活用
- ▶▶ 緑化計画届出制度\*などによる建物の敷地内や屋上、壁面、駐車場の緑化の推進
- ▶▶ 県立学校における良好な緑の保全
- ▶▶ 1人1本植樹運動\*の推進
- ▶▶ 緑の保全・創出に自主的に取り組む彩の国みどりのサポーターズクラブ\*の拡大
- ▶▶ 彩の国みどりの基金\*を活用したみどりの再生



県民によるみどりの再生活動の様子

## 身近な緑の創出面積

現状値 ■ 576ha

目標値 ■ 1,060ha

累計

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

彩の国みどりの基金を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

公共施設や民間施設の緑化の推進及び緑化計画届出制度の普及により、身近な緑を平成22年度末から約500ha創出することを目指して、この目標値を設定。



建物の敷地内や屋上などの緑化の事例

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

## 2 みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全)

担当部局・農林部

### 施策内容

県土の3分の1を占める森林は、木材生産だけでなく水源のかん養\*や二酸化炭素の吸収・貯蔵などの公益的機能を有しており、県民生活に様々な恩恵をもたらしています。このような機能を持続的に発揮させるため、間伐や枝打ちなどの森林整備を進めるとともに、針広混交林\*化や広葉樹林化を推進します。また、これらを効率的に実施するための森林情報を充実するほか、シカの食害対策やスギ花粉削減対策などを進めます。さらに、森林ボランティア団体などによる県民参加の森林づくりを進めます。

### 主な取組

- ▶ 間伐や伐採跡地への植栽の実施
- ▶ 針広混交林化や広葉樹林化の推進
- ▶ 竹の除去やササ刈りなどによる里山・平地林\*の整備
- ▶ 水源地域など奥地の森林整備の推進
- ▶ 保安林\*の指定や適正な整備の推進
- ▶ 森林境界の明確化、地番・所有者などの森林情報の収集
- ▶ シカの食害など獣被害防止対策の推進
- ▶ 花粉の少ない品種への転換などスギ花粉削減対策の推進
- ▶ 森林ボランティア団体や企業などによる県民参加の森林づくりの推進
- ▶ 彩の国みどりの基金\*を活用したみどりの再生



間伐など手入れの行き届いた森林



森林ボランティアによる森づくり活動

## 森林の整備・保全面積

目標値 ■ **14,000ha**  
 (うち彩の国みどりの基金による森林の整備・保全面積 3,500ha)

累計

平成24年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

人工林において、間伐、針広混交林化、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。

森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

将来にわたって人工林を適正に維持していくため、年間2,800haの森林整備を行うことを目指して、この目標値を設定。



整備された平地林



シカの食害防止ネット

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

## 3 川の再生

担当部局・企画財政部 環境部 農林部 県土整備部 都市整備部 下水道局

### 施策内容

本県は、県土面積に占める河川の割合が3.9%で全国一となっています。豊かな水辺は、ゆとりと安らぎを創出する貴重な空間であり、環境の保全や活用を進めることが求められています。そこで、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉\*」を実現するため、一定の広がりのある地域で水辺再生や水質改善に集中的に取り組めます。また、川を思い川にやさしい行動をする川の守り人\*を育てるとともに、県民、NPO、事業者などが取り組む共助による川の再生活動を支援します。

### 主な取組

- ▶▶ 地域に親しまれる水辺環境の整備
- ▶▶ 県民と取り組む川の再生の推進
- ▶▶ 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援
- ▶▶ 下水道、農業集落排水\*、合併処理浄化槽\*などの生活排水処理施設\*の整備促進
- ▶▶ 五感による河川環境指標\*を活用した県民運動の拡大
- ▶▶ 非かんがい期における農業用水路などへの通水の実施



水辺で遊ぶ子どもたち



美化活動に取り組む地域団体



## 県民が川の再生に取り組む河川の延長

現状値 ■ 371 km

目標値 ■ 550 km

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。  
 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県民が主体的に川の再生活動を行っている河川延長を平成22年度末から約200km増加させることを目指して、この目標値を設定。

## アユが棲める水質の河川の割合

現状値 ■ 77%

目標値 ■ 90%

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

河川の水質測定地点のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)の年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。  
 清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標とすることで、県内の水質改善の状況がイメージしやすくなることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県民と取り組む川の再生活動や生活排水処理施設の整備などを進め、アユが棲める水質の河川の割合を平成22年度から10ポイント以上向上させることを目指して、この目標値を設定。

全国水質ワースト5河川  
(国土交通省直轄管理区間)

現状値 ■ 綾瀬川・中川

目標値 ■ 該当河川なし

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

県議会による追加指標

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

## 4 生物多様性保全の推進

担当部局・環境部 保健医療部 農林部 県土整備部 都市整備部

### 施策内容

私たちは暮らしの様々な場面で動物や植物の恩恵を受けています。その恩恵を今後も受け続けていくためには、多様な動植物がバランスを保ちながら共生する環境を守り、生物多様性\*を保全していく必要があります。しかし、都市化の進展などにより、希少な野生動植物の多くが絶滅のおそれ<sup>ひん</sup>に瀕しています。また、近年はニホンジカなど一部の野生動物の増加やアライグマなど外来生物\*の野生化により、生態系\*への悪影響も懸念されています。そのため、自然環境を保全するとともに、野生動植物の保護管理体制の充実や外来生物の防除などの対策を進めます。また、人と動物の共生に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養\*を推進します。

### 主な取組

- ▶ 県民による生物多様性保全活動の推進
- ▶ 自然体験学習施設や自然公園などでの自然とふれあう機会の創出
- ▶ 希少野生動植物の保護の推進
- ▶ 大規模開発事業における生態系の保全
- ▶ 環境に配慮した公共事業の推進
- ▶ ニホンジカやイノシシなどの野生動物の適正な保護管理
- ▶ アライグマやオオクチバスなどの侵略的外来生物\*の防除
- ▶ 動物の愛護と適正飼養の推進

### 生物多様性保全の推進に向けた取組



### 希少野生動植物種の保護など 生物多様性保全活動に取り組む団体数

現状値 ■ 38団体

目標値 ■ 200団体

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

#### 定義・選定理由

希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査\*、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。

生物多様性に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。

#### 目標値の根拠

生物多様性保全活動を県内全域で展開していくため、希少野生動植物種の保護などの活動に取り組む団体を平成28年度末までに平成22年度末の約5倍とすることを目標として、この目標値を設定。

### 収容動物の致死処分数

現状値 ■ 5,018頭・匹

目標値 ■ 1,000頭・匹未満

平成22年度 >>>>> 平成28年度

県議会による追加指標



生物多様性保全活動に取り組む団体



基本目標

2

## エネルギー利用を見直し 地球温暖化を防ぐ

### 目指す姿

エネルギーや資源を大量に消費するライフスタイルが見直されるなど、環境にやさしい生活が普及しています。事業活動においても環境負荷の低減に向けた自主的な取組が進展し、温室効果ガス\*の排出削減が進んでいます。

また、電気自動車などの次世代自動車\*が普及するとともに、鉄道やバスなどの公共交通機関などへの利用転換が進み、環境への負荷の少ない交通社会が実現しています。

さらに、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー\*の利用が飛躍的に普及し、エネルギーの地産地消\*を目指したまちづくりも進んでいます。

県民、NPO、事業者、行政など地域総ぐるみでの地球温暖化対策が進み、持続可能な低炭素社会が形成されています。

基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

# 1 環境に配慮した産業社会の構築

担当部局・総務部 環境部 都市整備部 企業局 下水道局

## 施策内容

産業活動によって排出される温室効果ガス\*は、県全体の排出量の約5割と大きな割合を占めています。地球環境問題に対応し持続可能な発展を遂げるためには、事業者が自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでいく必要があります。このため、本県独自の目標設定型排出量取引制度\*などにより産業活動における温室効果ガス排出総量を削減するとともに、省エネ設備や環境負荷の低い次世代自動車\*などを導入する事業者を支援します。

## 主な取組

- ▶▶ 目標設定型排出量取引制度の円滑な運用
- ▶▶ LED照明\*などの省エネ設備や太陽光発電などの再生可能エネルギー\*利用設備の導入支援
- ▶▶ 自動車を多数使用する事業者などの温室効果ガス排出削減対策の促進
- ▶▶ 次世代自動車の導入支援
- ▶▶ 県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率優先的な推進



ビルに設置された太陽熱集熱装置

施策指標

産業・業務部門における  
温室効果ガスの排出削減量

現状値 ■ 155万t

目標値 ■ 250万t

平成21年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。

本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

本県では、平成32年度における温室効果ガス排出量を平成17年度比で25%削減する長期目標を設定している。そのうち産業・業務部門は18%・400万tを削減することとしており、平成28年度には250万t削減することを目指して、この目標値を設定。

目標設定型排出量取引制度～CO<sub>2</sub>削減埼玉モデル～

対象 ■ 3年連続で原油換算1,500キロリットル以上の大規模事業所  
⇒約600事業所(工場など約440 オフィスなど約160)

削減計画策定・目標設定

県

①目標削減率の提示

⑤公表

大規模事業所

④報告

- ②削減計画策定
- ③計画に基づく対策の実施
  - ・省エネ設備の導入などにより自ら削減
  - ・排出量取引による削減量の取得

排出量取引

売却

購入

削減目標

排出実績

削減余剰分

CO<sub>2</sub>排出量

A事業所

排出実績

削減不足分

CO<sub>2</sub>排出量

B事業所

基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

## 2 低炭素な暮らしとまちづくりの推進

担当部局・企画財政部 環境部 県土整備部 都市整備部 教育局

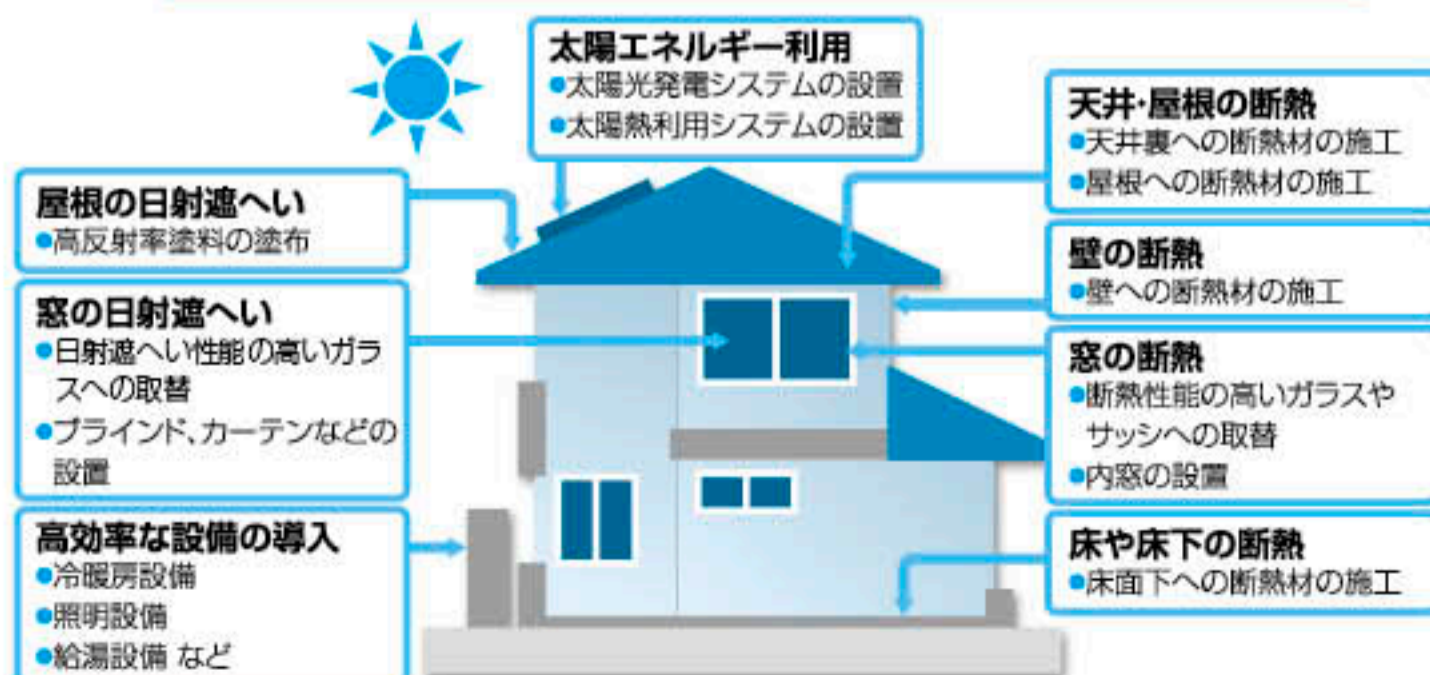
### 施策内容

エネルギーを大切に使うことなどにより、一人一人の生活から温室効果ガス\*の排出を抑制し、地球温暖化にストップをかけていくことは、現代を生きる私たちが直ちに取り組むべき課題であり、将来の世代に対する私たちの責務です。このため、環境性能\*の高い建築物や次世代自動車\*の普及、公共交通機関や自転車の利用を促進するとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・定着を県民運動として進めます。さらに、再生可能エネルギー\*の導入と徹底した省エネルギー化、スマートグリッド\*の構築などを総合的に進めるエコタウン\*の整備を推進します。

### 主な取組

- ▶ 電気自動車などの次世代自動車普及モデル事業の推進
- ▶ 電気自動車用充電施設の普及など次世代自動車利用環境の整備促進
- ▶ マイカーから公共交通機関への利用転換の促進
- ▶ 交差点の改良など交通渋滞の緩和
- ▶ エコタウンプロジェクトの推進
- ▶ 建築物環境配慮制度\*などによる環境性能の高い建築物の普及・拡大
- ▶ 既存住宅の省エネリフォームの普及促進
- ▶ ヒートアイランド\*対策の推進
- ▶ 地域や学校における環境学習の推進
- ▶ エコライフDAY\*やライフスタイルキャンペーン\*など県民運動の促進

### 住宅の省エネリフォームの事例(戸建住宅の場合)





## 次世代自動車の普及割合

現状値 ■ 3.2%

目標値 ■ 13.0%

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の割合。

次世代自動車の増加は低炭素な暮らしとまちづくりに寄与することから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

次世代自動車の普及や利用環境の整備などを進め、次世代自動車の普及割合を平成22年度から10ポイント向上させることを目指して、この目標値を設定。



県内でも増えている電気自動車の充電設備

基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

# 3 再生可能エネルギー活用の推進

担当部局・総務部 環境部 産業労働部 農林部 都市整備部 企業局

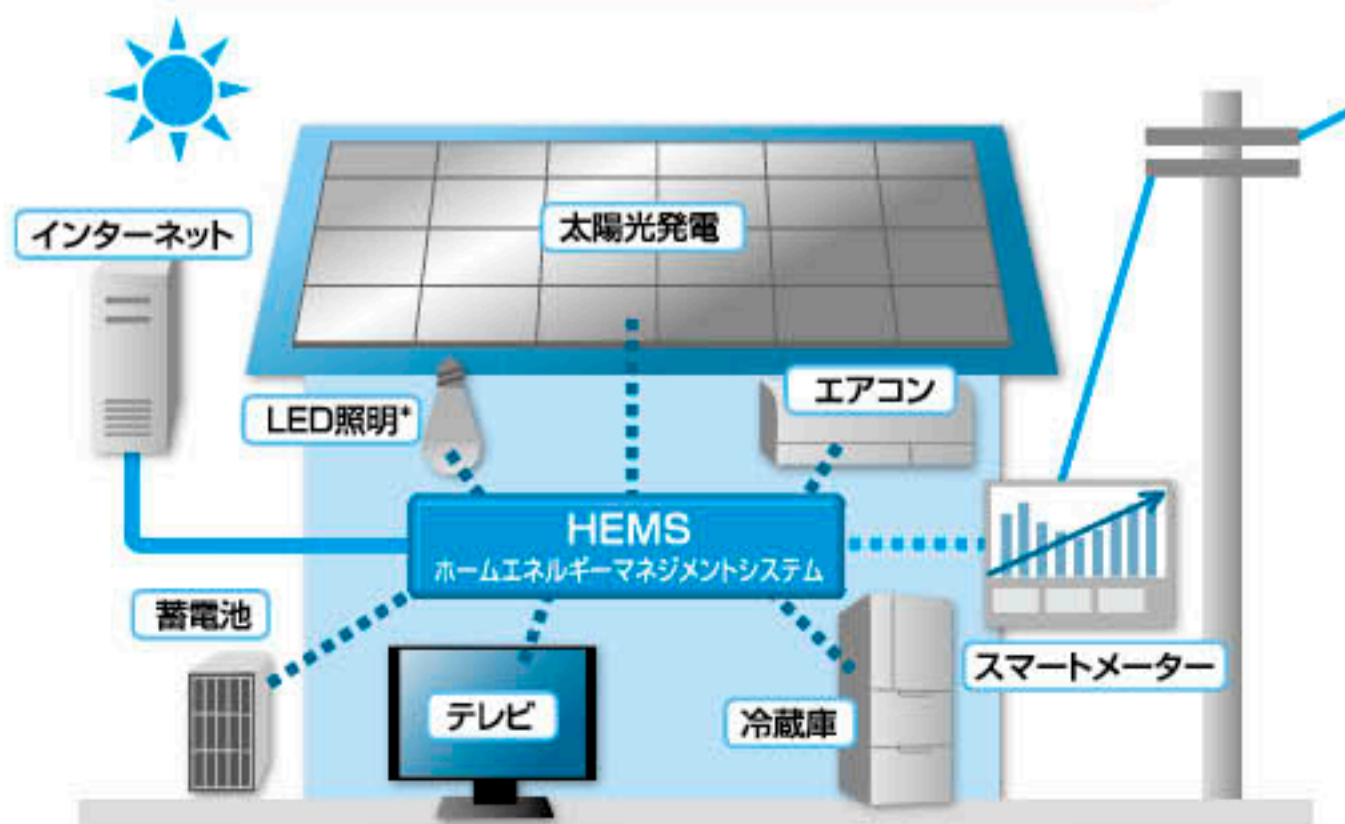
## 施策内容

わが国は社会経済活動を支えるエネルギーの多くを石油などの化石燃料\*に依存しており、また、その化石燃料もほとんどを海外からの輸入に頼っています。このことは、地球温暖化の問題だけでなく、エネルギーの安定的な供給の観点からも重要な問題です。さらに、東日本大震災における原子力発電所の事故により、長期的な電力不足も懸念されています。このため、日照時間が長く快晴日数日本一\*である本県の強みを生かした太陽エネルギーや、森林資源の有効活用による木質バイオマスエネルギー\*を中心とした再生可能エネルギー\*の導入を積極的に推進します。

## 主な取組

- ▶ 家庭や企業などにおける太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入支援
- ▶ 県有施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備などの率先導入
- ▶ 再生可能エネルギーの利用により生じる環境価値\*を有効に活用する制度の導入
- ▶ メガソーラー\*の誘致
- ▶ 電力100%自活住宅\*の普及
- ▶ 木質バイオマスエネルギーの利用促進

### 電力100%自活住宅のイメージ図



## 住宅用太陽光発電設備の設置数

現状値 ■ 41,637基

目標値 ■ 140,000基

累計

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。

太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガス\*の排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

住宅用太陽光発電設備の導入を支援することにより、県内の住宅用太陽光発電設備の普及・拡大を進め、平成22年度末から約10万基増加させることを目指して、この目標値を設定。



太陽光発電設備が設置された住宅群(吉川市)



基本目標

3

## 環境負荷の少ない 循環型社会を創造する

### 目指す姿

県民の環境意識の高まりや事業活動における公害を防止する体制の整備などにより、水や土壌、大気汚染のない安心・安全な生活環境が実現するとともに、騒音・振動・悪臭といった日常生活の中で発生する環境問題の少ない快適な社会が形成されています。

また、廃棄物を「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」する、いわゆる3R\*が事業活動や地域社会に定着し、廃棄物の減量化や再資源化が進んだ循環型の社会となっています。

基本目標 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

# 1 公害のない安全な地域環境の保全

担当部局・環境部 保健医療部 都市整備部

## 施策内容

環境意識の高まりや公害防止技術の向上などにより、水質汚濁や地盤沈下、土壌・大気汚染などの問題は改善傾向にありますが、依然として改善が進まない課題も抱えています。また、日常生活の中で発生する騒音・振動・悪臭といった問題は公害の中でも苦情件数の多くを占めており、その内容も多様化しています。さらに、原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による環境への影響も懸念されています。こうしたことから、すべての県民が安心・安全で快適な生活環境を享受できるよう、事業活動における有害物質の排出規制や監視・指導などを進めるとともに、環境中に残留する放射性物質の調査と対策を引き続き実施します。

## 主な取組

- ▶ 揮発性有機化合物（VOC）\*の排出に関する事業所などへの指導
- ▶ 微小粒子状物質（PM2.5）\*の汚染実態の把握及び削減対策の検討
- ▶ ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導
- ▶ 有害化学物質\*の排出量・移動量の情報公開やリスクコミュニケーション\*の推進
- ▶ 建築物の解体現場などにおける石綿\*飛散防止対策及び適正処理に関する指導
- ▶ 工場・事業場に対する排水規制・指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止
- ▶ 公害苦情・紛争の適正処理の推進
- ▶ 事業所における公害防止体制の整備
- ▶ 大気などの放射線量の測定



ディーゼル車運行車両検査



学校における放射線量測定

光化学スモッグ\*などの原因となる  
揮発性有機化合物の排出量

現状値 ■ 41,618t

目標値 ■ 33,000t

平成21年度 >>>> 平成28年度

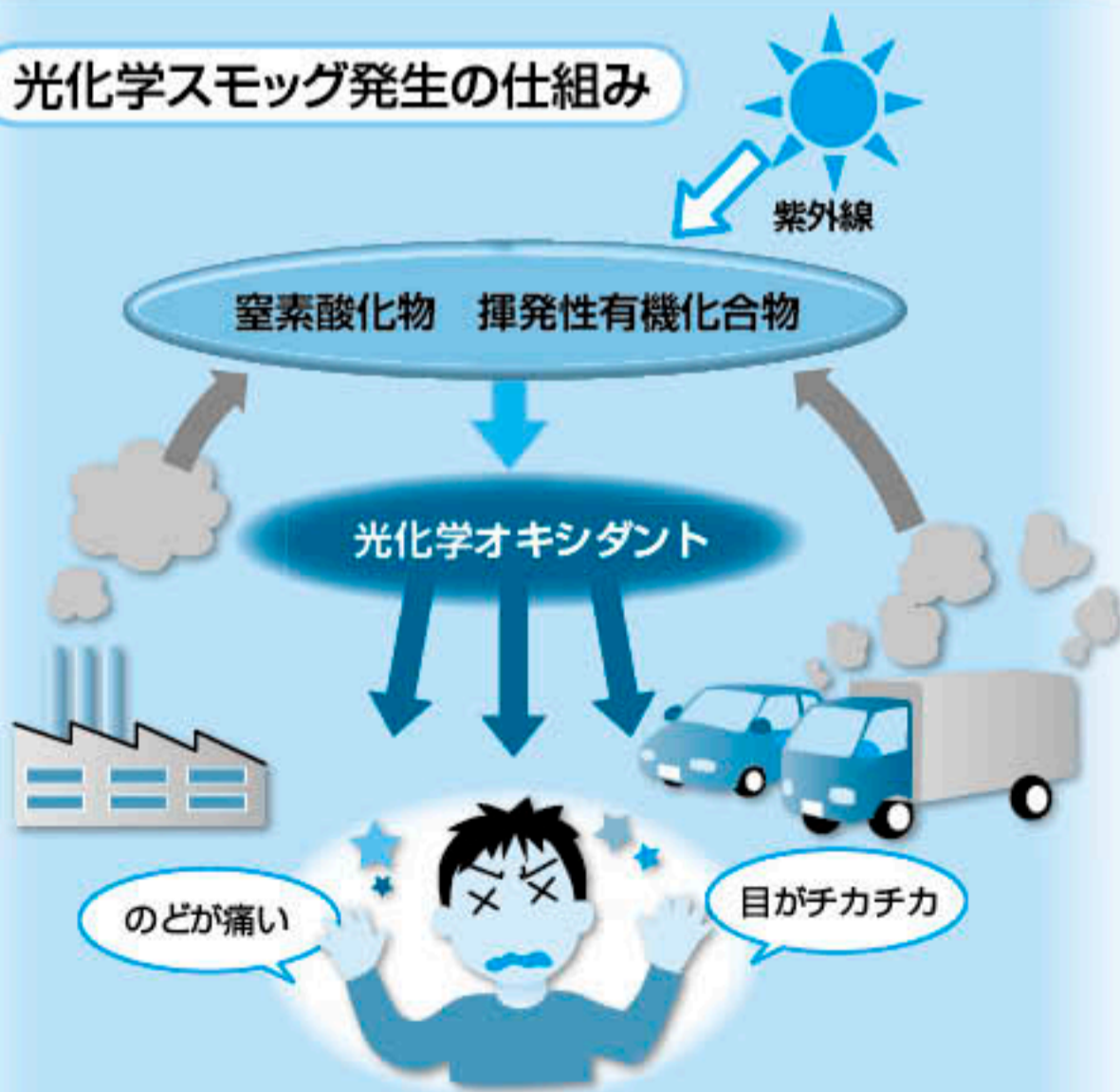
定義・選定理由

大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。  
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害のうち、光化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。

目標値の根拠

揮発性有機化合物の排出事業者への指導とともに技術的な支援などを通じて自主的な排出抑制の取組を促すことで、平成21年度よりも約2割削減することを目指して、この目標値を設定。

光化学スモッグ発生の仕組み



基本目標 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

## 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

担当部局・環境部 農林部 県土整備部 企業局 下水道局 警察本部

### 施策内容

環境に対する意識の変化や3R\*の取組などにより、本県の廃棄物の排出量はやや減少傾向にあります。全国的にみると依然として高い水準で推移しています。また、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理といった問題も顕在化しています。こうしたことから、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用を一層促進するとともに、不法投棄に対する監視の強化や廃棄物の山\*の対策を進めます。

### 主な取組

- ▶▶ マイボトル\*やマイバッグ\*の利用など環境にやさしいライフスタイルの促進
- ▶▶ 小型家電などの新たなリサイクルの推進
- ▶▶ 間伐材や家畜排せつ物などのバイオマス\*の利活用の促進
- ▶▶ 公共事業における建設副産物\*の再生資源化の促進
- ▶▶ 浄水場や下水処理場における浄水発生土\*や下水汚泥\*の資源化の推進
- ▶▶ 彩の国資源循環工場第2期事業\*の実施
- ▶▶ 廃棄物不法投棄の監視体制の強化及び廃棄物の山の対策の推進



マイバッグキャンペーンの取組事例



廃棄物不法投棄パトロール



## 廃棄物の最終処分量(率)

## 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量

現状値 ■ 61g/人・日

目標値 ■ 54g/人・日

平成21年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。  
一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

彩の国資源循環工場の整備・拡張、ライフスタイルや事業活動の見直しなど一層の3Rの推進による一般廃棄物の最終処分量の削減を目指して、この目標値を設定。

## 産業廃棄物の最終処分率

現状値 ■ 1.6%

目標値 ■ 1.3%

平成21年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。  
産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

彩の国資源循環工場の整備・拡張、建設廃棄物の再資源化や下水汚泥などの有効利用の推進による産業廃棄物の最終処分率の低減を目指して、この目標値を設定。

## 彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ





# 分野別V

## 暮らしと地域を豊かにする分野

### 基本目標

- 1 埼玉の魅力を創造し発信する
- 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる
- 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

首都圏に位置し、都市の魅力と田園のゆとりを併せ持つ本県は、これまで急激に人口が増加し、安定的な発展を遂げてきました。

その一方で、核家族世帯が多く、人と人とのつながりが希薄であるといわれています。また、大きな観光地が少ないことから、全国的な知名度が高くなく、地域の特色もあまりないとされてきました。

しかし、本県には、歴史や文化、スポーツなど、日本や世界に誇れる資源は数多くあります。また、様々な分野で大きな活躍をしている人材を輩出しています。

誇れる文化やスポーツを振興する、魅力ある観光を振興する、そして県民が支え合う気運、多文化を尊重し協力し合う気運を醸成する。

この5か年計画において、暮らしと地域を豊かにする分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。

基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

第3章・分野別施策

V 暮らしと地域を豊かにする分野



## 基本目標

## 1

# 埼玉の魅力を創造し 発信する

## 目指す姿

誰もが身近に文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送るとともに、埼玉から新しい文化芸術が創造されています。

気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じて明るく健康的な生活が実現されています。また、埼玉育ちのスポーツ選手が国際舞台で活躍しています。

多彩な観光資源を生かした魅力あふれる観光地に多くの人を訪れ、地域に活力が満ちています。

このような本県の魅力が県内外に広く発信されることで、埼玉県が全国から注目され、県民が誇りと愛着を持てるふるさと埼玉になっています。

基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

# 1 文化芸術の振興

担当部局・県民生活部 福祉部 産業労働部 教育局

## 施策内容

文化芸術は、人々に精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし人生を豊かにするとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出し、経済を活性化する原動力ともなります。そこで、文化芸術活動の担い手を育成するとともに、県民が文化芸術に親しめる機会を充実します。また、地域の文化資源を生かした観光や産業を振興するとともに、地域に根ざした伝統芸能や生活文化を次世代に継承します。

## 主な取組

- ▶▶ 文化芸術活動への参加促進、発表機会の提供
- ▶▶ 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- ▶▶ 彩の国さいたま芸術劇場\*を中心とした文化芸術の創造・発信
- ▶▶ 地域資源を生かした新たな文化芸術拠点の整備促進
- ▶▶ 文化資源を活用した観光の振興
- ▶▶ SKIPシティ\*を活用した映像関連産業の振興
- ▶▶ 文化財の保護、活用、情報発信
- ▶▶ 伝統芸能などの鑑賞・発表機会の充実
- ▶▶ 県立美術館・博物館における展示や地域での普及活動などの充実



小鹿野こども歌舞伎



彩の国さいたま芸術劇場の若手演劇集団「さいたまネクストシアター」

文化芸術環境に満足している  
20歳以上の県民の割合

現状値 ■ 43.7%

目標値 ■ 67.0%

平成23年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県政世論調査において、日常生活の中で文化芸術を鑑賞したり、文化活動を行ったりする機会や環境について、満足していると回答した人の割合。

文化芸術を振興する取組の成果を表すものとして適当であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

県民が文化芸術に親しめる環境を充実することなどを通じて、3人に2人が満足していることを目指して、この目標値を設定。



古い納屋を改装したアートギャラリー



障害者アートフェスティバル

基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

## 2 スポーツの振興

担当部局・県民生活部 福祉部 都市整備部 教育局

### 施策内容

人々の健康・体力づくりへの意識が高まっている中、スポーツに気軽に親しむことができる環境を整えることが求められています。そのため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組める環境の整備を進めます。また、スポーツへの関心を高め、その振興を図るため、全国や世界で活躍できる人材の育成を支援します。

### 主な取組

- ▶ 誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の提供
- ▶ 埼玉スタジアム2002\*を利用したサッカー国際大会の誘致
- ▶ スポーツ・レクリエーションの場としての県営公園の整備
- ▶ 競技力の向上のための全国レベルの大会や国際大会で活躍するトップアスリートの育成
- ▶ 青少年の夢と国際性を育む埼玉国際ジュニアサッカー大会\*の開催



埼玉国際ジュニアサッカー大会



週に1回以上スポーツをする  
20歳以上の県民の割合

現状値 ■ 45.0%

目標値 ■ 60.0%

平成23年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

県政世論調査において、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動、スポーツ通勤\*などを含めて、スポーツを週に1回以上行っていると回答した人の割合。

スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

国は平成22年8月に、今後おおむね10年間での実現を目指したスポーツ立国戦略を策定し、週1回以上のスポーツ実施率を65%とすることを目標としている。これを踏まえ本県では平成28年度における割合を60%とすることを目標として、この目標値を設定。



スポーツに親しむ県民



基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

## 3 魅力ある観光の推進

担当部局・県民生活部 産業労働部 農林部 県土整備部 都市整備部

### 施策内容

本県は首都圏という巨大マーケットに位置し、発達した交通網など立地的に恵まれており、近距離で気軽に旅行できる観光のポテンシャルを有しています。多彩で個性豊かな県内各地域の観光資源を活用し、従来型の観光の枠を超えた本県独自の観光立県を目指します。国、自治体や民間事業者などと連携し、外国人を含めた観光客の誘致を進めます。また、県産品の魅力アップや需要開拓・販路拡大などを支援します。

### 主な取組

- ▶ グルメ・アニメ・歴史・産業などの地域資源を活用した多彩な体験型観光づくり
- ▶ 観光振興を担う人材育成やおもてなし力\*の向上
- ▶ 外国人観光客の来訪促進や受入体制の充実
- ▶ 多様な機関・団体と連携した観光客の誘致や回遊の促進
- ▶ 県産品のブランド化や販売促進
- ▶ 公園などの観光拠点の整備や土木構造物の観光資源化
- ▶ 旧街道や城下町などの歴史的景観資源\*を活用した新たな魅力発信
- ▶ 観光地を結ぶ道路の整備
- ▶ 戦略的な広報による埼玉の魅力発信
- ▶ 農産物の加工体験施設や観光農園のPRなどグリーンツーリズム\*の支援



埼玉B級ご当地グルメ王決定戦



ほじさい 土師祭に登場した「らき☆すた神輿」

## 年間の観光客の増加数

目標値 ■ 250万人

平成23年 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年

## 定義・選定理由

平成23年1月から調査を開始した、国の観光入込客統計による県内への観光入込客数に、祭りなどのイベント来場者の人数を加えた年間の観光客の増加数。

同統計を参考に試算した平成22年の年間観光客数は6,800万人。

県内観光の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

人口の伸び率の鈍化や、国内旅行の回数が漸減傾向にある中、地域資源の活用など、観光施策を充実することで本県の年間観光客数を現状より250万人増加させることを目指して、この目標値を設定。



時の鐘(川崎市)



長瀬の景色



## 基本目標

## 2

# 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

## 目指す姿

ブロードバンド\*や携帯端末の普及などを背景にIT\*の活用がさらに進み、県民生活の利便性が飛躍的に向上しています。また、情報セキュリティ\*の問題や違法・有害情報への対策が強化され、誰もが安心してITを利用しています。

鉄道やバスなどの公共交通機関は、輸送力や利便性が向上するとともに、誰もが利用しやすく快適で円滑に移動できる交通体系が整備されています。

都市部ではまちの活力や魅力を高める都市基盤や住環境の整備が進むとともに、農山村では豊かな自然の中で快適にすごせる生活環境基盤が整備されるなど、個性と魅力、ゆとりと安らぎがあふれる空間が県内各地に広がっています。

基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

# 1 ITを活用した県民生活の利便性の向上

担当部局・企画財政部 総務部 県民生活部 危機管理防災部 保健医療部 警察本部

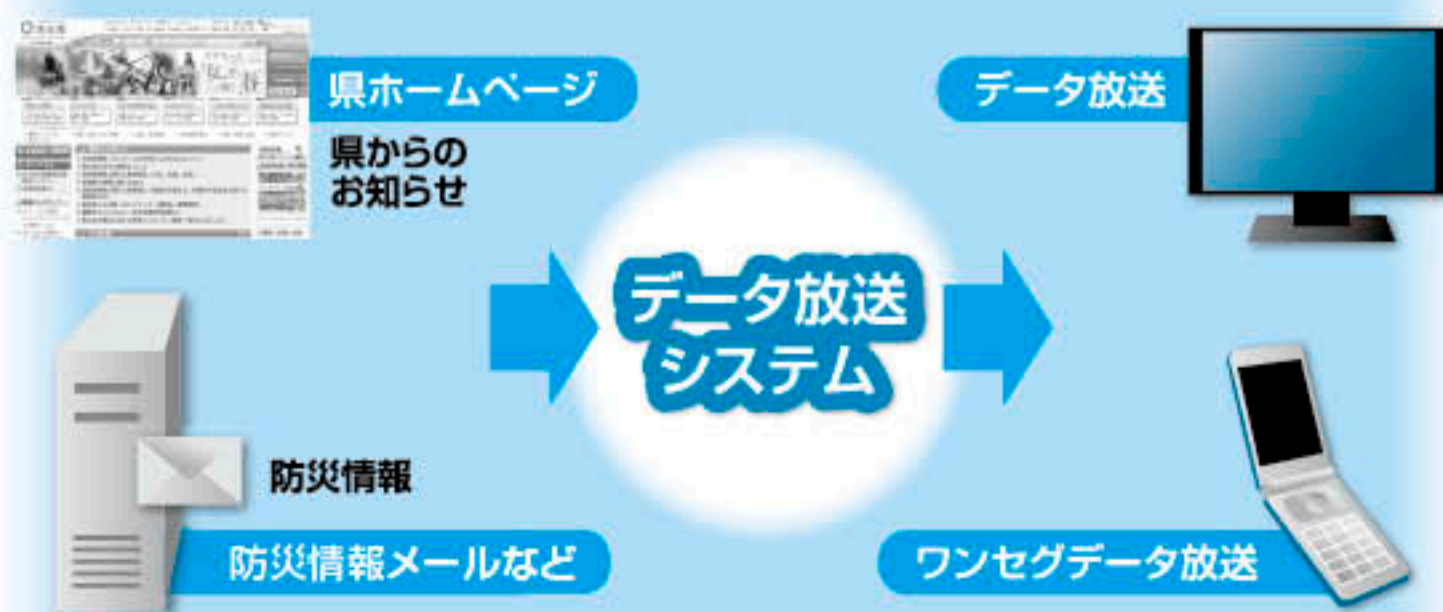
## 施策内容

めざましいスピードで普及するIT\*は、今や家庭生活や企業活動に欠かせないものとなっており、社会インフラとして大きな役割を担っています。その一方で、コンピューターウイルスや不正アクセス、インターネット上の違法・有害情報、個人情報の流出などといった問題が増加しており、対策の強化が課題となっています。ITの徹底的な活用により生活に必要な情報の提供やサービスの利用機会を拡大するとともに、県民が安心してITを利用できるよう違法・有害情報への対策を強化します。また、シンクライアントシステム\*の拡充など県庁の情報セキュリティ\*対策を徹底します。

## 主な取組

- ▶ 市町村などとの連携による電子申請・届出サービスや電子入札などの拡充
- ▶ 県民の視点に立ったホームページの運営、携帯端末を活用した情報の発信
- ▶ テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供
- ▶ ITを活用した地域医療連携システム\*の構築
- ▶ インターネットによる犯罪情報の提供
- ▶ インターネット上の違法・有害情報への対策強化
- ▶ 情報漏えい防止のためのシンクライアントシステムの拡充

### テレビや携帯電話などによる様々な情報提供



施策指標

県及び市町村の  
電子申請・届出サービスの利用件数

現状値 ■ 111,881件

目標値 ■ 180,000件

平成22年度 >>>> 平成28年度

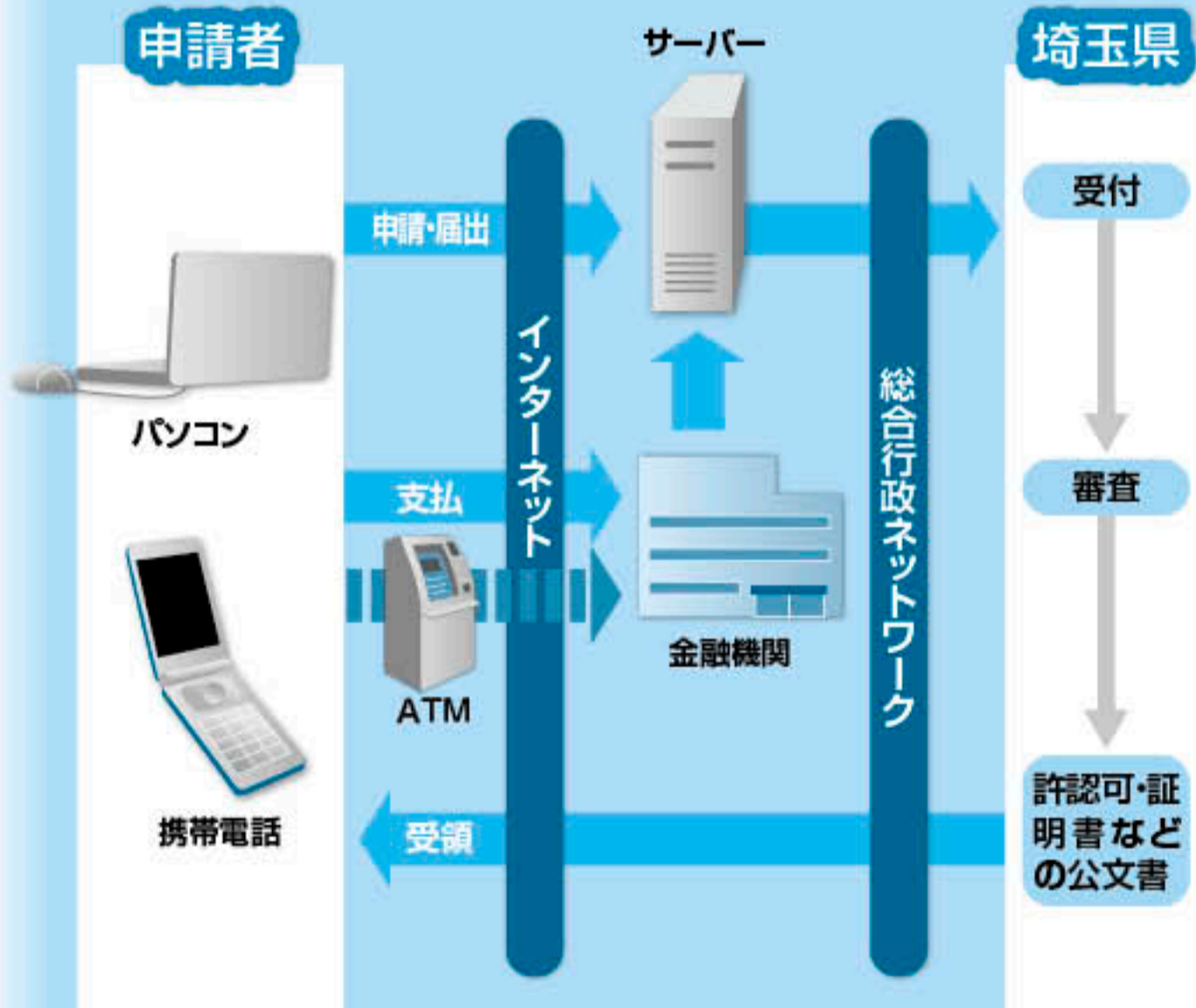
定義・選定理由

インターネットを利用して自宅や職場のパソコンから県や市町村への申請・届出などの手続きを行うことができるサービスの利用件数。  
ITを活用した県民生活の利便性の向上を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県及び市町村の共同により運営する電子申請・届出サービスの拡充を進めることにより、サービス利用件数を平成22年度から毎年度1万件以上増加させることを目指して、この目標値を設定。

埼玉県電子申請・届出サービスのイメージ



基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

## 2 便利な公共交通網の整備

担当部局・企画財政部

### 施策内容

鉄道やバスなどの公共交通機関は、県民の日常生活を支える移動手段であり、地域の経済を支える重要な交通基盤です。また、高齢化の進行や地球温暖化の問題などへの対応が迫られる中、公共交通の重要性はこれまで以上に高まっています。こうしたことから、輸送力の増強や利便性・安全性の向上を図り、県民誰もが快適で安心・安全に利用できる公共交通網の整備を進めます。また、関係自治体との連携により、地下鉄の延伸をはじめとする新線の検討を進めるとともに、地域鉄道\*・第3セクター鉄道\*の運営を支援します。

### 主な取組

- ▶ エレベーターの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援
- ▶ ノンステップバス\*の導入支援
- ▶ 地域鉄道の安全性向上を目指す設備整備への支援
- ▶ 第3セクター鉄道の経営の支援
- ▶ 生活交通を支える路線バスの維持・確保支援
- ▶ 地下鉄7号線の延伸など運輸政策審議会答申（平成12年1月）\*に位置付けられた新線などの検討

### 埼玉県関係の運輸政策審議会答申路線図（新線）



(注)①本図は、整備計画路線について、概ねのルートによりネットワークの概略を示したものである。  
②目標年次は2015年(平成27年)



エレベーターの設置などにより段差が解消された  
鉄道駅（1日平均利用者が3千人以上）の割合

現状値 ■ 89.1%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度末

## 定義・選定理由

エレベーター設置などにより、高齢者や障害者をはじめ誰もが駅入口からホームまで段差なく円滑に移動できる鉄道駅（1日平均利用者数が3千人以上）の割合。

鉄道は多くの人を利用する主要な公共交通機関であることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

国では、平成32年度までに原則として1日平均の利用者数が3千人以上である鉄道駅の段差解消を図ることとしている。本県においては、その目標を前倒し、平成28年度末までに100%とすることを目標として、この目標値を設定。



鉄道駅のバリアフリー化

基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

## 3 快適で魅力あふれるまちづくり

担当部局・企画財政部 県民生活部 県土整備部 都市整備部

### 施策内容

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県です。今後想定される人口減少社会を見据えると、さらに魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていくことが必要です。そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくり、住民主体の住環境の整備への支援などを進め、子育て世代や高齢者、障害者などすべての人にとって暮らしやすく魅力を実感できるまちづくりを推進します。

### 主な取組

- ▶ まちの価値を高める土地区画整理事業\*や市街地再開発事業\*の実施
- ▶ 電線類の地中化の推進
- ▶ バス停を核とした地域生活拠点や観光拠点の整備促進
- ▶ 地域の景観資源を生かした景観重要樹木\*の指定など景観形成の推進
- ▶ 共助による良好な住環境の整備と維持管理の支援
- ▶ 生活に潤いと安らぎを与える都市公園の整備
- ▶ 幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進
- ▶ ユニバーサルデザイン\*の推進
- ▶ 都市計画の見直しや計画的な土地利用の推進
- ▶ 米軍基地跡地の有効利用



住民による地域の美化活動



彩の森入間公園(入間市)

## 良好な都市基盤が整備された 住宅地や商業地の面積

現状値 ■ 18,230ha

目標値 ■ 19,500ha

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

### 定義・選定理由

土地区画整理事業や市街地再開発事業によって、道路などの公共施設が整備された住宅地や商業地の面積。

良好な都市基盤が整備されることにより、快適な住環境や利便性の向上が図られることから、この指標を選定。

### 目標値の根拠

各事業主体が平成28年度末までに予定している住宅地や商業地の整備を着実に推進することを目指して、この目標値を設定。



土地区画整理事業によるまちづくり  
(越谷レイクタウン地区)



基本目標2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

## 4 魅力ある農山村づくりと多面的機能の活用

担当部局・農林部

### 施策内容

美しく魅力ある農山村は、そこに暮らす人々が農林業を健全に営むことで形成されてきました。この営みに資するとともに、農山村の快適な生活環境を確保するため、農業集落排水\*などの整備の支援や、深刻化する鳥獣被害への対策などを進めます。また、農林業や農山村は、県土の保全や水源のかん養\*、美しい景観の形成などの多面的機能を有しています。こうした機能について、多様な体験交流活動の場づくりなどを通じて広く県民の理解を促進し、県民生活の中で積極的に活用されるよう取り組みます。

### 主な取組

- ▶ 農業集落排水の整備支援などによる快適で美しい農山村環境の確保
- ▶ 地域ぐるみの総合的な鳥獣被害対策の推進
- ▶ 中山間地域\*における集落協定\*に基づく農業生産活動の支援
- ▶ 農山村に豊富に存在するバイオマス\*などの有効利用の促進
- ▶ 農林業・農山村の多面的機能についての県民理解の促進
- ▶ 大学などの教育機関や企業、NPOなどとの連携・協働による都市と農山村の交流
- ▶ 学校ファーム\*の設置や市民農園の利用促進など体験・学習機会の充実
- ▶ 動植物に親しめる豊かな水辺環境の整備・活用の促進



農山村交流  
(左:田植え体験 右:魚の放流)



施策指標

市民農園の利用世帯数

現状値 ■ 11,500世帯

目標値 ■ 17,000世帯

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく市民農園の利用世帯数。  
農村の多面的な機能を活用する取組であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

市民農園の開設促進を通じて市民農園の利用世帯数を平成22年度末から約1.5倍とすることを目標として、この目標値を設定。



県民生活に身近な市民農園



水に親しめるように整備された農業用水路



基本目標

3

## 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

目指す姿

NPOや地域団体などの多様な主体が連携・協働して地域で支え合う共助の社会が実現し、地域に活気があふれています。外国人が地域活動に積極的に参加し、国際交流や国際理解が進んでいます。

また、人権問題に対する県民の理解と認識が深まり、男性も女性も、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会が実現しています。

県民一人一人が自信と誇りを持ち、自分たちの手で自立した地域をつくる自立自尊の社会が築かれています。

基本目標 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

# 1 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成

担当部局・県民生活部 環境部 県土整備部

## 施策内容

県内のNPO法人は年々増加し、その活動は、介護や子育て、環境保全、まちづくりなど多岐にわたっています。一方、行政だけでは対応できない複雑・困難なニーズも増えてきており、県民、NPO、事業者など地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する共助の取組が求められています。そこで、地域支え合いの仕組み\*の拡大やNPOの支援などにより共助社会の実現を目指し、活気のある地域づくりを進めます。

## 主な取組

- ▶▶ NPO法人の設立の促進
- ▶▶ 認定NPO法人\*の取得の促進
- ▶▶ NPO基金\*による中核的NPO\*の支援
- ▶▶ 企業、大学など他主体とNPOとの連携の促進
- ▶▶ 多様な主体による地域課題解決の取組の促進
- ▶▶ コミュニティ活動の促進
- ▶▶ 地域支え合いの仕組みの普及・拡大
- ▶▶ 彩の国ロードサポート制度\*の推進
- ▶▶ 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

### 中核的NPOによる地域の共助社会づくり





施策指標

地域支え合いの仕組み実施市町村数

現状値 ■ 25市町村

目標値 ■ 全市町村

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

地域支え合いの仕組みを実施している市町村数。  
共助社会を実現する取組の成果であることから、この指標を選定。

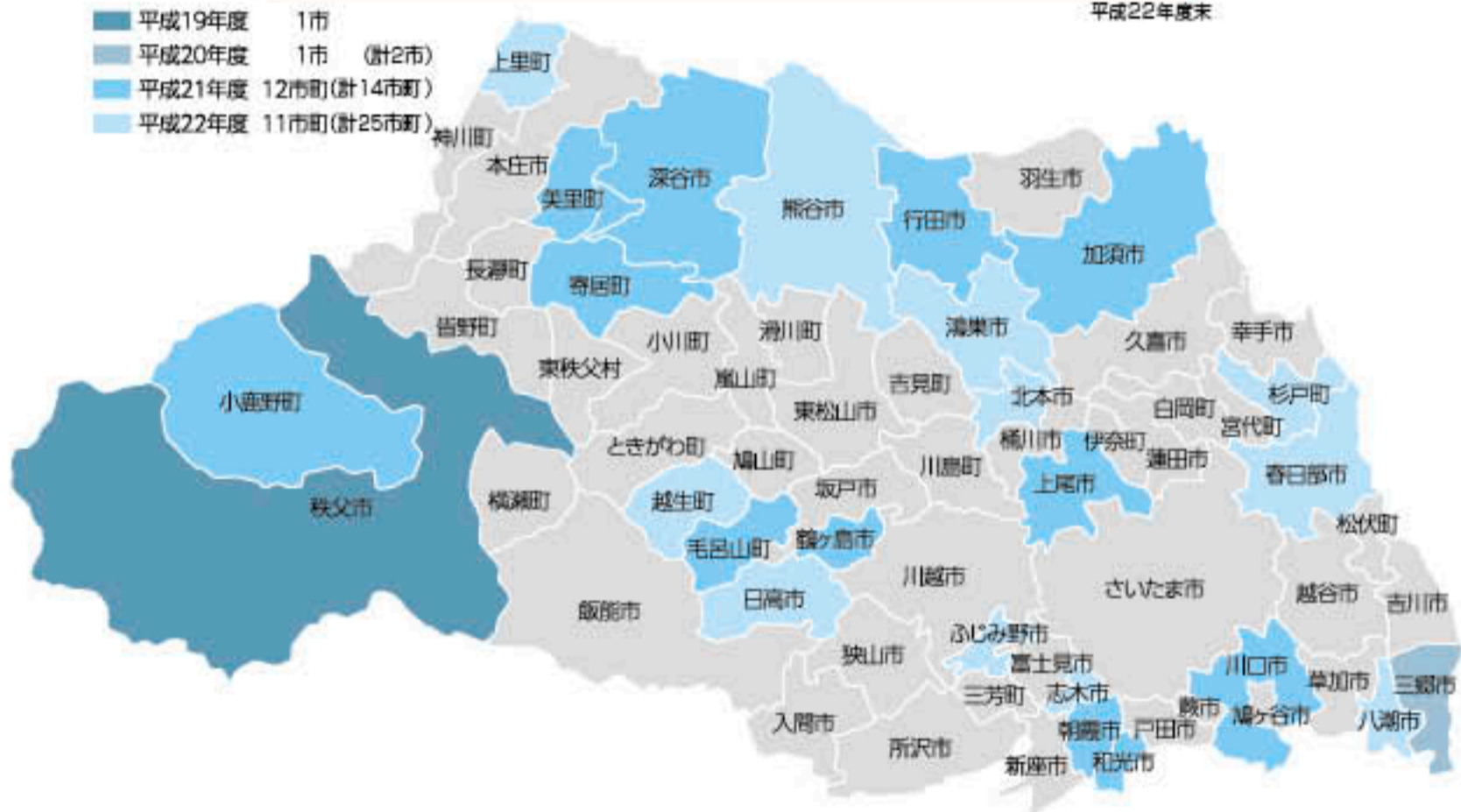
目標値の根拠

共助社会を実現するため、地域支え合いの仕組みが全市町村で実施されていることを目指して、この目標値を設定。

地域支え合いの仕組み実施状況

平成22年度末

- 平成19年度 1市
- 平成20年度 1市 (計2市)
- 平成21年度 12市町(計14市町)
- 平成22年度 11市町(計25市町)



18市 熊谷市、川口市、行田市、秩父市、加須市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、北本市、三郷市、八潮市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市

7町 毛呂山町、越生町、小蓮野町、美里町、上里町、寄居町、杉戸町

25市町

川口市と鳩ヶ谷市は平成23年10月11日に合併。

基本目標 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

## 2 多文化共生と国際交流・協力の推進

担当部局・総務部 県民生活部 環境部 産業労働部 教育局

### 施策内容

外国人住民の増加傾向が続く中、互いの文化的な違いを認め合い、それぞれの能力を発揮しながら共に生きる多文化共生社会の形成が求められています。そこで、外国人が自立して生活するための支援や環境の整備、地域活動への参加促進などに取り組みます。また、姉妹友好州省\*などと交流・協力を行うとともに、グローバル化する世界の中で本県の成長・発展につながる戦略的な国際交流を推進します。そこで、本県と世界の懸け橋となって活躍できる人材の育成・活用などを進めます。

### 主な取組

- ▶ 多言語による生活に必要な情報提供や相談体制の充実
- ▶ 外国人住民の地域活動への参加促進
- ▶ 姉妹友好州省などとの国際交流・協力
- ▶ 外国人児童・生徒の日本語学習や就学に対する支援
- ▶ 外国人留学生に対する就職支援
- ▶ 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援
- ▶ 外国人留学生や日本人留学経験者などによるグローバル人材埼玉ネットワーク\*の構築
- ▶ 海外研究機関との交流活動
- ▶ 埼玉国際ジュニアサッカー大会\*や国際Dシネマ映画祭\*など国際的なイベントの充実



姉妹友好州省の高校生との交流

施策指標

外国人の支援を行うボランティアの登録者数

現状値 ■ 4,697人

目標値 ■ 6,700人

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

県内の市町村における外国人の支援を行うボランティアの登録者数。

県民がボランティアとして外国人を支援することは、地域における多文化共生を推進する大きな原動力となることから、この指標を選定。

目標値の根拠

外国人の支援を行うボランティアの登録者数を、平成22年度末から約2,000人増加させることを目指して、この目標値を設定。



外国人住民と外国人支援ボランティアによる地域活動



多言語による情報の提供

基本目標 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

## 3 人権の尊重

担当部局・県民生活部 福祉部 教育局 警察本部

### 施策内容

女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やドメスティック・バイオレンス\*、ストーカーなどの人権侵害事件が起こっており、最近ではインターネットを利用した他人への<sup>ひぼう</sup>誹謗や中傷も問題となっています。こうしたことから、すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けて、人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、人権教育や啓発などを進めるとともに、相談体制を整備します。

### 主な取組

- ▶▶ 人権尊重社会をめざす県民運動の実施
- ▶▶ 配偶者などからの暴力防止対策の推進
- ▶▶ 子どもの権利救済・相談体制の整備と子どもの人権\*に関する普及・啓発
- ▶▶ 高齢者・障害者などの権利擁護、虐待への対応
- ▶▶ 学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施
- ▶▶ 同和問題解決のための教育・啓発活動の実施



企業などでの人権研修

## 人権啓発事業への参加者数

現状値 ■ 18,509人

目標値 ■ 21,000人

平成22年度 &gt;&gt;&gt;&gt; 平成28年度

## 定義・選定理由

人権尊重社会をめざす県民運動における各種事業や市町村・企業への講師派遣研修会などへの参加者数。

人権啓発事業への参加者数を増加させることにより、より多くの人の人権意識を高められることから、この指標を選定。

## 目標値の根拠

人権啓発事業への参加者数を、平成22年度から約2,500人増加させることを目指して、この目標値を設定。



人権啓発イベント(ヒューマンフェスタ)



# 参考資料

財政収支見通し

指標一覧

「埼玉県5か年計画」策定の経緯

用語の解説

# 財政収支見通し

計画の策定に当たり、計画期間中の財政収支見通しを計算しました。

今後、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費\*を中心とした歳出の増加が見込まれます。厳しい財政状況にあることを踏まえ、今後とも事業の重点化や効率化を進め、歳出を削減していきます。

また、県内経済の活性化や雇用の創出に努め、中長期的な歳入の確保に努めるとともに、財政調整のための基金などを適切に活用していきます。

現在、県では「行財政改革プログラム（計画期間：平成23年度（2011年度）～平成25年度（2013年度）」に基づき歳出改革や歳入確保などに取り組んでいます。平成26年度（2014年度）以降についても、さらなる行財政改革に取り組み、「埼玉県5か年計画」を着実に実行していきます。

■財政収支試算表

（単位：億円）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	歳入	16,120	16,490	16,450	16,630	16,680
	県税等	8,330	8,520	8,620	8,790	8,980
	地方交付税等	2,080	2,300	2,420	2,530	2,630
	県債	3,020	2,960	2,770	2,700	2,470
	うち臨時財政対策債	1,900	1,880	1,890	1,870	1,850
	その他歳入	2,690	2,710	2,640	2,610	2,600
歳出	歳出	17,020	17,260	17,360	17,440	17,510
	人件費	6,570	6,500	6,470	6,380	6,290
	公債費	2,470	2,650	2,990	3,120	3,200
	扶助費	800	830	880	920	980
	県税交付金等	1,600	1,630	1,650	1,680	1,710
	投資的経費	1,530	1,550	1,220	1,120	1,030
その他歳出	4,050	4,100	4,150	4,220	4,300	
差引	▲ 900	▲ 770	▲ 910	▲ 810	▲ 830	

※平成23年8月時点の試算です。

## 試算の前提

- **県税等**  
「経済財政の中長期試算（慎重シナリオ）」（平成23年8月12日閣議決定）の名目経済成長率を参考に推計しました。
- **地方交付税等**  
地方自治体の必要な財源を保障し、併せて地方自治体間の財源格差を調整するために国から交付されます。「中期財政フレーム」（平成23年8月12日閣議決定）などを参考に推計しました。
- **県債**  
県の長期借入金です。臨時財政対策債は「中期財政フレーム」（平成23年8月12日閣議決定）などを参考に、その他の県債は歳出見通しに連動して発行するものとししました。
- **公債費**  
県債の元利償還金や一時借入金の利子です。過去に発行した県債の償還見込額に、今後の県債発行見込額を考慮して推計しました。
- **県税交付金**  
県税の一部を財源とする市町村に対する交付金です。県税収入に合わせて推計しました。
- **その他歳出**  
社会保障関係経費の所要額などを考慮して推計しました。



# 指標一覧

継続：前計画の指標を継続して設定した指標。  
 修正：前計画の指標を見直して設定した指標。  
 新規：今回新たに設定した指標。

頁	継続 修正 新規	指標名	現状値	目標値
93	継続	保育サービスを利用可能な児童数	97,473人 (22年度末)	113,000人 (28年度末)
	新規	保育所待機児童数 <small>県議会による追加指標</small>	1,186人 (23年4月1日)	550人 (29年4月1日)
95	新規	児童虐待相談のうち助言・指導により解決した割合	60% (22年度)	70% (28年度)
99	新規	24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	0市町村 (22年度末)	全市町村 (28年度末)
101	新規	介護人材の育成人数	2,075人 (22年度)	3,400人 (28年度)
105	継続	健康寿命 男性 女性	16.6年 19.5年 (21年)	17.3年 20.0年 (28年)
	新規	<small>【参考指標】</small> がん検診受診率 胃がん男性 胃がん女性 肺がん男性 肺がん女性 大腸がん男性 大腸がん女性 子宮がん 乳がん <small>県議会による追加指標</small>	33.1% 24.8% 25.1% 20.9% 29.8% 24.1% 22.3% 22.9% (22年)	50.0% 50.0% 50.0% 50.0% 50.0% 50.0% 50.0% (28年)
107	新規	夜間や休日も小児救急患者に対応できる二次救急医療圏*の割合	57% (22年度)	100% (28年度)
109	新規	臨床研修医*の採用実績 <small>【累計】</small>	1,500人 (24年度～28年度)	
	新規	<small>【参考指標】</small> 医師数(人口10万人当たり) <small>県議会による追加指標</small>	142.6人(全国最下位) (22年)	全国最下位脱出 (28年)
111	新規	県立病院の病床利用率	79% (22年度)	82% (28年度)

## 【参考指標】

毎年度数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したものを。

頁	継続 修正 新規	指標名	現状値	目標値
113	新規	献血者数	251,361人 (22年度)	270,000人 (28年度)
117	継続	犯罪発生件数*(人口千人当たり)	14.8件 (22年)	12.8件 (28年)
119	継続	交通事故死者数	198人 (22年)	120人 (28年)
121	新規	1年以内に消費者被害の経験があると回答した県民の割合	1.45% (23年度)	1.16% (28年度)
123	修正	彩の国ハサップガイドラインリーダー*の養成者数 <b>累計</b>	16,000人 (24年度~28年度)	
125	新規	安定水利権の割合	71% (22年度)	100% (28年度)
127	新規	子育てを支援する住宅の認定戸数 <b>累計</b>	5,000戸 (24年度~28年度)	
131	修正	自主防災組織*のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合	40% (22年度末)	100% (28年度末)
133	継続	防災拠点となる公共施設の耐震化率	76.1% (22年度末)	100% (27年度末)
135	継続	氾濫しない河川の延長割合	59.1% (22年度末)	63.0% (28年度末)
	新規	内水ハザードマップ*作成市町村数 <b>県議会による追加指標</b>	7市 (23年度)	36市町(対象全市町) (28年度)
141	修正	「教育に関する3つの達成目標*」における基礎学力定着度		
		・小学校3年生	94.1%	95.0%
		・小学校6年生	95.0%	95.0%
		・中学校3年生	92.4%	95.0%
			(22年度)	(28年度)
143	継続	児童・生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数		
		・小学校(72項目中)	62項目	72項目
		・中学校(36項目中)	31項目	36項目
			(22年度)	(28年度)
	継続	不登校(年間30日以上)児童・生徒数		
		・小学校	1,014人	950人以下
		・中学校	5,031人	4,500人以下
			(22年度)	(28年度)

頁	継続 修正 新規	指標名	現状値	目標値
143	継続	公立高校1年生の中途退学率及び 中途退学者数	率 3.4% 数 1,261人 (22年度)	率 2.7% 数 1,000人以下 (28年度)
145	修正	体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の 児童・生徒の割合		
		・小学校	79.3%	80.0%
		・中学校	83.9%	85.0%
		・全日制高校	87.4% (23年度)	90.0% (28年度)
147	修正	大学や研究機関などと連携した講義や授業を 教育活動に取り入れている県立高校の割合	71.5% (22年度)	100% (28年度)
149	新規	私立高校校舎の耐震化率	76.6% (22年度末)	100% (28年度末)
151	修正	小・中学校における学校応援団*の 年間活動回数	175回 (22年度)	210回 (28年度)
153	新規	特別支援学校*高等部で一般就労*を希望する 生徒のうち、実現した割合	70% (22年度)	90% (28年度)
157	新規	就業率	58.7% (22年)	60.0% (28年)
159	継続	審議会などにおける女性委員の割合	35.7% (22年度)	40.0%以上 (28年度)
	修正	<b>参考指標</b> 女性(30~39歳)の就業率	56.1% (17年)	63.8% (27年)
161	新規	「住まいの場*」の利用定員数	2,305人 (22年度末)	3,800人 (28年度末)
163	継続	民間企業の障害者雇用率	1.51% (23年)	1.85% (28年)
169	継続	県の支援による創業件数 <b>累計</b>	1,000件 (24年度~28年度)	
171	新規	県内の中小企業(製造業)が生み出す 付加価値額*	2.9兆円 (22年)	3.1兆円 (28年)
173	継続	新規の企業立地件数 <b>累計</b>	250件 (24年度~28年度)	

頁	継続 修正 新規	指標名	現状値	目標値
175	新規	サービス分野に関する経営革新計画を策定した中小企業の数 <b>累計</b>	1,022社 (22年度末)	3,000社 (28年度末)
177	新規	社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合	3.0% (22年度)	10.0% (28年度)
181	継続	農業法人*数 <b>累計</b>	452法人 (22年度末)	900法人 (28年度末)
	修正	県産農産物及びその加工品の輸出品目数 <b>累計</b>	18品目 (22年度末)	30品目 (28年度末)
183	継続	県産木材の供給量	75,000m <sup>3</sup> (22年度)	111,000m <sup>3</sup> (28年度)
187	修正	インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合	62.3% (22年度末)	70.0% (28年度末)
189	修正	新たに整備された産業基盤の面積	280ha (24年度～28年度)	
195	修正	身近な緑の創出面積 <b>累計</b>	576ha (22年度末)	1,060ha (28年度末)
197	修正	森林の整備・保全面積 <b>累計</b>	14,000ha (24年度～28年度) (うち彩の国みどりの基金*による森林の整備・保全面積 3,500ha)	
199	新規	県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km (22年度末)	550km (28年度末)
	修正	アユが棲める水質の河川の割合	77% (22年度)	90% (28年度)
	新規	全国水質ワースト5河川 (国土交通省直轄管理区間) <b>県議会による追加指標</b>	綾瀬川・中川 (22年度)	該当河川なし (28年度)
201	新規	希少野生動植物種の保護など生物多様性*保全活動に取り組む団体数	38団体 (22年度末)	200団体 (28年度末)
	新規	収容動物の致死処分数 <b>県議会による追加指標</b>	5,018頭・匹 (22年度)	1,000頭・匹未満 (28年度)
205	新規	産業・業務部門における温室効果ガス*の排出削減量	155万t (21年度)	250万t (28年度)

頁	継続 修正 新規	指標名	現状値	目標値
207	新規	次世代自動車*の普及割合	3.2% (22年度)	13.0% (28年度)
209	新規	住宅用太陽光発電設備の設置数 <b>累計</b>	41,637基 (22年度末)	140,000基 (28年度末)
213	修正	光化学スモッグ*などの原因となる揮発性有機化合物の排出量	41,618t (21年度)	33,000t (28年度)
215	修正	廃棄物の最終処分量(率) ・一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量 ・産業廃棄物の最終処分量	61g/人・日 1.6% (21年度)	54g/人・日 1.3% (28年度)
221	修正	文化芸術環境に満足している20歳以上の 県民の割合	43.7% (23年度)	67.0% (28年度)
223	継続	週に1回以上スポーツをする20歳以上の 県民の割合	45.0% (23年度)	60.0% (28年度)
225	修正	年間の観光客の増加数	250万人 (23年~28年)	
229	修正	県及び市町村の電子申請・届出サービスの 利用件数	111,881件 (22年度)	180,000件 (28年度)
231	修正	エレベーターの設置などにより段差が解消さ れた鉄道駅(1日平均利用者が3千人以上)の 割合	89.1% (22年度末)	100% (28年度末)
233	修正	良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地 の面積	18,230ha (22年度末)	19,500ha (28年度末)
235	新規	市民農園の利用世帯数	11,500世帯 (22年度末)	17,000世帯 (28年度末)
239	新規	地域支え合いの仕組み*実施市町村数	25市町村 (22年度末)	全市町村 (28年度末)
241	新規	外国人の支援を行うボランティアの登録者数	4,697人 (22年度末)	6,700人 (28年度末)
243	新規	人権啓発事業への参加者数	18,509人 (22年度)	21,000人 (28年度)

# 「埼玉県5か年計画」策定の経緯

## 1 計画策定に係る調査

### (1) 政策形成基礎調査の実施

今後の本県を取り巻く社会経済情勢の変化や、県が対応すべき課題、政策の方向性を明らかにするため、平成22年度及び平成23年度に政策形成基礎調査の業務を委託し、将来人口フレームなどの推計を行った。

### (2) 県民満足度調査の実施

「ゆとりとチャンス埼玉プラン」に設定した97の数値目標(指標)の達成状況と県の取組に対する県民の評価を明らかにするため、県政サポーターや各分野の関係者へのアンケートを行った。

## 2 計画策定の流れ

年月日	項目
平成23年10月26日	「埼玉県5か年計画大綱－安心・成長・自立自尊の埼玉へ」を公表
平成23年11月2日～11月10日	新たな5か年計画大綱説明会(県民・市町村対象)を開催(熊谷市、春日部市、さいたま市、川越市)
平成23年11月1日～11月30日	県民コメントを実施
平成23年12月22日	県議会に議案提出(第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」)
平成24年3月26日	県議会において議案可決(修正可決)

## 3 県民・市町村からの意見・提言

### (1) 県民コメントの実施

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メールにより意見・提言を募集した。

募集期間 ● 平成23年11月1日～11月30日

意見・提言数 ● 43人、213件の意見・提言

### (2) 市町村からの意見

市町村からの意見を計画に反映させるため、説明会を開催し意見を募集した。

意見数 ● 26市町、57件の意見

## 4 県議会における審議

開催年月日	内容
平成23年12月14日	5か年計画特別委員会の設置・開催
平成23年12月20日	5か年計画特別委員会の開催 (審査事項) ・「県民要望を実現するための5か年計画重点政策」について
平成23年12月22日	第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」を県議会に提出 同議案の5か年計画特別委員会への付託及び継続審査の決定
平成24年1月12日	5か年計画特別委員会の開催 部局別審査(総論、企画財政部、総務部、県民生活部)
平成24年1月13日	5か年計画特別委員会の開催 部局別審査(県土整備部、都市整備部、下水道局、環境部、農林部)
平成24年1月17日	5か年計画特別委員会の開催 部局別審査(産業労働部、企業局、教育局)
平成24年1月18日	5か年計画特別委員会の開催 部局別審査(福祉部、保健医療部、病院局)
平成24年1月20日	5か年計画特別委員会の開催 部局別審査(警察本部、危機管理防災部、総括)
平成24年3月13日	5か年計画特別委員会の開催 ・第137号議案に対する修正動議の提出 ・第137号議案に対する修正案及び修正案を除く原案の採決
平成24年3月26日	県議会において第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」を可決(修正可決) ➡第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案 p.254

5 第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案

参考資料

「埼玉県5か年計画」策定の経緯

頁	施策名	項目	原案	修正案	修正理由
92~93	子育て支援の充実	主な取組	c 保育所・幼稚園の一体的整備・運営の支援 d 放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援 e 幼児教育相談などを実施する幼稚園や地域子育て支援センターなどへの支援 f 子育てしやすい住宅の普及促進や子育て支援コンビニの誘致 g 周産期医療体制や小児救急医療体制の強化 h 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児の医療費の助成 i 男女が共に働きやすい職場環境整備の支援や男性の育児参加の推進 j 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成	c 家庭的保育事業(保育ママ制度)の導入支援 d 保育所・幼稚園の一体的整備・運営の支援 e 放課後児童クラブや放課後子ども教室の支援 f 幼児教育相談などを実施する幼稚園や地域子育て支援センターなどへの支援 g 子育てしやすい住宅の普及促進や子育て支援コンビニの誘致 h 周産期医療体制や小児救急医療体制の強化 i 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児の医療費の助成 j 男女が共に働きやすい職場環境整備の支援や男性の育児参加の推進 k 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成	待機児童解消に向け、児童福祉法に家庭的保育事業が位置付けられたが、県内市町村においては導入が進んでいないため、導入促進を具体的に位置付けるべきである。
		指標		b 保育所待機児童数 現状値 1,186人⇒目標値 550人 (平成23年4月1日) (平成29年4月1日)	保育サービス利用可能児童数の増加により、待機児童をどれだけ減少させるのかについても併せて指標として示すべきである。
94	児童虐待防止対策の充実	施策内容	また、関係機関と連携して人材を育成し、虐待防止を推進します。	また、警察をはじめ関係機関と連携して虐待への対応を強化するとともに、人材を育成し、虐待防止を推進します。	虐待防止を推進するため、警察などの関係機関と連携し、虐待に対して厳正に対処していくことを明記すべきである。
98	高齢者が安心して暮らせる社会づくり	施策内容	また、在宅での生活が困難になった場合には、安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームなどの整備を引き続き行います。	また、在宅での生活が困難になった場合には、安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームなどの整備を引き続き行い、待機者数(老人福祉圏域ごと)の減少を目指します。	特別養護老人ホームなどの整備により、待機者数の減少を図ることを目標として明記すべきである。
104~105	生涯を通じた健康の確保	主な取組	c 高齢者の介護予防の支援 d がん対策の推進 e 自殺対策の推進	c 各市町村の要介護認定率減少に向けた高齢者の介護予防の支援 d 地域がん登録の推進などがん対策の推進 e うつ病対策の強化、多重債務相談窓口の設置推進、関係機関との連携協力体制の確立など自殺対策の推進	今後、高齢化が急速に進展する中で、介護予防の充実による要介護認定率の減少は重要な課題である。また、がんによる死亡者並びに自殺者の減少を図るため、がん対策、自殺対策の取組を明確に打ち出し、具体的に位置付けるべきである。
		指標		(工) 参考指標 a がん検診受診率 現状値 胃がん男性 33.1%⇒目標値 50.0% 胃がん女性 24.8% 50.0% 肺がん男性 25.1% 50.0% 肺がん女性 20.9% 50.0% 大腸がん男性 29.8% 50.0% 大腸がん女性 24.1% 50.0% 子宮がん 22.3% 50.0% 乳がん 22.9% 50.0% (平成22年) (平成28年)	がんによる死亡者数の減少を図るためには、がん検診の受診率向上が重要であり、指標として示すべきである。
108~109	医師・看護師確保対策の推進	主な取組	f 看護師の質的・量的な確保の推進 g 看護師の定着・執業の支援 h 離職した看護師の復職支援 i 救急・周産期・がんなど専門分野の看護師の養成・確保の推進 j 医療を支える専門的人材の育成	f 県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定 g 看護師の質的・量的な確保の推進 h 看護師の定着・執業の支援 i 離職した看護師の復職支援 j 救急・周産期・がんなど専門分野の看護師の養成・確保の推進 k 医療を支える専門的人材の育成	医療体制の充実、県民の強い要望であるが、小児救急医療をはじめ医師の確保は極めて困難な状況にある。医師の養成・確保を図るため、県立大学医学部の設置推進を明確に位置付けるべきである。
		指標		(工) 参考指標 a 医師数(人口10万人当たり) 現状値 142.6人(全国最下位)⇒目標値 全国最下位超過 (平成22年) (平成28年)	医師の確保・定着は医療体制の充実には不可欠であるが、本県の人口10万人当たり医師数は全国最下位であり、医師数の増加を指標として示すべきである。
130	危機管理・防災体制の強化	主な取組	b 消防の広域化の推進、消防救急無線の広域化・共同化の促進 c 危機管理防災センターを活用した防災・国民保護訓練の実施 d 学校における災害安全教育の実施 e 自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化 f 災害拠点病院の整備や埼玉DMATの編成による災害医療体制の整備 g テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供 h 災害時要援護者の支援体制の整備や避難者・帰宅困難者対策の強化 i 災害ボランティアの育成強化 j 災害対策資機材の確保など災害時即応力の強化	b 平常時には余暇活動の場、災害発生時には防災拠点となる防災空地の計画的な整備 c 防災空地の計画的な配置などの都市防災に資する計画の県・市町村連携による策定及び市町村策定の支援 d 消防の広域化の推進、消防救急無線の広域化・共同化の促進 e 危機管理防災センターを活用した防災・国民保護訓練の実施 f 学校における災害安全教育の実施 g 自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化 h 被災市町村への県・市町村職員派遣システムの構築 i 災害拠点病院の整備や埼玉DMATの編成による災害医療体制の整備 j テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供 k 災害時要援護者の支援体制の整備や避難者・帰宅困難者対策の強化 l 災害ボランティアの育成強化 m 災害対策資機材の確保など災害時即応力の強化 n 主要交差点における発着装置付き信号機の設置推進	首都圏直下型地震などに備え、人口が密集する地域への防災空地の計画的な整備などの対策を、具体的に記載すべきである。
134~135	治水・治山対策の推進	主な取組	e 土砂災害警戒区域の指定 f 土砂災害防止施設の整備 g 治山施設・保安林の整備 h 排水機場のアセットマネジメントなどによる施設の適正な維持管理	e グリラ豪雨対策の推進 f 土砂災害警戒区域の指定 g 土砂災害防止施設の整備 h 治山施設・保安林の整備 i 排水機場のアセットマネジメントなどによる施設の適正な維持管理	近年局地的な豪雨いわゆるゲリラ豪雨が多発しており、その対策を早急に講じる必要があるため、ゲリラ豪雨対策の推進を明確に位置付けるべきである。
		指標		b 内水ハザードマップ作成市町村数 現状値 7市⇒目標値 36市町(対象全市町) (平成23年度) (平成28年度)	ゲリラ豪雨対策を推進していく上では、内水ハザードマップを作成することが重要であり、指標として示すべきである。



頁	施策名	項目	原案	修正案	修正理由
140	確かな学力と自立する力の育成	主な取組	c 次世代のリーダーとして社会で活躍できる力を育むプログラムの実施 d 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 e 幼児教育と小学校教育との円滑な接続 f 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援 g 科学技術教育の推進や情報活用能力の育成 h 発達の段階に応じたキャリア教育の推進 i 伝統と文化を尊重する教育の推進 j 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援	c 小・中学校各学年における全県一斉学力テストの実施 d 次世代のリーダーとして社会で活躍できる力を育むプログラムの実施 e 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 f 幼児教育と小学校教育との円滑な接続 g 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援 h 科学技術教育の推進や情報活用能力の育成 i 発達の段階に応じたキャリア教育の推進 j 伝統と文化を尊重する教育の推進 k 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援	グローバル化が進む社会を生き抜く人材の育成を図るためには、学力の徹底的な向上が必要であり、その習熟度の測定は不可欠である。 このため、小・中学校各学年における全県一斉学力テストを実施すべきである。
144	子どもたちの健やかな体の育成	主な取組	c 健やかな体を育むための学校体育の充実 d 学校保健の充実 e 運動部活動の充実 f 性に関する指導や薬物乱用防止に関する指導	c 学校給食における地産地消割合の向上 d 健やかな体を育むための学校体育の充実 e 学校保健の充実 f 運動部活動の充実 g 性に関する指導や薬物乱用防止に関する指導	県産農産物の地産地消を推進するとともに食育の推進を図るため、学校給食における地産地消割合の向上を具体的に記載すべきである。
156	就業支援と雇用の拡大	主な取組	f 発達の段階に応じたキャリア教育の推進 g 専門高校における産業教育の充実 h 短時間勤務制度をはじめとする多様な働き方の定着促進	f 生活保護受給者の無料低額宿泊所滞在期間の短期化促進 g 発達の段階に応じたキャリア教育の推進 h 専門高校における産業教育の充実 i 短時間勤務制度をはじめとする多様な働き方の定着促進	生活保護受給者の早期自立を図るため、無料低額宿泊所における滞在期間の短期化についても具体的に記載すべきである。
158	女性のチャレンジ支援と男女共同参画の推進	主な取組	c 男女共同参画推進センターにおける情報提供や相談などの実施 d 子育て期における多様な働き方の定着促進 e 男女共同参画の視点に立った教育の充実	c 県職員の女性管理職登用率向上の率先的推進 d 男女共同参画推進センターにおける情報提供や相談などの実施 e 子育て期における多様な働き方の定着促進 f 男女共同参画の視点に立った教育の充実	男女共同参画の推進、女性の就業環境の向上を図るため、県が率先して女性管理職の登用率向上を推進すべきである。
160	障害者の自立・生活支援	主な取組	g 障害児(者)支援施設の整備支援 h 精神科救急医療体制の強化 i 重度心身障害者の医療費の助成 j 高次脳機能障害への支援など総合リハビリテーションセンターの機能の充実	g 発達障害児の早期発見・早期療育体制の確立 h 子どもの発達段階に応じた子育てに係る親への総合的支援 i 障害児(者)支援施設の整備支援 j 精神科救急医療体制の強化 k 重度心身障害者の医療費の助成 l 高次脳機能障害への支援など総合リハビリテーションセンターの機能の充実	発達障害児が増加する中、きめ細かく総合的な支援体制づくりが急務であり、発達障害児の早期発見・早期療育体制の確立、親への総合的支援などについても具体的に記載すべきである。
168	がんばる中小企業の支援	主な取組	c 産学官連携や知的財産活用による新製品・新技術の開発支援 d 創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施 e 成長が期待される埼玉発ベンチャー企業の育成 f 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援 g 海外の支援拠点による現地でのビジネス支援 h 公共事業における県産品の利用促進	c 産学官連携や知的財産活用による新製品・新技術の開発支援 d 経営・技術強化のための専門家派遣事業の充実強化 e 産学官連携や知的財産活用による新製品・新技術の開発支援 f 創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施 g 成長が期待される埼玉発ベンチャー企業の育成 h 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援 i 海外の支援拠点による現地でのビジネス支援 j 公共事業における県産品の利用促進	中小企業の支援においては、商工会議所・商工会など地域の商工団体が実施する事業への支援拡充、専門家派遣事業の充実強化なども重要であり、具体的に記載すべきである。
174	サービス産業の振興	主な取組	b サービス産業を担う人材の育成	b サービス産業を担う人材(特に若手経営者)の育成	商店街の振興などサービス産業による経済活性化を図るためには、地域の中核を担う若手経営者の育成が重要であり、具体的に記載すべきである。
180	収益力ある農業の確立	主な取組	j 農業の6次産業化や農商工連携の促進	j 米粉の調理方法などの県民への発信、学校給食パンなどの原料としての利用などによる利用促進 k 飼料用米の県内流通の確立 l 農業の6次産業化や農商工連携の促進	減反・生産調整に対応した水田の維持・有効利用のための米粉用米や飼料用米の作付について、その維持・拡大を図るため、米粉の利用拡大、飼料用米の県内流通の確立についても、具体的に記載すべきである。
188	埼玉の成長を支えるまちづくり	主な取組	a 駅前顔をつくる市街地開発事業の促進 b 子育て世代を支援する市街地再開発事業などの促進 c 地域の新たな拠点となる土地区画整理事業の推進 d 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 e 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進 f 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)の整備 g 本庄地方拠点都市地域の整備支援 h 北部地域振興交流拠点の検討・推進	a 駅前顔やにぎわいのあるまちをつくる地域の実情に応じた市街地開発事業の促進 b 子育て世代を支援する市街地再開発事業などの促進 c 市街地再開発事業における地域子育て支援センター、行政センター、駐車場・駐輪場などの公共・公益施設の整備促進 d 地域の新たな拠点となる土地区画整理事業の推進 e まちづくり協議会やNPOの活動などに対する支援の拡充 f 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 g 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進 h 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)の整備 i 本庄地方拠点都市地域の整備支援 j 北部地域振興交流拠点の検討・推進	地域住民が中心となって、地域の実情に応じたにぎわいのあるまちづくりを推進するため、まちづくり協議会などの活動などに対する支援の拡充、市街地再開発事業における行政センターなどの公共・公益施設の整備促進などについても具体的に記載すべきである。
199	川の再生	指標		c 全国水質ワースト5河川(国土交通省流域管理区間)現状値 綾瀬川・中川⇒目標値 該当河川なし(平成22年度) (平成28年度)	川の国埼玉として更なるイメージアップを図るため、全国水質ワースト5河川からの脱却を指標として示すべきである。
201	生物多様性保全の推進	指標		b 収容動物の致死処分数現状値 5,018頭・匹⇒目標値 1,000頭・匹未満(平成22年度) (平成28年度)	動物と共生する社会の推進に当たっては、収容動物の致死処分数の減少は重要な課題であり、致死処分数の減少を指標として示すべきである。

# 用語の解説

冊子中、\*を付した用語の解説をしています。

行	頁	用語	説明
あ	146	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が平成16年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。
	22・120 227・228	IT	Information Technology (情報技術) の略。コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。→ICT
	134・186	アセットマネジメント	道路、河川などの社会資本を資産として捉え、管理する施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、施設を計画的かつ効率的に維持管理・更新するという考え方。
	201	生き物モニタリング調査	県内の生物多様性の変化を把握するために、環境や生き物に関する情報を長期にわたり収集する調査。長期にわたる調査を継続するためには、専門家の指導を受けた、各種団体、NPO法人、学校、ボランティアなどの参加が必要とされる。
	212	石棉	繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管や自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在では使用が原則として禁止されている。
	153・249	一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことをいう。一方、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで就労することを福祉的就労という。
	112	違法ドラッグ	麻薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、観賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。
	58・156 176	インターンシップ	職業意識を醸成し、適切な職業選択を促進するために、企業などで実習・研修的な就業体験をする制度。
	230	運輸政策審議会答申(平成12年1月)	旧運輸大臣の諮問に応じ運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の調査審議などを所掌していた運輸政策審議会が、平成12年(2000年)1月27日に行った答申。東京圏において平成27年(2015年)を目標年次とする鉄道整備計画を策定しており、その中で地下鉄7号線の延伸(浦和美園～岩槻～蓮田)、地下鉄8号線の延伸(豊洲～住吉・押上～亀有～野田市)、地下鉄12号線の延伸(大泉学園町～武蔵野線方面)などが提示されている。
	104	エイズ	HIV感染が原因で起きる病気の総称。HIVとは、Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の頭文字をとったもので、このウイルスに感染すると比較的長い潜伏期の後に、免疫力が低下し、健康なときにはかからなかった様々な病気にかかる。
	167・170	エコ住宅	断熱性能が高い外壁や窓、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー利用設備、高効率給湯器、家庭用燃料電池などを有する環境性能の高い住宅。
	69・71 206	エコタウン	再生可能エネルギーの活用と徹底した省エネ対策を一定地域内で集中的に進める本県独自のプロジェクト。
	206	エコライフDAY	簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO <sub>2</sub> 削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	45・46 106・109	NICU	Neonatal Intensive Care Unit(新生児集中治療室)の略。低体重児や先天性のハイリスク疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えている。

行	頁	用語	説明
あ	238	NPO基金	NPO活動を促進し、NPOと行政の協働を促進するために平成16年度に県が創設した基金。県の拠出金1億円と寄附金を原資としている。
	69・71 204・208	LED照明	発光ダイオード(LED:Light Emitting Diode)を使用した照明器具のこと。寿命が長く、消費電力が低いなどといった長所を持つ一方で、発光効率の向上や高価格などといった課題もある。今後、技術的な改善により、低価格で快適に使えるLED照明の登場が期待されている。
	126・132	応急危険度判定	地震により被災した建築物について、その後の余震などによる倒壊の危険性や建築物の部材の落下などの危険性をできる限り速やかに判定すること。その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供し、二次災害を防止する。
	224	おもてなし力	お客様の要望をくみとって心からのおもてなしをする能力。「ホスピタリティ」の和訳ともされるが、観光業では特にこの力が重要だとされる。
	150	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
	94	オレンジリボン キャンペーン	児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間である11月には、国や地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。
	14・69 203・204 206・209 250	温室効果ガス	太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇(地球温暖化)をもたらしていると指摘されている。
か	176	海外インターンシップ	→インターンシップ
	98	介護付き有料老人 ホーム	高齢者が入居して、食事の提供や日常生活の支援サービスを受ける有料老人ホームのうち、事業者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護保険サービスを提供することができる施設。
	15・208	快晴日数日本一	快晴とは、1日の平均曇量(10分比:空全体の中で雲が覆っている割合)が、1.5未満の日のことをいう。埼玉県は平成12年から21年の10年間の快晴延べ日数が518日で日本一(2位は宮崎県で487日)。単年度でも7回日本一になっている。
	200	外来生物	国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。
	15・208	化石燃料	動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものとして石炭、石油、天然ガスなどがある。その燃焼に伴い地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生するなどの問題がある。また、資源としての埋蔵量にも限りがあるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの普及が急務となっている。
	150・249	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	234	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。
	75・198	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水(台所、風呂、洗濯などに使用した水。)を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設のこと。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。浄化槽法が改正され、平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が原則禁止となり、法律上の浄化槽とは合併処理浄化槽のことを指すこととなった。なお、既に設置されている単独処理浄化槽は、浄化槽のみなし施設(みなし浄化槽)として従来と同様に維持管理義務などについて浄化槽法の適用対象とされているが、合併処理浄化槽の設置に努めることが法律で義務付けられている。→生活排水処理施設

行	頁	用語	説明
か	92	家庭的保育事業	保育を必要とする小学校就学前の乳幼児を、保育所の支援を受けながら家庭的保育者が自宅などで保育する事業。家庭的保育者は、保育ママとも呼ばれる。必ずしも保育士資格を必要としないが、市町村が行う研修を修了し、市町村から家庭的保育者としての認定を受ける必要がある。
	93	家庭保育室	認可外保育施設のうち一定の基準を満たした施設を市町村が指定したもので、市町村との契約に基づき、乳幼児の保育を受託している施設。
	15・191 193・198	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合(3.9%)が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	73・198	川の守り人	川を思い川にやさしい行動をする県民、企業及びNPOの総称。多くの県民が川の守り人として行動することで、「川の国埼玉」が実現していく。
	208	環境価値	太陽光や太陽熱、風力や水力などの再生可能エネルギーによる電気や熱は「グリーンエネルギー」と呼ばれ、電気や熱そのものの価値の他に、二酸化炭素を排出しないという「環境価値」を持っているとみなされる。この「環境価値」を第三者機関の認証によって証書の形にしたものを「グリーンエネルギー証書」と呼ぶ。認証を受けたグリーンエネルギー証書は売買取引の対象となる。
	170	環境関連ビジネス	環境への負荷が少ない製品・サービスや、環境保全技術・システムなどを提供する仕事や事業全般のこと。OECD(経済協力開発機構)によれば、「『水、大気、土壌等の環境に与える悪影響』と『廃棄物、騒音、エコシステムに関連する問題』を計測し、予防し、削減し、最小化し、改善する製品やサービスを提供する活動」として定義されている。具体的には、公害防止装置や廃棄物処理・リサイクルプラント、測定分析機器など環境負荷を低減する装置・機器に係る産業や、低公害車などそれ自体環境負荷の少ない製品の製造・販売、廃棄物処理業など環境保全関連サービス、水処理施設などのインフラ整備など、様々な業種・業態がある。県では、世界的に課題となっている安全な水の供給と下水の処理など水問題の解決のため、上下水道施設の維持管理や供給サービスなどのいわゆる水ビジネスの海外展開を官民一体で推進している。
	206	環境性能	省エネや省資源・リサイクルといった環境への負荷の削減や、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質の向上など、建築物の環境への配慮性能のこと。
	110	緩和ケア医療	がんに伴う体や心の問題を単に病気に対する医療として捉えるだけではなく、社会生活まで含めて全体的に患者を支えるという医療のあり方。がんが進行した時期だけでなく、がんの診断や治療と並行して行われるべきと考えられている。
	17・54 130	危機管理防災センター	本県の災害対策の拠点施設。災害発生時には県の「災害対策本部」(本部長:知事)が設置され、自衛隊、警察、消防、ライフライン団体などの防災関係機関が連携して災害対応を行う。
	37・38 39・79 92	企業内保育所	企業などが従業員の福利厚生を目的として、オフィスの中などに保育所を設置するもの。
	176	技能検定制度	労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図り、ひいてはわが国の産業の発展に寄与しようとするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。
	212	揮発性有機化合物(VOC)	炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称(二酸化炭素など一部例外を除く。)。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングなどの溶剤などに含まれる。光化学スモッグなどの原因となる。
	29・246	義務的経費	国や地方公共団体の歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費及び地方債の元利償還金などの公債費など。
	122	GAP (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動を行う上で必要な点検項目を定め、これに沿って各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動。

行	頁	用語	説明
か	140・156 176	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	45・47 106	救急医療	救急医療は、病気やけがの症状の度合いに応じ、次の体制を整備している。①外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制。②入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制。③重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制。初期救急医療は、在宅当番医制、休日夜間急患センター、休日歯科診療所及び在宅歯科当番医制により、第二次救急医療は第二次救急医療圏ごとに病院群輪番制方式により、第三次救急医療は、救命救急センターを中心に実施している。→高度救命救急センター
	140・142 144・248	教育に関する 3つの達成目標	「学力」(=知)、「規律ある態度」(=徳)、「体力」(=体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。
	53・55 132	緊急輸送道路	大規模な地震などの災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行う道路。高速道路や国道などの広域的幹線道路や、地域間を結ぶ主要な道路、地域内の防災拠点を連絡する道路からなる。
	224	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。生活に潤いを求める価値観の変化の中で、都市と農村との共生関係の構築によって、農山漁村地域の活性化を図る方策として注目されている。
	42・160	グループホーム	→住まいの場
	57・58 177	グローバル人材	国際化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ、世界的規模で活動することができる人材。
	58・240	グローバル人材 埼玉ネットワーク	県内の外国人留学生や日本人海外留学経験者など本県ゆかりのグローバル人材や、県内の企業・団体・大学などが相互に交流を深めるためのネットワーク。国際ビジネスの展開をはじめ、産業振興、国際交流・協力の推進、多文化共生社会の構築などグローバル化への対応を目的とする。
	161	ケアホーム	→住まいの場
	232	景観重要樹木	景観法の規定により景観計画で定める景観計画区域内の良好な景観形成に重要な役割を果たしている樹木。景観重要樹木に指定することによって、伐採や移植が制限され景観の保護がされる。
	214	下水汚泥	下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させてできたもの。本県では汚泥は処理場内で汚泥処理施設に送られ、脱水した後、焼却して処理されており、焼却後の灰は、セメントの原料などとして利用されている。
	134	下水道雨水幹線	主に市町村が整備する下水道の一種で、市街地に降った雨水を排水するための幹線となる雨水管や水路。
	112	血液製剤	人の血液を原料として製造される医薬品の総称。輸血用血液製剤と血しょう分画製剤に分かれる。輸血用血液製剤には、全血製剤(すべての血液成分を含んでいるもの。)と血液成分製剤(血液中の特定成分を分離調製したもの。赤血球製剤、血小板製剤、血しょう製剤。)がある。血しょう分画製剤は、血しょう中の特定タンパク質を物理化学的に分離精製したもので、アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤などがある。
	134	ゲリラ豪雨	短い時間に集中的、局地的に発生する豪雨のこと。
	41・43 104	健康長寿埼玉	市町村、県民、民間団体、県などが一体となって、県民ができるだけ長く健康でいきいきと暮らせる社会を構築するための取組のこと。
	214	建設副産物	建設工事に伴い生ずる副産物。原材料として利用の可能性があるコンクリート塊などのほか、そのまま原材料となる建設発生土などがある。
	206	建築物環境配慮制度	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物の環境配慮の取組について、環境評価システムを使用して評価、公表する制度のこと。

行	頁	用語	説明
か	11・174	県内総生産	県内の経済活動によって新たに生み出される付加価値のこと。産出額(出荷額・売上高など)から中間投入(原材料・光熱水費など)を除いた額である。
	113	原料血しょう	血しょう分画製剤の製造原料となる国内献血由来の血しょうのこと。→血液製剤
	213・251	光化学スモッグ	工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物への悪影響をもたらす。
	185・186	高規格幹線道路	全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のこと。全国14,000kmのネットワークが計画されている。県内の路線としては、常磐自動車道・東北自動車道・関越自動車道・東京外環自動車道・首都圏中央連絡自動車道がある。
	8	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(5歳階級ごとに算出。)を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当。
	106	高次医療機関	入院治療を必要とする二次医療や、専門的かつ特殊な医療を提供する三次医療を担う医療機関のこと。→三次医療機関
	160	高次脳機能障害	事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。
	180	口蹄疫	牛、豚などの偶蹄類動物(ひづめが偶数ある動物)が感染する病気で、伝染力が強く治療法がない。発生した場合は家畜伝染病予防法に基づくと殺が義務付けられている。
	51・156 176	高等技術専門校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
	45・46	高度救命救急センター	第三次救急医療機関である救命救急センター(重篤な救急患者を常時受け入れることができる診療体制をもち、24時間体制で重篤な患者に対し高度な治療が可能な医療機関。)のうち、高度な診療機能を有する施設のこと。
	180	高病原性鳥インフルエンザ	インフルエンザウイルスによる鳥類の病気のうち、鶏の死亡率が高いもの。発生した場合は家畜伝染病予防法に基づくと殺が義務付けられている。
	198	五感による河川環境指標	人の五感(見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れる)から得られる情報により河川環境を評価する指標。地域団体による川の再生活動の成果を実感してもらうもの。指標を活用し、県民自らが河川環境調査や評価を行い、その結果を川の再生活動へ反映させてもらうことを目的としている。
	240	国際Dシネマ映画祭	次代を担うクリエイターの発掘と映像産業の振興を目的に、世界中から「エンターテインメント性とデジタルの新たな表現の可能性を感じる」作品を公募し、開催している映画祭。平成16年から毎年SKIPシティで開催されている。
	130	国民保護訓練	武力攻撃など突然発生する事態に対応し国民を保護するための訓練。国民保護法に規定があり、本県でも国と連携して図上訓練などを実施している。
	92	子育て支援コンビニ	子育て商品の販売や、ベビーカーの貸出し、親同士の情報交換の場などの子育て支援の機能を備えたコンビニエンスストアのこと。
	150	子ども大学	地域の大学や市町村、企業、NPO、県が連携して子ども(小学校4~6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみ追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校で教えないような課題を取りあげて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。
	242	子どもの人権	子どもを人格を持つ一人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障すること。さらに子どもを「発達する存在」として捉え、子ども独自の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障している。

行	頁	用語	説明
さ	167・174	サービス産業	日本標準産業分類の大分類における「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」のこと。いわゆる「第3次産業」を指す。
	129・130	災害医療体制	災害時に患者の重症度に応じた適切な医療を行うための体制。被災現場から救護所、地域の医療機関、さらには後方医療機関(地域の医療機関で対応できない重症者などに対する治療や入院などの救護を行う災害拠点病院など。)に至る体系的な医療を提供する。
	130	災害拠点病院	平成7年の阪神・淡路大震災後、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援などを行うために整備された病院のこと。国の定める災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する。
	130	災害時即応力	地震や豪雨災害などの災害発生時に迅速かつ適切に対応するための体制。県土整備事務所などの災害時の拠点機能、災害対策資機材、危機管理体制などが確実に整うことによって、災害への対応の体制が確立される。
	54・130	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などをいう。
	130	災害対策資機材	バリケードやブルーシート、土のうなどの災害用資材のほか、発電機や通信機器などの機材も含め、災害発生時に活用する資機材。→災害時即応力
	69・71 203・204 206・208	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。
	33	財政の硬直化	国や地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費などの義務的に支出しなければならない経費が大きな部分を占めるようになって、社会の変化に即応した弾力的な財政運営が困難になること。→義務的経費
	41・42 97・98	在宅サービス	介護が必要な高齢者が在宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。家庭を訪問したヘルパーが身体介護や生活援助を行う訪問介護、高齢者がセンターに通って入浴や食事、健康チェックなどを受ける通所介護、介護者が病気などで一時的に介護できないときに預かってもらう短期入所生活介護などが代表例。
	130	埼玉県地域防災計画	災害対策基本法に基づき、埼玉県防災会議(会長:知事)が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。風水害・事故対策編と震災対策編がある。
	142・222 240	埼玉国際ジュニアサッカー大会	小学生(12歳以下)による国際サッカー大会。県内及び国内外から優秀な選手が集まる。2002FIFAワールドカップ™が埼玉で開催されたことを記念して始められた。
	222	埼玉スタジアム2002	観客席数63,700の日本で最大、アジアでも最大級のサッカー専用スタジアム。平成13年10月に供用を開始した。平成14年6月には2002FIFAワールドカップ™の準決勝の会場となり、その後も日本代表戦が数多く開催されている。スタジアムは、約30ヘクタールの都市公園「埼玉スタジアム2002公園」の中にあり、サッカーの試合のないときにも、四季折々の花々を楽しむことができる。
	130	埼玉DMAT	DMATとは、Disaster Medical Assistance Teamの略。災害の急性期(災害発生後、概ね48時間以内。)に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた隊員により構成される。1チームは、医師、看護師などで構成され、各構成員は、国及び県の養成研修を修了し、知事が隊員として登録する。災害時は、知事もしくは消防機関の要請または指定病院の自主判断により出動し、必要な資機材などは自ら持参し、他からの援助を受けない自己完結型の活動を行う。
	182	埼玉の木づかい運動	県産木材利用の意義について県民の理解をさらに深め、社会全体で県産木材の一層の利用促進を図るため、木材関係団体や県などが連携して展開する県民運動。
	142	埼玉の子ども70万人体験活動	子どもの社会力と豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。

行	頁	用語	説明
さ	79	埼玉版ウーマノミクス	いきいきと輝く女性の力で経済を活性化させる本県独自のプロジェクトのこと。ウーマノミクスとは「ウーマン」と「エコノミクス」を合わせた造語。
	220	彩の国さいたま 芸術劇場	さいたま市にある舞台芸術活動の拠点施設。文化勲章を受章した蜷川幸雄氏が芸術監督を務める。シェイクスピアの全37作品を上演する「彩の国シェイクスピア・シリーズ」をはじめ、55歳以上のメンバーのみで構成される演劇集団「さいたまゴールドシアター」や若手演劇集団「さいたまネクストシアター」など、多彩な舞台を展開している。
	214	彩の国資源循環工場 第2期事業	寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在8社が立地して事業を展開している。第2期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などを誘致するとともに、埋立処分場の整備を行う予定である。
	123	彩の国ハサップ ガイドライン	ハサップ(HACCP: Hazard Analysis Critical Control Pointシステムのこと)は、アメリカの航空宇宙局(NASA)が宇宙飛行士に安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムのこと。食品の製造・加工の各工程で起こり得る危害についてあらかじめ調査・分析し、この結果に基づいて、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点として定める。これが順守されているかどうかを営業者自らが確認する衛生管理手法のことである。このハサップの考え方を取り入れた本県独自の自主衛生管理に関する指針のことを「彩の国ハサップガイドライン」という。
	123・248	彩の国ハサップ ガイドラインリーダー	「彩の国ハサップガイドライン」に基づき、自主衛生管理を行う飲食店営業施設の食品衛生責任者のこと。→彩の国ハサップガイドライン
	15・73 74・194 196・250	彩の国みどりの基金	森林の整備・保全や身近な緑の保全・創出などを目的とし、自動車税の1.5%相当額(1台当たり約500円)と県民や企業などからの寄附を財源とする基金。平成20年4月に創設。
	194	彩の国みどりの サポーターズクラブ	緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成22年に発足。
	238	彩の国ロードサポート 制度	美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の清掃美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。
	94	里親委託等推進員	里親への児童の委託を推進するため、未委託里親への受託希望調査や里親委託候補児童の選定、受託里親家庭への訪問支援などについて、企画、実施、関係機関との連絡調整を担う職員。
	196	里山・平地林	里山は、人里近くにある、生活に結びついた山や森林のこと。平地林は、平地部分にある林。薪や山菜、堆肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。
	173	産業団地	製造業のほか、いわゆる流通系の施設などが立地できる多機能団地。
	110	三次医療機関	専門的かつ特殊な医療を提供する医療機関のこと。大学病院や県立の専門病院などが該当する。
	152	支援籍	障害のある児童・生徒が在籍する学校または学級以外に必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
	188	市街地開発事業	一定のエリアの中で総合的な計画に基づいて公共施設の整備や宅地の整備を一体的に行う事業。本県では土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業、住宅街区整備事業を実施している。
	188・232	市街地再開発事業	駅周辺などの老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行う。



行	頁	用語	説明
さ	17・54 130・248	自主防災組織	災害が発生したときに初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行う地域住民組織。
	15・61・62 69・70・71 167・170 172・203 204・206 251	次世代自動車	ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。
	97・98	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所し介護を受けるサービスのこと。介護老人保健施設とは、病院での治療が終わった者が家に戻ることを目指して、看護や医学的管理下での介護・リハビリなどを行う施設。介護療養型医療施設とは、介護保険で入院できる病院で、安定期に入ったものの引き続き入院の必要な者に、療養上の管理、看護、医学的管理下で介護・リハビリなどを行う施設。
	10	実質経済成長率	経済成長率とは、一定期間(四半期または1年間)に経済規模が拡大する割合であり、時価評価の名目GDPを用いた名目経済成長率と、物価変動の影響を除いた実質GDPを用いた実質経済成長率がある。景気あるいはマクロ経済の最も重要な指標。単に経済成長率という場合は実質経済成長率を指すことが多い。
	94	児童福祉施設	児童福祉法に定められた次の施設のこと。児童養護施設、乳児院、助産施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、保育所、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センターがある。その他、施設に準じるものとして、自立援助ホームがある。
	94	児童養護施設	保護者の死亡や家出または病気などのため、家庭で養育することが困難な児童、あるいは、保護者のもとで養育させることが不適当な児童を入所させて養育し、併せてその自立を支援する施設。
	240	姉妹友好州省	メキシコ州(メキシコ)、山西省(中国)、クイーンズランド州(オーストラリア)、オハイオ州(アメリカ)、ブランデンブルグ州(ドイツ)と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。
	98	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理性が高い一般市民で、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人。
	94	社会的養護	何らかの事情があり、家庭で適切な養育が受けられない子どもを、社会が家庭に代わって養育する仕組みのこと。社会的養護を大きく分けると、「施設養護」と「家庭養護」の2種類があり、施設養護には乳児院や児童養護施設などが、家庭養護には里親制度やファミリーホームなどがある。
	45・92 106・108 110	周産期医療	周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までの期間をいう。この時期は母子共に異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方から一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。
	234	集落協定	中山間地域等直接支払制度の対象となる農用地において、農業生産活動などを行う複数の農業者の間で締結する協定のこと。農用地の範囲、構成員の役割分担、農業生産活動として取り組むべき事項などが記載されている。→中山間地域
	160	就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施するもの。→一般就労
	160	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを供与するもの。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇用型」と、「非雇用型」がある。
	160	障害児(者)支援施設	障害児(者)の通所事業所及び入所施設。→生活介護、就労移行支援、就労継続支援

行	頁	用語	説明
さ	162	障害者就労支援機関	企業に対して障害者雇用の具体的な提案やアドバイスを行う埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場定着支援などを行う市町村障害者就労支援センターなどがある。
	214	浄水発生土	河川の水を取水し、浄水場で処理を行う過程(沈殿池で河川水に含まれる泥を沈殿させ、濁りを取り除く過程)で排出される泥のこと。
	71	小水力発電	一般に数十キロワット～数千キロワット程度の比較的小規模な水力発電の総称として用いられることが多い。河川はもちろん、農業用水、上下水道など様々な場所において、小規模の流量・段差を活用して発電を行うことができる。
	92・106 108	小児救急医療	小児に対して提供される救急医療のこと。成人に対する救急医療と同様に初期から第三次までの救急医療体制を整備している。
	120	消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上相談実施などが要件となっている。埼玉県消費生活支援センターは4か所(川口、川越、春日部、熊谷)に設置されており、川口では商品事故などの原因究明のための商品テストも行う。
	172	消費地立地型企業	消費地に近い場所に工場などの立地をする企業。主なものとして鮮度が重視される食品産業などが挙げられる。
	23・227 228	情報セキュリティ	個人や組織の保有する情報資産が漏えい、改ざん、破壊などの侵害にさらされることを防ぐ仕組み。
	130	消防の広域化	2以上の市町村が消防事務を共同して処理することまたは市町村が他の市町村に消防事務を委託すること(いずれも消防団の事務を除く。)をいう。
	133・149	昭和56年改正の耐震基準	昭和53年の宮城県沖地震をきっかけに昭和56年に耐震基準が改正され、現行と同程度の耐震基準(新耐震基準)となった。
	51・162	職業能力開発センター	→高等技術専門学校
	180	食品産業立地県	食品産業の立地・集積が進んでいる県。本県は、東京都と神奈川県を合わせた巨大マーケットを背景に、食料品製造業による製造品出荷額等が全国3位(平成22年工業統計表:経済産業省)となっている。
	228	シンククライアントシステム	パソコンに必要な最低限の機能しか持たせず、サーバー側でソフトやデータを一括管理するシステム。情報セキュリティの向上や運用管理コストの縮減が期待されている。
	104	新興感染症	かつては知られていなかった新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。病原体としてはウイルス、細菌、スピロヘータ、寄生虫など様々で、ウイルスによるものとしてはエイズ、エボラ出血熱、ラッサ熱などがある。
	124・196	針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。異なる樹種が混在することにより、多様な枝葉や根が形成され、水源かん養機能をはじめとする公益的機能の向上が期待できる。また、樹種が豊富になることで生物多様性の回復などにも寄与する。
	200	侵略的外来生物	外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。
	182	森林管理道	主に森林整備や木材搬出を進めるための道路。トラックや林業用機械などが容易に通行できる規格となっている。山村地域の生活道路や災害時の迂回路としても重要な役割を持つ。
	179・182	森林の循環利用	森林に対して「伐って使って、植えて、育てる」という作業を繰り返すことにより、森林資源を循環的に利用すること。1回のサイクルはおよそ40～100年である。
	182	森林の団地化	経営を集約化して効率的な森林整備を行うため、個人が持つ小規模な森林を集めて一定面積以上のまとまりを作ること。
	124・193	水源かん養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、濁水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。

行	頁	用語	説明
さ	196・234	水源のかん養	→水源かん養
	124	水道広域化	安全な水道水を安定して供給し続けるため、複数の水道事業者(市町村や一部事務組合)及び水道用水供給事業者が、事業統合や地域特性に応じた連携(経営の一体化、施設の共同化、管理の一体化)を行うこと。
	170・174 220	SKIPシティ	Saitama Kawaguchi Intelligent Parkの略。中小企業の振興と次世代映像産業の導入・集積並びに国際競争力を備えた人材育成を目指し、平成15年2月に川口市内にオープンした施設。
	223	スポーツ通勤	日頃の通勤や勤務中の移動を意識的にスポーツ感覚で行うもの。歩行をウォーキングに、自動車を自転車に変えることにより、多忙なビジネスパーソンでも健康の維持増進やリラクゼーションを図ることができる。CO <sub>2</sub> の削減といった形で環境保護にも貢献できる。
	186	スマート インターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定している。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。
	71	スマートエネルギー ネットワーク	太陽光・太陽熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーと工場からの廃熱などの未利用エネルギーを組み合わせ、情報通信技術を活用して最適に制御し、熱と電気を地域内で効率的に利用するシステム。
	69・71 206	スマートグリッド	情報通信技術によって電力の需要と供給を自動的に調整し、電力の利用を最適化する次世代送配電システム。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。
	160・249	住まいの場	障害者が地域で自立した生活を進めるためのグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)のこと。グループホームは、日常生活の相談が必要な人に世話人を配置し、家事支援、日常生活の相談などを行う。ケアホームは、介護が必要な人に世話人の他に生活支援員を配置し、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
	211・214	3R	循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の3つの頭文字をとったもの。
	160	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの。
	120	生活科学センター	消費生活に関する学習支援や情報提供、消費者活動・交流の支援などの機能を持つ施設で、川口市のSKIPシティに平成15年2月に開設。愛称は「彩の国くらしプラザ」。
	174	生活サポート産業	サービス産業のうち、医療・福祉や健康、衣食住など、県民生活のあらゆる面で、安心・安全や快適さの向上などをサポートする産業。
	98	生活支援サービス	安否確認、食事の提供、外出付添い、その他の高齢者が日常生活を営むために必要なサービスであって、高齢者の希望に応じて提供される介護保険適用外のサービスのこと。
	198	生活排水処理施設	家庭などからの生活排水(し尿及び生活雑排水)を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などがある。→農業集落排水、合併処理浄化槽
	160	精神科救急医療体制	精神症状の急変などで緊急な医療を必要とする精神障害者などが、休日及び夜間を含めて迅速かつ適正な医療が受けられるような体制。電話相談窓口である精神科救急情報センターや、あらゆるケースに常時対応可能な精神科救急医療センターの設置、移送制度の活用、初期救急医療体制の整備などが挙げられる。
	14・193 200	生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

行	頁	用語	説明
さ	188	西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)	地域の特色や資源を生かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するための複合拠点施設。川越市に整備し、平成26年度に県市施設のオープンを予定している。
	191・200 250	生物多様性	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。
	45・46	総合周産期母子医療センター	母体・胎児集中治療室(MFICU)や新生児集中治療室(NICU)を含む産科及び新生児の病棟などを備え、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)などのリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する周産期医療の中核施設のことをいう。→周産期医療
た	230	第3セクター鉄道	地方公共団体が出資または出えんを行っている会社法法人など(第3セクター)が運営する鉄道及び軌道、またはこれを運営する鉄道事業者及び軌道事業者のこと。
	172	第二創業	新しい取組により従来とは異なる事業に進出して、企業のさらなる発展を目指すこと。具体的には、異業種への進出や事業再構築、新たな商品・サービスの開発による経営革新など。
	8	団塊の世代	昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。
	160	短期入所	障害児(者)を在宅で介護している家族が、急な病気や理由により一時的に介護ができなくなったときに、短期間(原則として7日間以内、場合により延長も可能。)、障害児(者)が一時的に施設に入所し、家族に代わって施設が介護サービスを行うこと。
	79・156	短時間勤務制度	1日の所定労働時間を原則として6時間とする制度のこと。育児・介護休業法により3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることが事業者の義務となっている。
	158	男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的とした男女共同参画社会づくりのための総合的な拠点施設。さいたま市に平成14年4月に開設、愛称は「With You(ウィズユー)さいたま」。
	228	地域医療連携システム	地域における医療連携体制をインターネットなどITを活用して構築すること。検査データなどの患者情報を地域の中核的な医療機関とかかりつけ医(地域住民に対し日常的な健康相談や一次的な医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理する医師または医療機関をいう。)とで共有を図ることである。医療機関同士で医療情報を共有化することにより地域住民の健康管理・疾病管理・重症化予防を図ることができる。
	106	地域医療連携体制	地域の医療機関が連携し役割を分担しつつ医療を行う体制のこと。救急医療、回復期のリハビリテーションや在宅医療などの専門医療を分担するとともに、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基盤としながら、必要ときに役割を分担して切れ目のない医療を提供する体制のこと。
	104	地域がん登録	県内におけるがん医療水準の向上を図るため、県内におけるがん患者のり患から治癒もしくは死亡に至る全経過の情報を登録し、がんのり患率や生存率の計測を行うこと。がんの実態を把握し整理、解析することで、がん予防、がん診療レベルの向上を図ることができる。
	36・38 92・188	地域子育て支援センター	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。
	13・81・82 238・251	地域支え合いの仕組み	元気な高齢者などが援助の必要な高齢者などの生活支援を行い、その謝礼を地域商品券などで受け取る仕組み。愛称は「安心おたすけ隊」。
160	地域生活支援事業	介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、障害者の地域での生活を支えるために市町村や県が主体となって取り組む様々な事業の総称。相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、円滑な外出のための移動支援などがある。	

行	頁	用語	説明
た	230	地域鉄道	新幹線、在来幹線、都市鉄道以外の鉄道路線のこと。秩父鉄道など中小私鉄の路線のほか、JRや大手私鉄のうち輸送量が少ない路線(それらを引き継いだ第3セクター鉄道を含む。)が該当。
	98	地域包括支援センター	市町村等が設置する地域の保健・医療・福祉の中核的機関。高齢者福祉の総合相談、介護予防マネジメントや地域ケアの推進を担う。
	53・54 130	地域防災計画	→埼玉県地域防災計画
	134	治山施設	山崩れ、地滑り、土石流など、山地災害の未然防止や災害の復旧のために設置するダムや土留などの施設のこと。
	15・69 71・144 180・203	地産地消	地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。農産物だけでなく、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すこと。
	168	知的財産活用	発明、考案、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号など事業活動に用いられる商品や役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上や営業上の情報のことである。知的財産を商品化・技術化し、ビジネスに結びつけること。
	238	中核的NPO	地域における共助の取組の中心的役割や他のNPO法人を先導・支援する役割を果たすNPO法人など。
	160	中核発達支援センター	発達障害の早期支援体制の充実を図るため、医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育の拠点と位置付けている施設。→発達障害
	186・234	中山間地域	山間や山沿いの、山林や傾斜地が多く、まとまった平地が少ない地域のこと。農業を含め、事業活動が平地と比べて不利となっている。
	188	中心市街地	都市の中心の市街地であって、小売商業者や都市機能が相当程度集積しており、市町村の中心としての役割を果たしている地域のこと。
	170	超高齢社会	一般に、高齢化率が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれる。高齢化率とは、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。
	200	適正飼養	飼い主が責任と自覚を持ち、動物の種類や特性に応じて管理すること。動物の鳴き声、ふん尿などによる周辺への迷惑行為をはじめ、飼い主の能力を超えて多くの動物を飼育したり、みだりな繁殖行為がもたらす動物の遺棄をしないようにすること。
	71・208	電力100%自活住宅	LED照明の設置など、省エネ対策を行った後の家庭の年間電力使用量と太陽光発電設備によって発電される電力量を比べて発電量がプラスとなる住宅のこと。
	16	東京湾北部地震	北米プレートとフィリピン海プレートとの境界で発生すると想定される地震。地震の規模はマグニチュード7.3で、首都直下地震として起こる地震の中で切迫性が高く、県内でも震度6強の区域の存在や大きな人的・建物被害などが見込まれている。
	46・106	ドクターヘリ	以下の要件のいずれにも該当するヘリコプターをいう。①救急医療に必要な機器を装備し、医薬品を搭載していること。②救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内や当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。
	93	特定保育	就学前児童を対象に保護者の就労状態により、保育所で週2、3日程度継続的に保育を行うもの。
	152・162 249	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
	9・42 98	特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する介護保険適用施設。介護老人福祉施設ともいう。

行	頁	用語	説明
た	194	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。
	188・232	土地区画整理事業	一定のエリアで、道路、公園、河川などの公共施設を一体的に整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
	242	ドメスティック・バイオレンス	配偶者(事実婚、元配偶者も含む。)からの暴力のこと。DV。身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる。近年は、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力(デートDV)も問題となっており、若年層での広がり指摘されている。
な	135・248	内水ハザードマップ	大雨による浸水(内水氾濫)の被害が想定される区域を示したもの。あらかじめ県民に情報提供し、県民自らが災害に対して備えることで被害の軽減を図る。
	155・156	ニート	15~34歳の非労働力人口(就業者と完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない者。
	107・247	二次救急医療圏	入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制の整備を図るための地域単位。県内を14地区に分けている。
	94	乳児院	乳児(保健上安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む。)を入院させて、養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	238	認定NPO法人	NPO法人のうち、一定の要件を満たし、所轄庁の認定を受けた法人のこと。寄附金控除の対象となるなど、税制上の優遇措置が講じられる。
	180	農業経営体	農業を営む個人(世帯)または法人で、営む耕地の面積や家畜の頭数などが一定規模以上の者をいう。
	198・234	農業集落排水	農業用水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するため、農山村地域における生活雑排水やし尿などの汚水処理する施設。→生活排水処理施設
	181	農業生産法人	農地の所有権を取得することができる法人。
	67・180	農業の6次産業化	農業者が農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的に関わり、農業経営に新たな付加価値を取り込むこと。1次×2次×3次=6次産業。
	180・250	農業法人	法人形態によって農業を営む者の総称。
	181	農事組合法人	農産物の生産・加工・販売などを共同で行うために、農業協同組合法に基づいて設立される法人。
	170・180	農商工連携	農業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産などを行い需要の開拓を行うこと。
	152	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。
	230	ノンステップバス	誰でも乗り降りしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ(階段)をなくしたバス。
	は	71・214 234	バイオマス
214		廃棄物の山	産業廃棄物処理業者の倒産や悪質な業者による不適正保管、不法投棄などによって、建設廃材や廃タイヤなどの廃棄物が山積みされた状態のこと。火災、崩落、悪臭、有害物質の発生などにより生活環境を損なうおそれがある。
45・47		ハイリスク妊産婦	母体・胎児のいずれか、または両者に重大な障害を生ずる危険性の高い妊婦のこと。35歳以上の高年齢妊娠や妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、切迫早産、母体が糖尿病や心疾患などの場合に母児に重篤な後遺症が出る危険性が高くなるといわれている。

行	頁	用語	説明
は	37・152 160	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	10・33 165	バブル経済	不動産や株式などの資産価格が、投機によって実体経済を駆け離れて異常に高騰すること。バブル(泡)のように大きく膨らんでいる様子に例えられている。日本では一般的に「バブル経済」と呼んだ場合には、1980年代後半から1990年代前半にかけて不動産価格や株価が実態からかけ離れて上昇したバブル景気を指す。
	19・117 248	犯罪発生件数	警察において認知した刑法犯の事件数。
	45	晩産化	母の平均出生時年齢(子どもが生まれたときの平均年齢)が上がっていること。母の年齢(5歳階級)別にみた出生数では、25歳～29歳が最も多い年代であったが、平成15年以降、30歳～34歳が最も多くなっており、晩産化が進んでいる。
	206	ヒートアイランド	冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。
	212	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5 $\mu$ m(マイクロメートル; $\mu$ m=100万分の1m)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	12・49	非正規労働者	パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などの形態で雇用されている労働者のこと。
	194	1人1本植樹運動	みどりの再生を全県的に展開するため、県民、企業、行政が一体となって植樹活動を行う県民運動。
	92	病児保育	病気のため集団保育が困難で、保護者の勤務などの都合により家庭で保育できない児童を医療機関や保育所などに付設された専用スペースで一時的に保育するもの。
	171・249	付加価値額	企業がその年に生み出した利益のこと。工業統計調査においては製造品出荷額などから原材料費や減価償却額などを差し引いたもの。
	53	複合的・連鎖的被害	複数の災害が同時に発生したり、また1つの災害が別の災害の発生を誘発して生じる被害。東日本大震災では、地震、津波と原発事故が複合的・連鎖的に発生したことから、各自治体でこうした被害への対策を早急に検討する必要性が高まった。
	227	ブロードバンド	光回線やケーブルテレビ回線などをはじめとした高速データ通信を可能とする回線のこと。
	134・196	保安林	洪水や濁水の緩和、土砂流出の防止などを目的に、森林法に基づいて指定され、伐採などの行為が制限される森林。
	130	防災空地	震災などの非常時に避難場所や消火・救護活動の拠点となる空き地や公園のこと。住宅密集地では火災の延焼防止機能も発揮する。県が設置する公園では、非常時にかまどとして使用できるベンチや非常用電源を設置するなど、防災空地としての機能を高める整備を進めている。
	92・150	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うもの。
38・92	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。	
98	訪問看護ステーション	かかりつけ医の指示によって看護師(保健師・助産師)が自宅を訪問し、医療的処置・管理や療養上の世話をを行う介護保険制度及び医療保険制度上のサービス機関。	

行	頁	用語	説明
は	160	訪問サービス	介護が必要な障害者が在宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。家庭を訪問したホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う居宅介護、必要な外出支援を行う行動援護や同行援護などが代表例。
	188	本庄地方拠点都市地域	地方拠点法に基づき知事が指定した本庄市、美里町、神川町及び上里町で構成される地域。研究・開発機関の立地促進を図るとともに、恵まれた地域資源を活用し、「職・住・遊・学」の機能を備えた魅力ある拠点都市地域の形成を目指すことを基本方針としている。
ま	214	マイバッグ	購買時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	214	マイボトル	外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	188	まちづくり協議会	地域の防犯対策などの安心・安全を守るための活動や、景観形成などの住環境の整備といった地域のまちづくり活動を行う住民やNPOなどの団体。
	124	水資源開発施設	安定的な水利用を可能にするため、河川の流量の変動にかかわらず、年間を通じて一定の水量を河川から取水できるようにするためのダムや堰などの施設。
	63・170	水ビジネス	上下水道処理施設の建設・管理・運営事業、ろ過膜処理技術や海水淡水化などの高度な水処理・水浄化事業など、水に関連するビジネスの総称。世界の人口増加と経済活動の増大に伴い、新興国を中心に水需要が増加するとともに水質汚染も深刻化しており、より安全な水の供給と下水の処理などが世界的な課題となっている。そのため、わが国も含めて先進国には、水問題解決への国際貢献が求められていると同時に、新興国での上下水道事業や水の再利用事業などの水ビジネスが拡大しており、今後の成長産業の一つとして期待されている。→環境関連ビジネス
	194	緑のトラスト保全地	さいたま緑のトラスト基金により取得・保全する緑地。県では、県民から広く寄附を募り、それを資金として埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として永く保全していこうという「さいたま緑のトラスト運動」を展開している。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として財団法人さいたま緑のトラスト協会が発足し、翌60年には、この運動の財源となるさいたま緑のトラスト基金が設置されている。
	156	無料低額宿泊所	生計困難者のために、無料または低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所で都道府県知事に届出があったもの。
	68・71 208	メガソーラー	発電能力が1メガワット(1,000キロワット)程度以上の規模の太陽光発電施設。一般的な住宅用太陽光発電設備は概ね2キロワットから4キロワット程度の発電能力であり、その約300件分に相当する。
	208	木質バイオマスエネルギー	→バイオマス
	191・204	目標設定型排出量取引制度	原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。
や	212	有害化学物質	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)で指定する462種類の第一種指定化学物質をいう。
	232	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。
	93	幼稚園預かり保育	幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後などに希望する者を対象に行う教育活動のこと。
ら	206	ライフスタイルキャンペーン	冷暖房温度(夏は28℃、冬は20℃)の適温設定やクールビズ、ウォームビズの実践など、地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するための県民運動。



行	頁	用語	説明
ら	10・49 165	リーマンショック	平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
	212	リスク コミュニケーション	地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。
	132	流域下水道施設	複数市町村の公共下水道で集められた下水を受け入れて処理する下水道施設で、主に都道府県が建設し管理を行うもの。
	134	流域貯留浸透施設	河川への雨水の流出を抑制・軽減するため、学校、公園、住宅などに設ける雨水を一部貯留または浸透させる施設。流域貯留浸透施設には、調整池や透水性舗装のほか、地表に設置した「ます」を通して雨水を地中に浸透させる「雨水浸透ます」などがある。
	194	緑化計画届出制度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、1,000㎡以上の敷地で建築工事を行う場合、敷地内に一定規模以上の緑地面積を確保する緑化計画を県に届け出なければならない制度。
	108・247	臨床研修医	臨床研修とは、医師が将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることを目的に実施される研修のこと。この研修期間中の医師を臨床研修医という。医師法の改正により、平成16年度から2年以上の臨床研修が必修化された。
	224	歴史的景観資源	中山道や日光街道などの旧街道沿いに残る宿場や、城下町の街並みなど地域の歴史的な景観を形成する建築物や風景などの資源。
	98	老人福祉圏域	介護保険法に基づき、都道府県知事が定める地域。その区域ごとに介護保険施設の種類ごとの整備目標や保健福祉サービス量の見込みなどが定められる。
11	労働力人口	15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。	
わ	39・91	ワークライフバランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
	172	ワンストップ・ オーダーメイド・ クイックサービス	県が企業誘致活動を行う際のスローガン。ワンストップサービスとは工場などを立地する際の相談、情報提供からフォローアップまで様々なサービスを総合的に提供すること。オーダーメイドサービスとは個々の企業のニーズに応じ、立地先情報の提供、立地環境や業務環境の整備支援、人材確保支援などきめ細かく対応すること。これらのサービスをクイックに提供できるよう努めている。

安心・  
成長・  
自立自尊  
の  
埼玉へ

埼玉県5か年計画(平成24年度～28年度)

平成24年6月発行

■  
編集発行・埼玉県

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

tel.048-824-2111(代)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉へ  
安心・成長  
自立・自尊の



埼玉県のマスコット  
コバトン

埼玉県5か年計画(平成24年度～28年度)

編集発行／埼玉県 <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

tel 048-824-2111(代)